

摂津市公共施設等総合管理計画

平成29年3月

大阪府 摂津市

は じ め に



我が国においては、高度経済成長期を中心に整備された公共施設やインフラ資産の老朽化対策が大きな課題となっております。

平成26年度に総務省から全ての地方公共団体に対し、公共施設等の状況、更新費用の見込みと基本的な方向性等を示す公共施設等総合管理計画の策定要請がなされました。

この度、本市におきましても総務省の指針に基づき「摂津市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

本計画は、「摂津市総合計画」をはじめとする関連諸計画との整合性を図りながら、平成58年度（2046年度）までの30年間を計画期間として定め、施策を展開してまいります。

今後、多額な公共施設等の更新費用や人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、限られた財源の中で、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、安全で質の高い公共施設によるサービス提供を行うことが必要であります。

本計画で示す基本理念である「公共施設等マネジメントの実践による高質で持続可能なサービスの提供」を実現するために、一層の努力を重ねてまいりますので、市民の皆様や関係機関の方々のご理解とご協力を心からお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を寄せていただいた市民の皆様をはじめ、関係各位に深く感謝申し上げます。

平成29年（2017年）3月

摂津市長 森山 一正

目 次

序 章	1
1 公共施設等総合管理計画策定の背景	1
2 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針について	2
3 本計画の位置付け	4
第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し	7
1 公共施設等の現況	7
（1）対象施設	7
（2）公共建築物の現況と課題	8
（3）インフラ資産の現況と課題	13
2 人口の見通し	15
（1）人口・世帯数・児童生徒数の推移	15
（2）人口の将来展望	16
3 財政の現状及び公共施設等に係る中長期的な経費の見込み	18
（1）財政状況	18
（2）公共建築物の更新費用等の推計	21
（3）インフラ資産の更新費用等の推計	22
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	23
1 計画期間	23
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	24
（1）全庁的な取組体制の構築	24
（2）情報管理・共有方策	26
3 現況の問題点や課題に関する基本認識	27
（1）人口見通しより	27
（2）財政状況より	27
（3）公共施設等の更新費用等より	27
（4）基本認識	27
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	28
（1）公共施設等マネジメントの基本理念	28
（2）公共施設等マネジメントの基本方針	28
5 目標の設定	30
（1）公共建築物のマネジメントの目標について	30
（2）インフラ資産のマネジメントの目標について	30
6 維持・運営の実施方針	31
（1）点検・診断等の実施方針	31
（2）維持管理・修繕の実施方針	31
（3）安全確保の実施方針	31
（4）耐震化の実施方針	31
（5）長寿命化の実施方針	31

(6) 統合や廃止の推進方針	32
(7) 市町村を超えた広域化に関する実施方針	33
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	34
7 フォローアップの実施方針	35
(1) マネジメントサイクルの形成	35
(2) 第1期2022年への取組	35
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	37
1 公共建築物について	37
(1) 学校教育系施設	40
(2) 供給処理施設、消防施設、庁舎	43
(3) 児童福祉施設	46
(4) コミュニティ施設	49
(5) 市営住宅、障害福祉施設、保健福祉施設	53
(6) スポーツ施設、文化施設	56
(7) その他施設	59
(8) 用途変更・廃止施設等	62
2 インフラ資産について	63
(1) 道路・橋りょう	63
(2) 上水道	63
(3) 下水道	63
第4章 参考資料等	64
1 更新費用等の推計条件	64
2 官民連携手法について	66
(1) 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針	66
(2) 官民連携手法について	67
(3) 官民連携手法の選定について	68
(4) ESCO事業について	70
3 庁内検討組織及び策定経過	71
(1) 庁内検討組織	71
(2) 策定経過	72
4 用語の解説	73

序 章

1 公共施設等総合管理計画策定の背景

我が国においては、人口減少時代に入るとともに、高齢化が急速に進行しています。また、高度経済成長期を中心に整備された公共建築物やインフラ資産（以下「公共施設等」という。）が、今後更新時期を迎えるなか、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、老朽化対策の実施及び財政負担の縮減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが全国的に必要となっています。

このような社会の状況を踏まえ、国においては、「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題との認識のもと、平成 25 年（2013 年）11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところであり、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。また、これらの状況を踏まえ、地方公共団体に対して、国（総務省）から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 74 号総務大臣通知）により公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）策定の要請があり、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 75 号）が示されました。

摂津市（以下「本市」という。）においても人口急増及び市街地の拡大への対応や、市民サービス向上の一環として必要な公共施設等を整備してきました。このうち、本市の教育、文化、福祉、コミュニティ活動拠点となる公共建築物については、昭和 41 年（1966 年）11 月の市制施行以降、学校教育系施設を中心に、昭和 45 年（1970 年）から昭和 60 年（1985 年）にかけて整備が集中し、これらは現在、概ね築 40 年が経過しており、今後、一斉に更新時期を迎えようとしています。また、市民生活に密着し、本市の経済活動にも不可欠なインフラ資産（道路、橋りょう、上水道、下水道等）についても、同様に耐用年数に伴う更新時期を迎えることとなるため、点検等を実施した上で計画的な更新・長寿命化を行うことが求められています。

財政的には、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、少子高齢化の進行による扶助費の増加などにより、公共施設等の維持管理費用及び更新費用等を賄うことが益々厳しくなる傾向にあります。また、人口の減少や人口動態の変化等により、公共施設等の利用需要が変化していくことも予想されます。

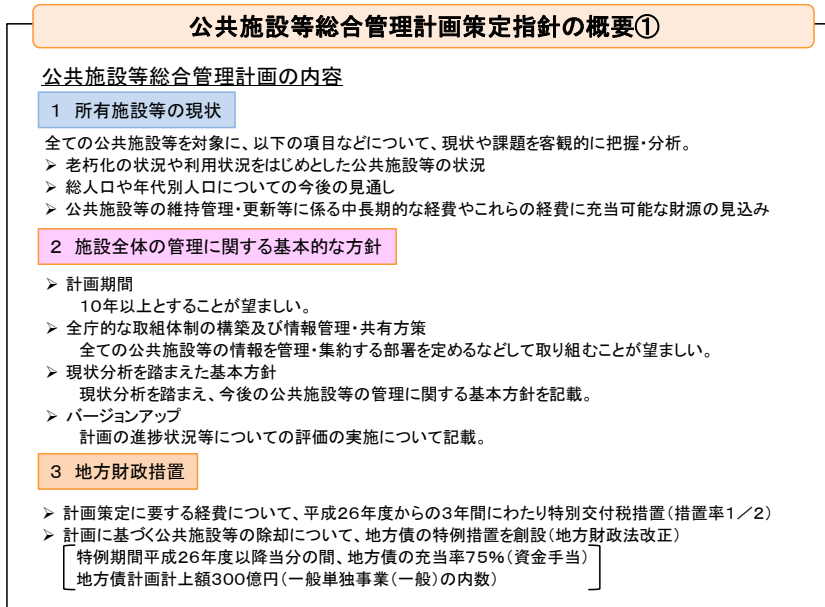
このような背景の中で、本計画は、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に把握・整理するとともに、長期的な視点¹を持って公共施設等の有効活用及び財政負担の縮減・平準化についての検討を図るため、基礎的な資料（摂津市固定資産台帳を含む）及び本市の公共施設等のあり方に対しての基本的方針について、総務省の指針に沿って策定するものであります。

¹ 長期的な視点：平成 23 年（2011 年）3 月に総務省監修の下、日本財団の助成を受けて財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づき定められた、公共建築物の更新費用推計条件における 30 年目の大規模改修時期を長期的視点の最大値とした。

2 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針について

国（総務省）は、平成26年（2014年）4月、図表 序.1 の指針に則った本計画の策定に取り組むよう全国の地方公共団体に対して要請しました。この指針のポイントは、計画期間を10年以上の長期にすることと、全庁的な取組体制の構築にあります。

図表 序.1 公共施設等総合管理計画策定の指針

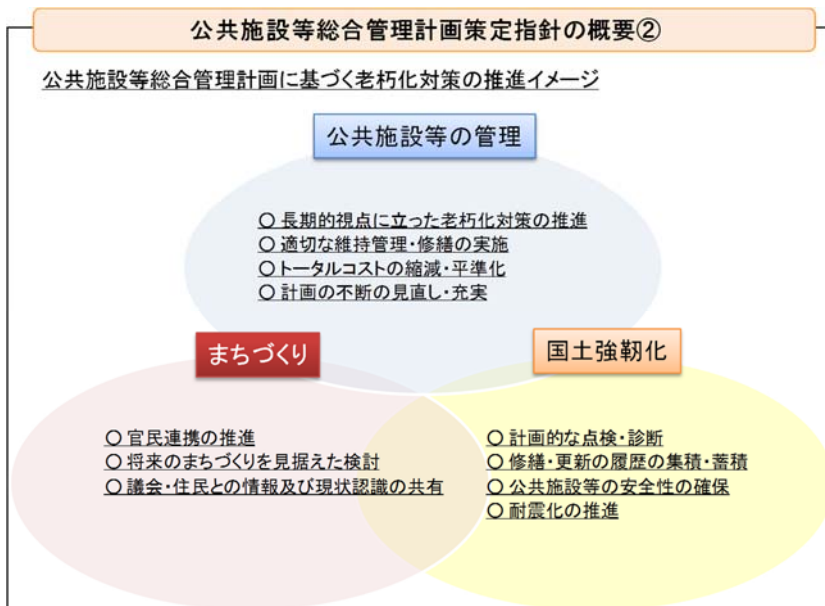


※ 総務省資料を編集

本計画に基づく老朽化対策の推進イメージは、図表 序.2 に示すとおりです。

本計画は、公共施設等の管理に留まらず、国土強靱化の一旦を担い、将来のまちづくりに直結する機能を求めるものです。

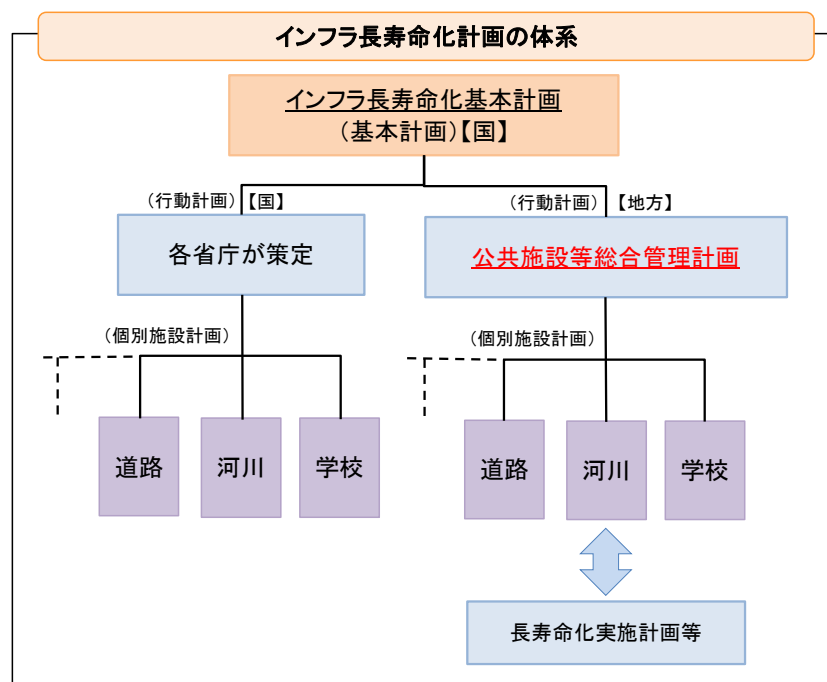
図表 序.2 公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ



※ 総務省資料を編集

本計画は、平成 25 年（2013 年）11 月 29 日にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議によって取りまとめられた「インフラ長寿命化基本計画」における地方公共団体の行動計画として位置付けられています（図表 序.3 参照）。

図表 序.3 インフラ長寿命化計画における公共施設等総合管理計画の位置づけ

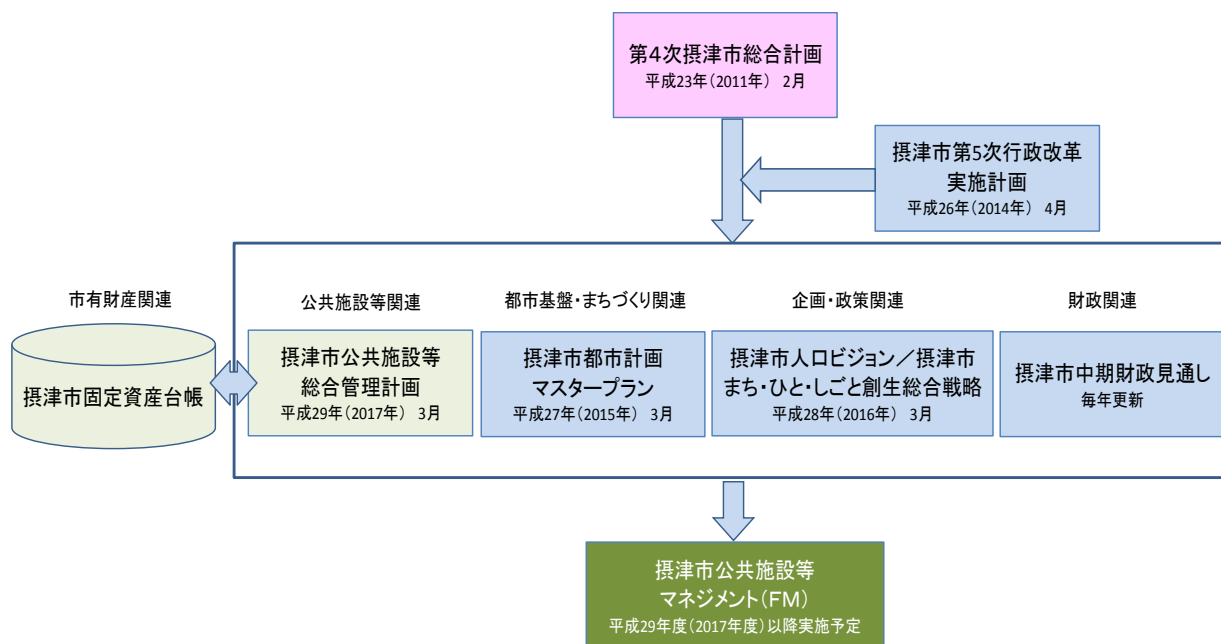


※ 総務省資料を編集

3 本計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、第4次摂津市総合計画（以下「総合計画」という。）をはじめとする関連諸計画等と密接な関係を維持し、公共施設等に係る現状認識や課題等を整理し、財政規律を堅持しつつ将来に求められる公共施設等に対して、総合的に管理するための基本方針を定めていくものです（図表 序.4 参照）。

図表 序.4 本計画の位置づけ



本計画と関連諸計画との主な関係は、次のとおりです。

■第4次摂津市総合計画

本市が目指す将来像を示し、市民生活のあらゆる分野にまたがる計画として、次に示す7つのまちづくりの目標を定めています。

- ・ まちづくりの目標 1 市民が元気に活動するまち
- ・ まちづくりの目標 2 みんなが安全で快適に暮らせるまち
- ・ まちづくりの目標 3 みどりうるおう環境を大切にするまち
- ・ まちづくりの目標 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまち
- ・ まちづくりの目標 5 誰もが学び、成長できるまち
- ・ まちづくりの目標 6 活力ある産業のまち
- ・ まちづくりの目標 7 計画を実現する行政経営

これらの目標は、いずれも本計画に直接的、間接的に関連するものですが、とりわけ目標2の政策である「都市基盤を整備し、安全で安心して暮らせるまちにします」や、目標7の政策である「市民の視点に立った質の高い行政経営を行います」について、その実現のために本計画が重要な役割を担うものです。

■摂津市第5次行政改革実施計画

これからの時代に真に必要なとされる行政サービスを適切に選択し、そこにあらゆる資源をシフトすることにより、持続可能なものとして将来世代へと確実に引き継いでいくものです。

中長期的な財政基盤の確立とこれからの行政を担う人材の育成などを柱とし、弛まぬ改革を推進し、公共施設等の分野では、「モノの改革」として健全な行政基盤を築き、市民サービスを持続的に提供できるよう、適正な公共施設の量と機能を十分に吟味し、総合的・長期的視点に立ったマネジメントシステムを構築していくなど、本計画の実施展開と密接に関連しています。

■摂津市都市計画マスタープラン

総合計画に掲げる将来像「みんなが育むつながりのまち 摂津」の実現に向けて、今後のまちづくりの方向性とその実現方策を示すものです。

本計画もまた、公共施設等を通じた高質な公共サービスの提供によって、まちづくりの一翼を担うものであり、公共施設等の再配置や社会資本の老朽化への対応など、多くの分野で、この計画と連携して効果的なまちづくりを目指しています。

■摂津市人口ビジョン／摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

摂津市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）は、本市における人口の現状を分析し、人口動態に関する市民の意識を把握し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示したものです。

また、摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、長期的な人口ビジョンで示した本市人口の現状と将来の姿を踏まえ、本市が安定した人口を保ち、将来にわたって活力ある地域社会を実現するための政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。本計画は、総合戦略に掲げる基本目標の一つとなる「快適で利便性が高いまちせつつ」において、公共施設等の既存ストックを活かした実施展開と密接に関連しています。

■摂津市中期財政見通し

毎年度の決算の特徴や国の税財政改革等を踏まえ、一定の条件を仮定して、中長期的な収支の推移を試算し、毎年度ローリング方式で見直しを行っており、予算編成を行う上で重要な指標となります。

今後必要となる公共施設等の維持管理費用及び更新費用等の縮減及び平準化を図るにあたり、本計画と関連付けられるものです。

■摂津市固定資産台帳

新地方公会計制度の導入に基づき整備されたもので、ここで毎年更新される値は公共施設等の基本的なデータベースとなります。今後は、財政データとも連携して、公共施設等の維持管理・修繕及び更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用していくものです。

■ 摂津市公共施設等マネジメント（FM）

摂津市公共施設等マネジメント（FM）とは、総合計画をはじめとする関連諸計画との整合性を踏まえ、公共施設等を対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営等を行うことにより、公共施設等に係る経費の最小化や効用の最大化を図ろうとする総合的な経営管理活動のことです。

また、このマネジメントは、次年度（平成 29 年度（2017 年度））以降より本格的に取り組む予定です。

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

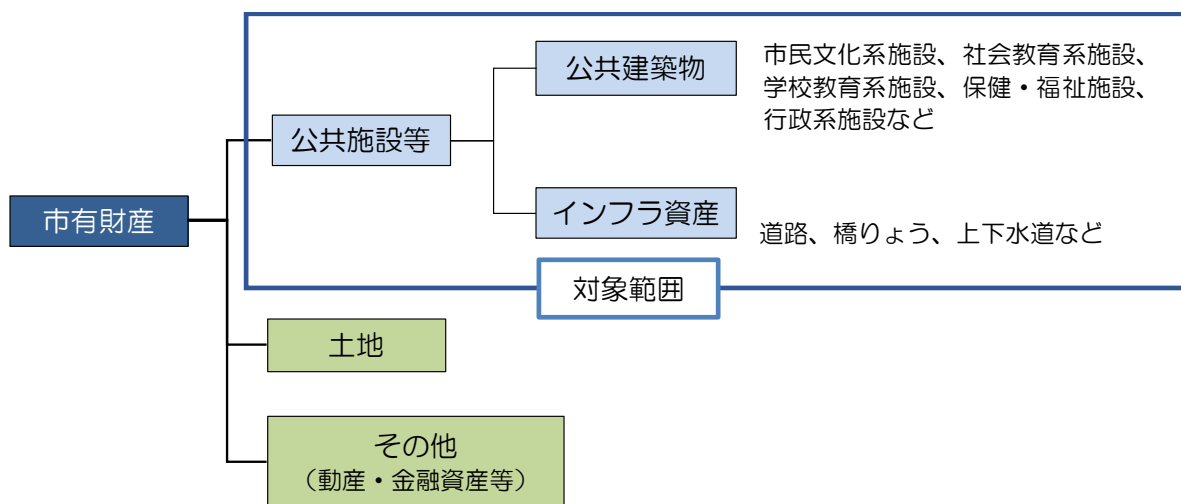
1 公共施設等の現況

固定資産台帳等を基本として、公共施設等の現況を明らかにします。

(1) 対象施設

本計画は、庁舎や学校施設といった公共建築物 199 施設（508 棟）と、道路、橋りょう、上水道、下水道等のインフラ資産を対象としています（図表 1.1、図表 1.2 参照）。

図表 1.1 対象施設等



図表 1.2 公共建築物の内訳：平成 27 年度（2015 年度）末現在

大分類	施設数	棟数	延床面積 (m ²)	構成比
市民文化系施設	66	77	20,452	9.0%
社会教育系施設	2	2	3,050	1.3%
スポーツ・レクリエーション系施設	9	13	7,634	3.3%
学校教育系施設	18	244	119,714	52.5%
子育て支援施設	14	23	8,336	3.7%
保健・福祉施設	11	15	9,101	4.0%
行政系施設	18	28	21,450	9.4%
公営住宅	4	31	16,185	7.1%
公園	28	39	932	0.4%
供給処理施設	2	7	8,211	3.6%
その他	27	29	13,033	5.7%
合計	199	508	228,098	100.0%

(2) 公共建築物の現況と課題

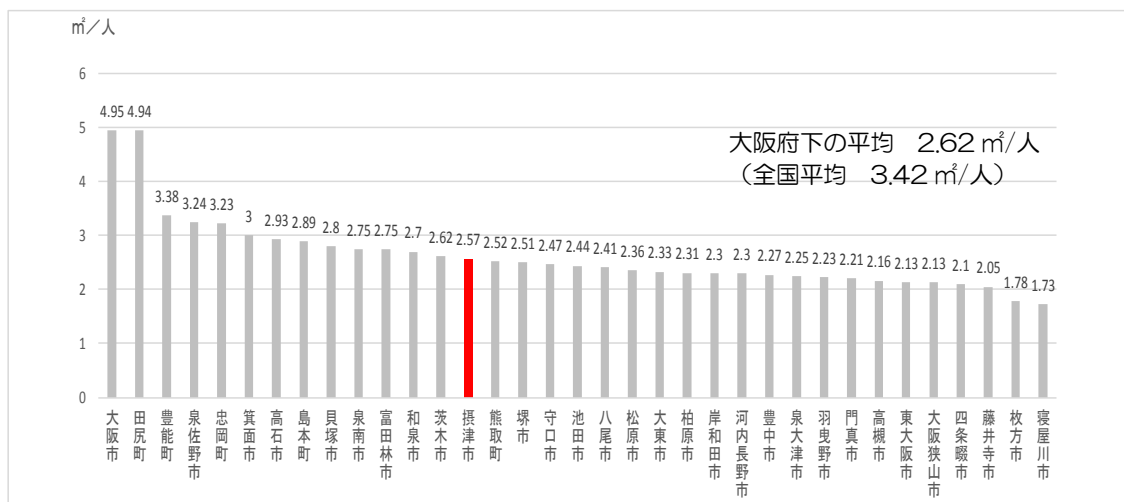
ア 延床面積

本市が保有する公共建築物（普通会計）の総延床面積は、228,098 m²で、本市の人口（85,054人：平成27年（2015年）10月国勢調査）1人当たりの延床面積は2.68 m²/人となっています。

東洋大学PPP研究センター「全国自治体公共施設延床面積データ（平成22年（2010年）3月時点）」（以下「東洋大学研究成果」という。）によると、本市の人口1人当たり延床面積は2.57 m²/人となっており、全国の市区町村の平均である3.42 m²/人に比べると、やや少ない状況にあることがわかります。

なお、大阪府下の地方公共団体に着目すると、その平均値は2.62 m²/人となっており、本市の値は、これらとほぼ同等の水準であるといえます（図表1.3参照）。

図表 1.3 大阪府下の地方公共団体における住民一人当たり公共建築物延床面積



※ 東洋大学研究成果を編集

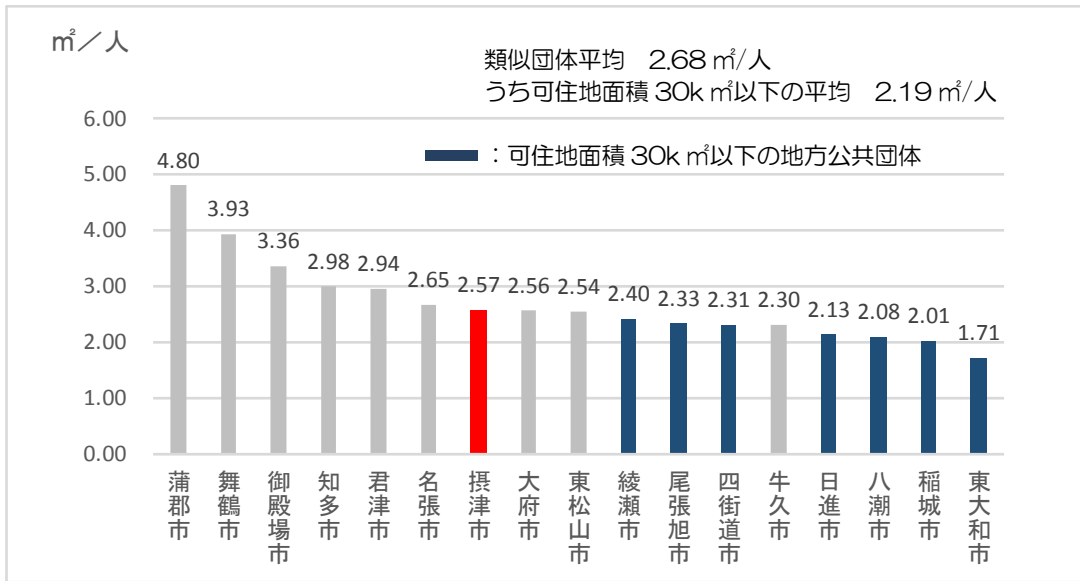
※ 能勢町、吹田市、交野市、阪南市、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村の公共建築物の面積は不明となっている。

一方、本市と同規模人口（8～9万人）で、平成の合併を行っていない地方公共団体の平均は、2.68 m²/人で、本市よりもやや多いことがわかります（図表1.4参照）。このうち、可住地面積²（「統計でみる市区町村のすがた 2016」より）が30k m²以下（本市は、14.87k m²）の地方公共団体に着目すると、その平均は、2.19 m²/人となっており、本市より0.38 m²/人ほど少ないことがわかります（図表1.4参照）。

ここで、可住地面積と住民一人当たり公共建築物延床面積の関係を見てみると、一般に同様の人口規模であっても、可住地面積が広いほど住民一人当たりの延床面積が大きくなる傾向が見られます（図表1.5参照）。

² 可住地面積：総土地面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いた面積

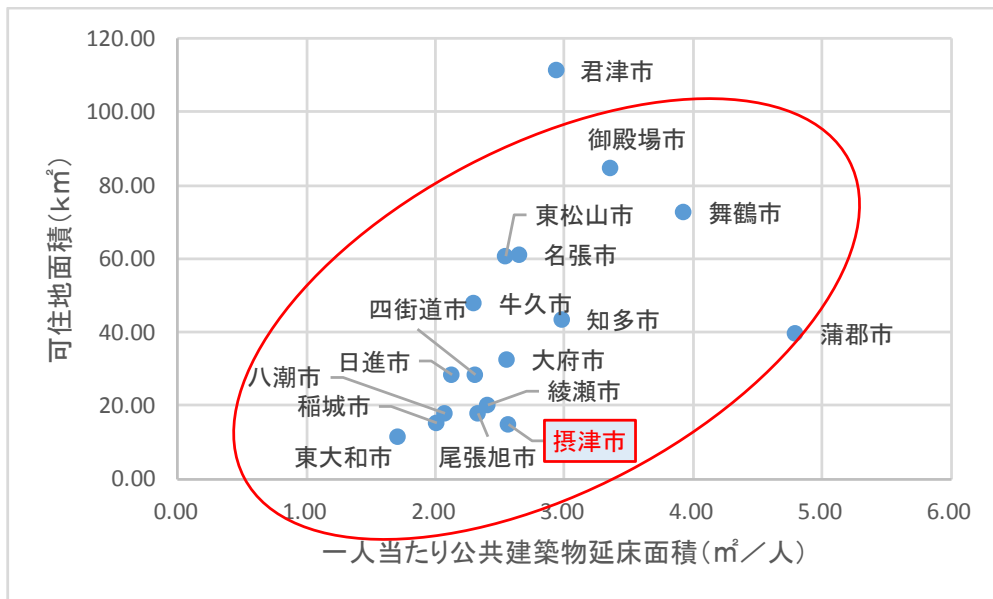
図表 1.4 全国類似団体の住民一人当たり公共建築物延床面積



※ 東洋大学研究成果を編集

※ 人口 8~9 万人で平成の合併を行っていない地方公共団体を対象。

図表 1.5 可住地面積と市民一人当たり公共建築物延床面積の相関関係

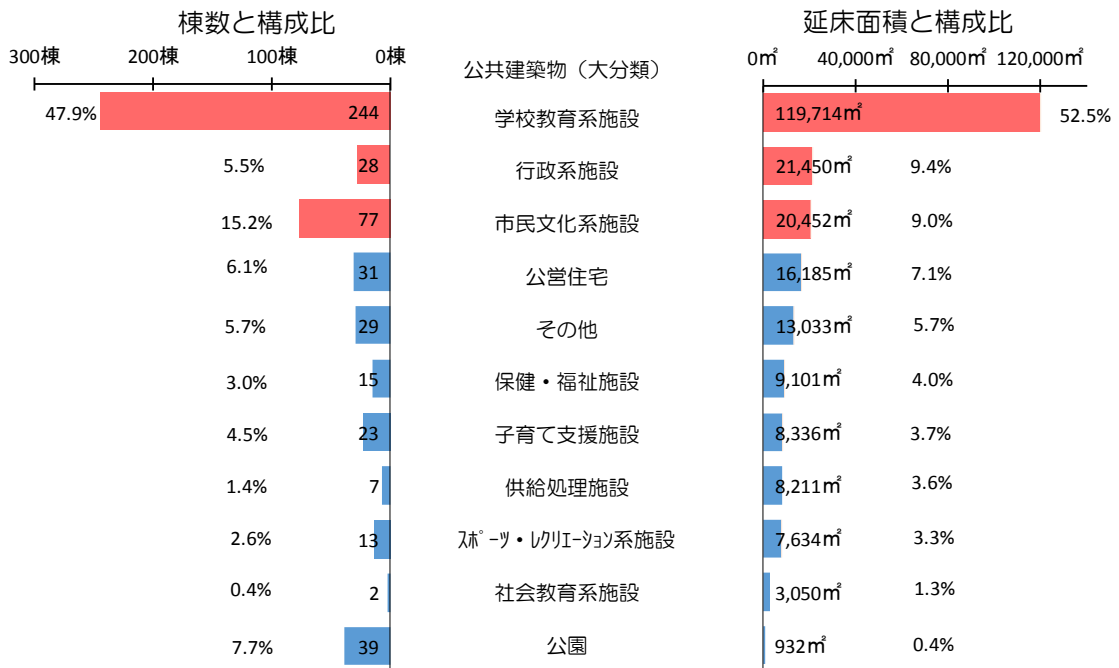


※ 東洋大学研究成果と総務省統計局資料をもとに編集

以上より、本市の市民一人当たりの公共建築物の延床面積は、類似団体と比較して統計的に突出した値ではないことが伺えます。

本市の公共建築物の延床面積の内訳では、学校教育施設が 52.5%を占め突出しています。これに行政系施設の 9.4%、市民文化施設の 9.0%などが続いており、これら上位 3施設で、全体の約 7割を占めています（図表 1.6 参照）。

図表 1.6 保有する公共建築物の分類別状況：平成 27 年度（2015 年度）末現在
 ■延床面積：228,098 m²（普通会計）

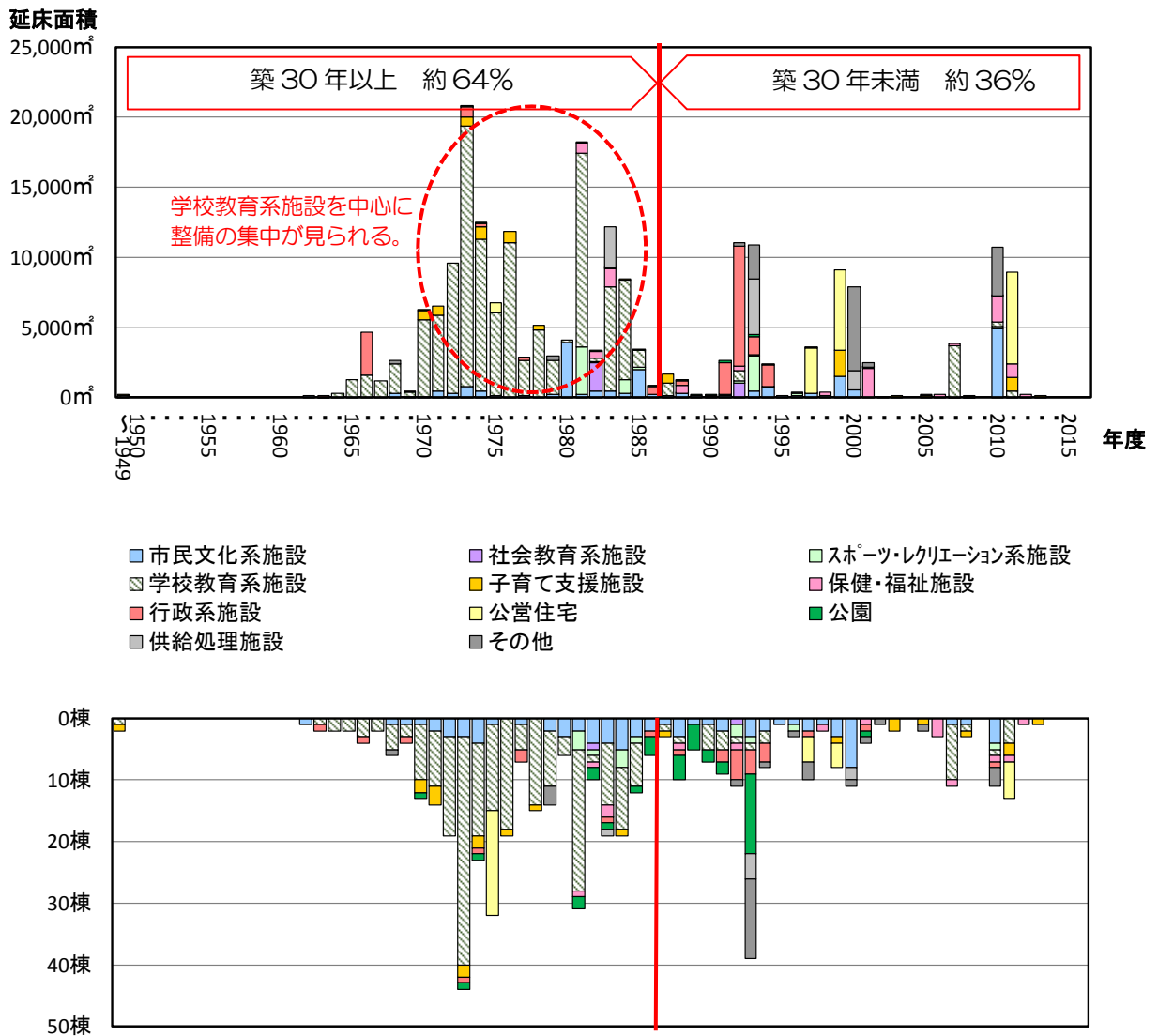


イ 築年別整備状況

公共建築物（普通会計）の築年別整備状況では、昭和40年（1965年）頃から公共施設の整備が始まり、昭和45年（1970年）から昭和60年（1985年）にかけて、学校教育系施設を中心に最初の整備の集中が見られます。これらは現在、概ね築40年を迎えることになり、本計画の計画期間内（30年間）には確実に更新（建替え）時期を迎えることとなります（図表1.7参照）。

ちなみに、築30年以上の建物の延床面積は、全体の約64%を占め、本市の公共建築物の老朽化比率が高まっていることを表しています。

図表 1.7 保有する建物の築年別整備状況：平成27年度（2015年度）末現在



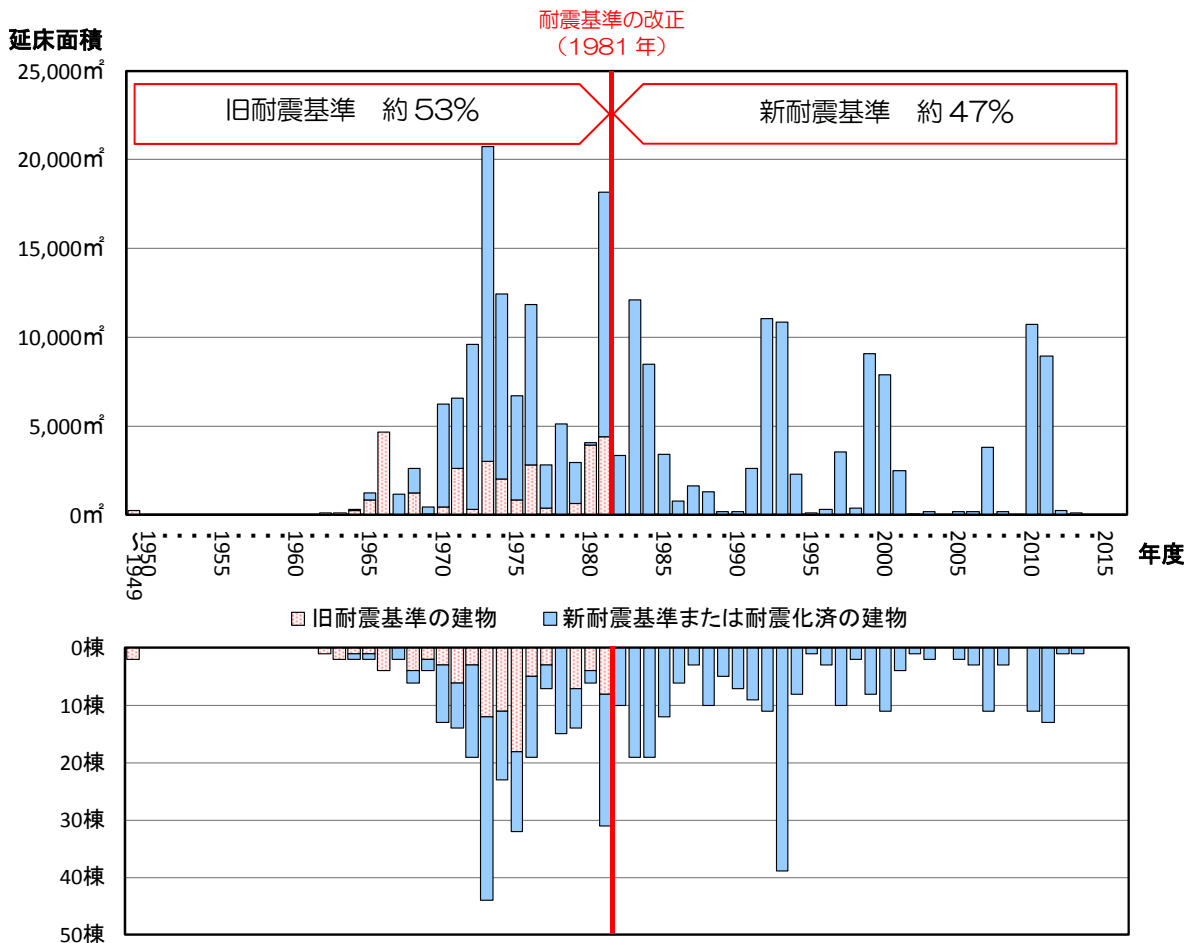
ウ 耐震化の状況

建築基準法では、耐震基準が昭和56年（1981年）に改正され新耐震基準³となり、この基準が適用される以前の基準（以下、「旧耐震基準」という。）で建築された公共建築物は、全体の約53%となります（図表1.8参照）。

本市では、平成20年（2008年）3月、「摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画」（以下「耐震促進計画」という。）を策定し、旧耐震基準で建築された公共建築物のうち、多数の者が利用する建築物等⁴及び準・多数の者が利用する建築物⁵（以下「耐震促進計画が対象とする市有建築物」という。）については、学校教育系施設を優先として計画的に耐震化を進めてきました。

また、耐震促進計画は平成29年（2017年）3月に改定を予定していますが、耐震促進計画が対象とする市有建築物の平成27年度（2015年度）時点の耐震化率は、95%となっています。

図表1.8 保有する建物の耐震化の状況：平成27年度（2015年度）末現在



³ 新耐震基準：現在の耐震基準は、昭和56年（1981年）に制定されたもので、以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。「頻繁に起こる大きさの地震（震度5程度）に対しては建物構造に損害がないようにする。」「滅多に起こらないが大きな地震（震度6強から7程度）に対しては、致命的な損害を回避し人命を保護するようにする。」ことを目標としている。

⁴ 多数の者が利用する建築物等：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号）第14条各号に規定される建築物のことで、学校・劇場・事務所等一定規模以上の建築物。

⁵ 準・多数の者が利用する建築物：多数の者が利用する建築物等の要件には満たないものの、公共性の高い市有建築物のうち階数2以上かつ200㎡以上の建築物。

(3) インフラ資産の現況と課題

ア 道路

市道として管理する道路の状況は、平成 27 年度（2015 年度）末時点で、約 200km（独立専用自歩道を含む）となっています。

これらの道路は全体的に老朽化が進む中で、近年の交通量の増加や通行車両の大型化により、おかれている環境も厳しくなっており、早い時期に舗装の寿命を迎えています。

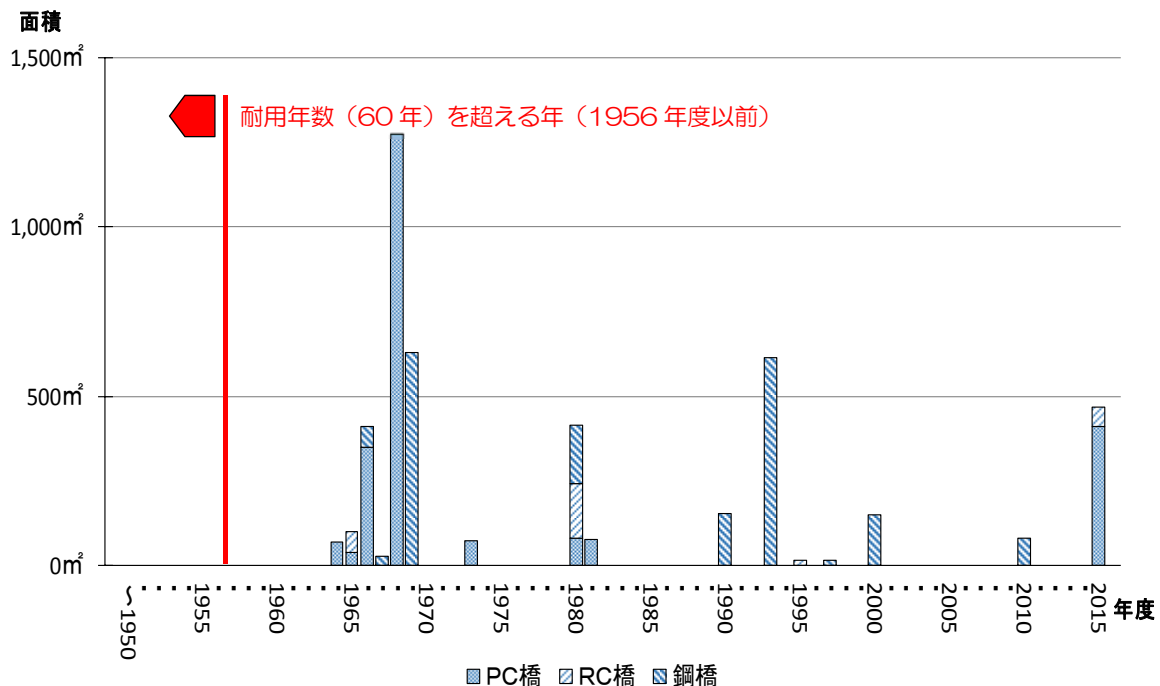
そのため、道路舗装や道路施設等の点検・調査による計画的な維持管理・修繕及び更新等が必要となっています。

イ 橋りょう

市が管理する橋りょうは、平成 27 年度（2015 年度）末時点で、168 橋（総面積約 10,500 m²）ですが、昭和 40 年（1965 年）代から 50 年（1975 年）代にかけて建設されたものが多く、老朽化が進んでいます（図表 1.9 参照）。

本市では平成 25 年（2013 年）3 月に「摂津市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しておりますが、定期点検の結果を踏まえて、修繕計画の見直しを行い、継続的なメンテナンスサイクルを構築し、適正な維持管理・修繕をすることで、橋りょうの長寿命化を図る必要があります。

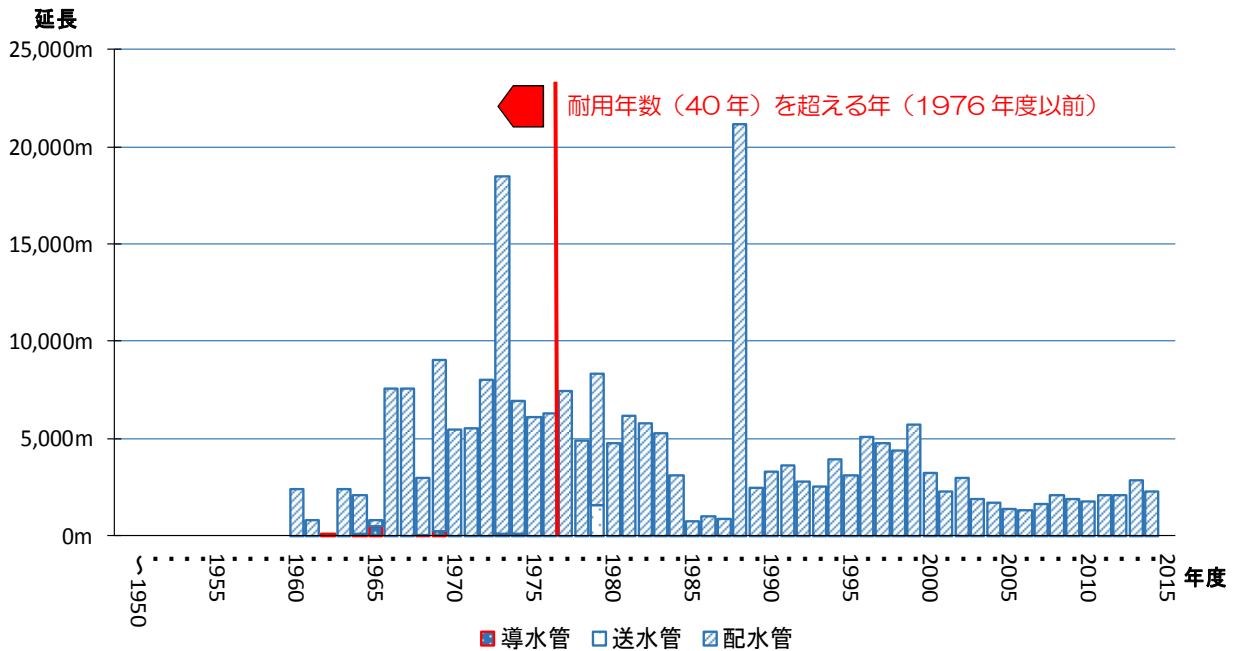
図表 1.9 橋りょう構造・年度別整備面積：平成 27 年度（2015 年度）末時点



ウ 上水道

上水道の整備状況は、導水管 955m、送水管 1,811m、配水管 232,395m となっています。これら整備された水道管は、既に耐用年数を越えたものもあり、今後多額の更新費用が必要となります。耐用年数を勘案した計画的な維持管理・修繕及び更新等が課題です（図表 1.10 参照）。

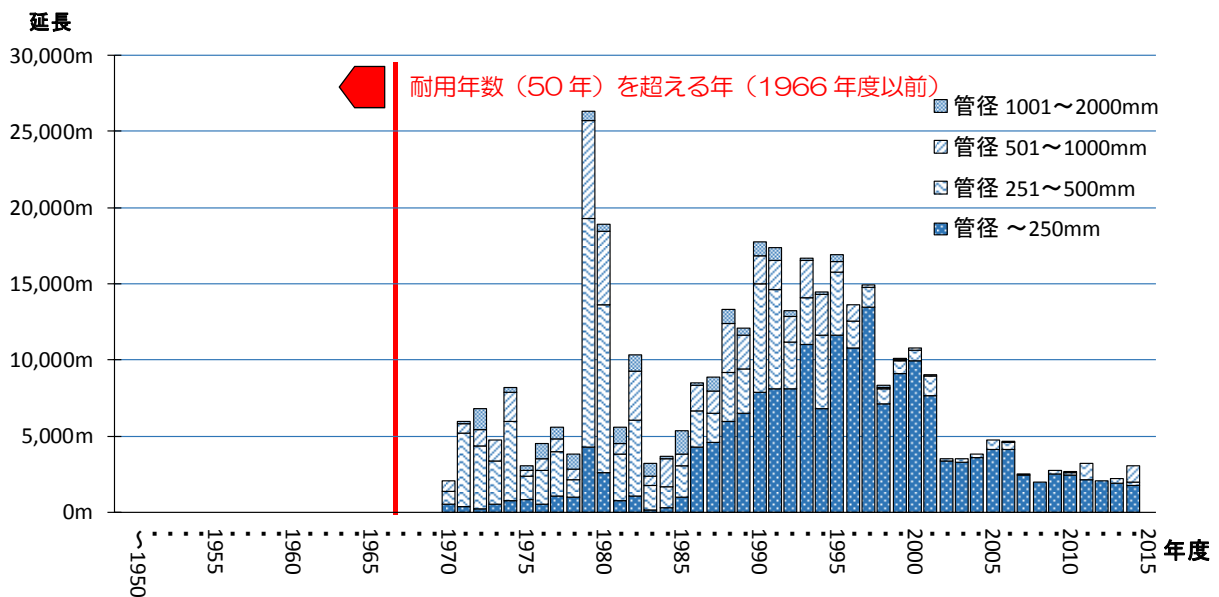
図表 1.10 上水道管種・年度別整備延長：平成27年度（2015年度）末時点



工 下水道

下水道の総延長は、約369kmとなっています。下水道整備は、昭和45年（1970年）頃から始まり、本計画期間中（平成58年（2046年））には、順次耐用年数（50年）を迎えることとなります（図表1.11参照）。短期間に集中的な整備が進められてきた分、更新時期が集中するため、計画的な維持管理・修繕及び更新等が課題です。

図表 1.11 下水道管径・年度別整備延長：平成27年度（2015年度）末時点



2 人口の見通し

人口の変化は、公共施設等の利用需要そのものに直結し、年齢構成の変化は、利用ニーズの変化にも影響を与えると推察されることから、人口・世帯数・児童生徒数の推移と、人口の将来展望について整理していくものです。

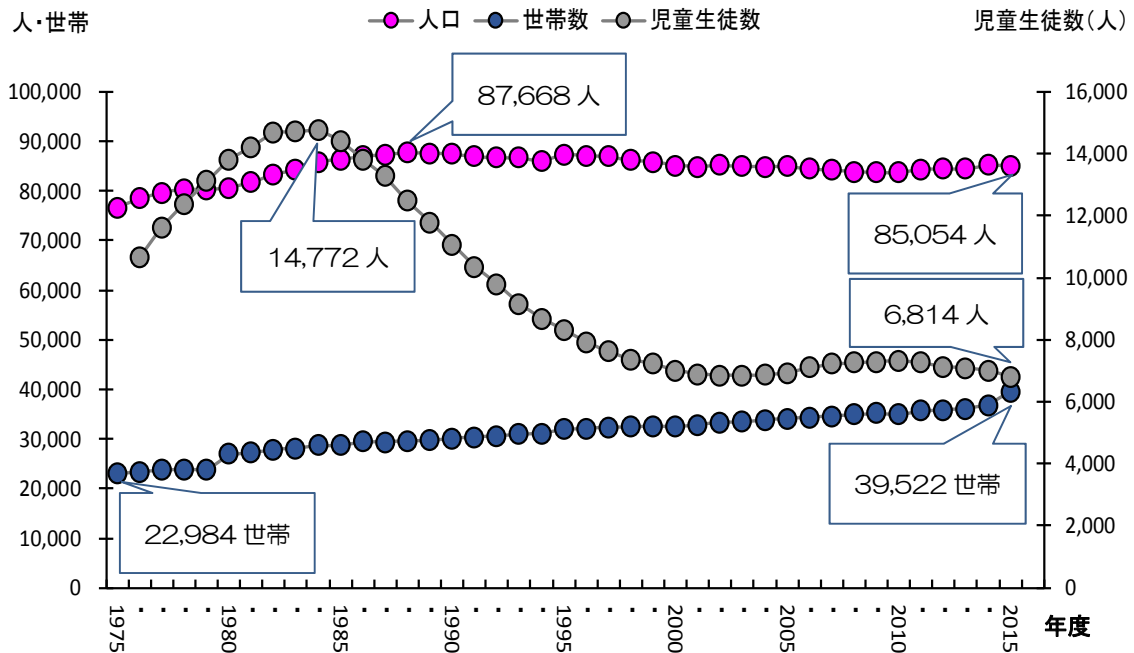
(1) 人口・世帯数・児童生徒数の推移

本市の総人口は、昭和63年（1988年）の87,668人をピークに緩やかながら減少局面に入り、平成21年（2009年）に83,711人までは減少していましたが、平成22年（2010年）には増加に転じて、平成27年（2015年）10月には85,054人となっています。この間、世帯数は一貫して増加傾向を示しており、1世帯当りの人口が減少する核家族化の傾向が見取れます（平成27年（2015年）10月現在で2.15人/世帯）。

一方、児童生徒数で見ると、これまでの最大児童生徒数は、昭和59年（1984年）の14,772人であり、それ以降は減少傾向となり、平成27年（2015年）の6,814人はピーク時の約46.1%になっています（図表1.12参照）。

新たなまちづくりの影響で、近年、人口及び児童生徒数の減少に歯止めがかかっている状況はうかがえますが、人口の将来展望（後述）を見ると、将来は、減少局面になることが推計されます。

図表 1.12 人口及び世帯数の推移：平成27年度（2015年度）末現在



※ 出典：国勢調査、住民基本台帳、学校基本調査

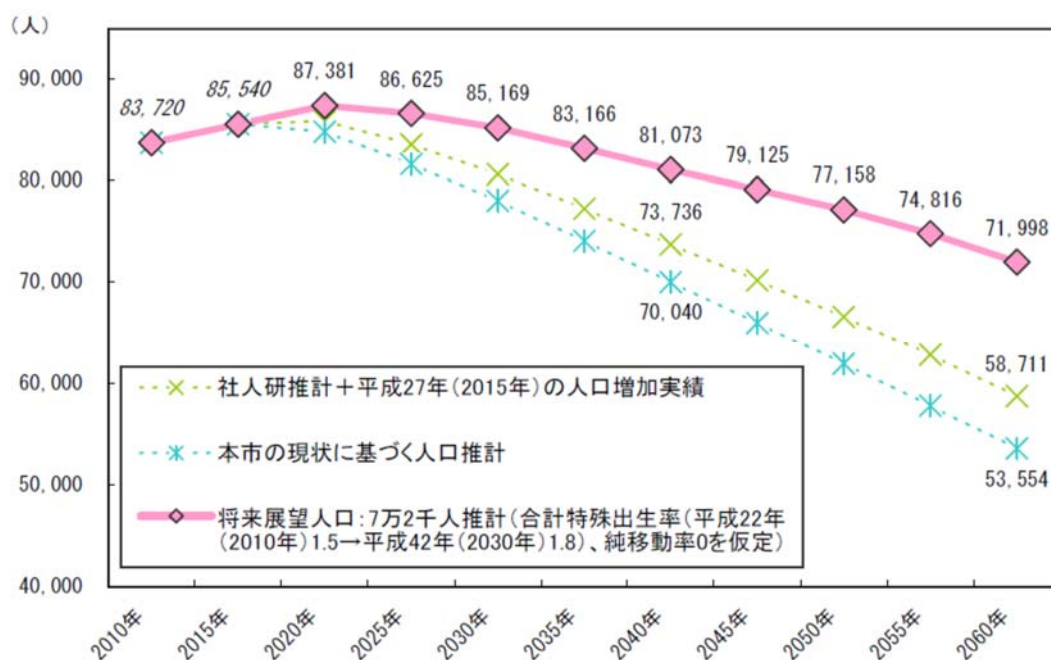
(2) 人口の将来展望

ア 総人口

人口ビジョンによると、本市の総人口については、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来推計に平成27年（2015年）の人口増加実績を加えたもの及び本市の現状に基づく推計のどちらの場合でも平成72年（2060年）には5万人台にまで落ち込むことが予測されています。これを、総合戦略に基づく各種施策等の推進に努めることにより、合計特殊出生率⁶の増加と転出超過の抑制等により、以下の将来人口を展望しています（図表1.13参照）。

平成72年（2060年）における人口の将来展望 7万2千人

図表 1.13 将来展望人口の推計値（2015年までは実績値）



※ 出典：摂津市人口ビジョン：平成28年（2016年）3月より

イ 年齢3区分別人口

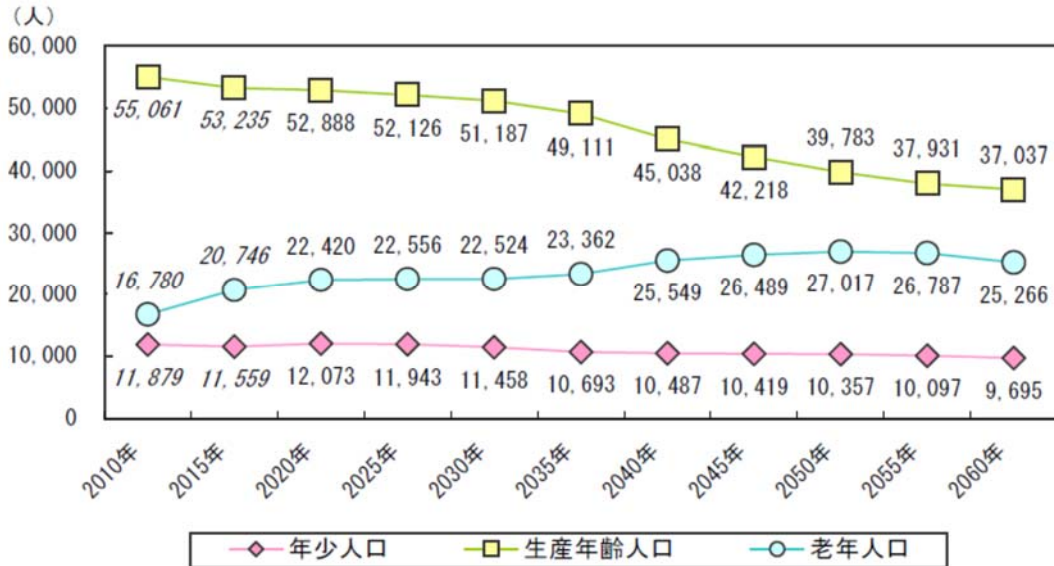
将来展望人口は、平成32年（2020年）を頂点に減少し、老年人口が増加することによって、超高齢社会が進展することとなりますが、平成72年（2060年）を境に高齢化率は減少し始め、その後人口構成割合は、バランスを取り戻していく見込みです。

年少人口割合は、平成52年（2040年）の12.9%を境にその後は緩やかに上昇し、平成72年（2060年）には、13.5%まで回復することが予測されます。

⁶ 合計特殊出生率：15～49歳の女性の年齢別出生率（＝母親の年齢別出生数／年齢別の女性の人数）を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。

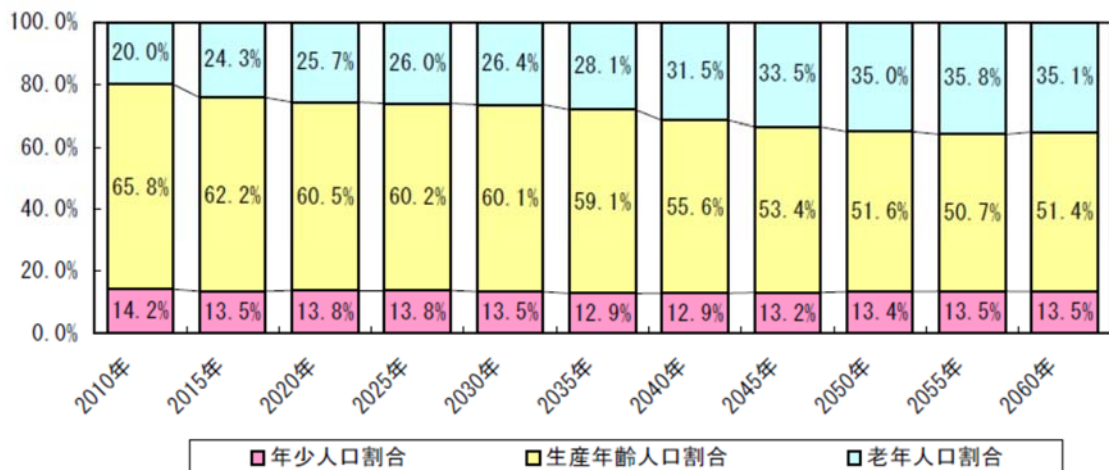
生産年齢人口⁷割合は、平成 67 年（2055 年）の 50.7%を境にその後は緩やかに上昇し、平成 72 年（2060 年）には、51.4%まで回復することが予測されます（図表 1.14、図表 1.15 参照）。

図表 1.14 年齢3区分別人口の将来展望



※ 出典：摂津市人口ビジョン：平成 28 年（2016 年）3 月より

図表 1.15 年齢3区分別人口比率の将来展望



※ 出典：摂津市人口ビジョン：平成 28 年（2016 年）3 月より

⁷ 生産年齢人口：国内で行われている生産活動であるが、それに就いている中核の労働力となるような年齢の人口。日本では 15 歳以上 65 歳未満の年齢に該当する人口が生産年齢人口を指す。

3 財政の現状及び公共施設等に係る中長期的な経費の見込み

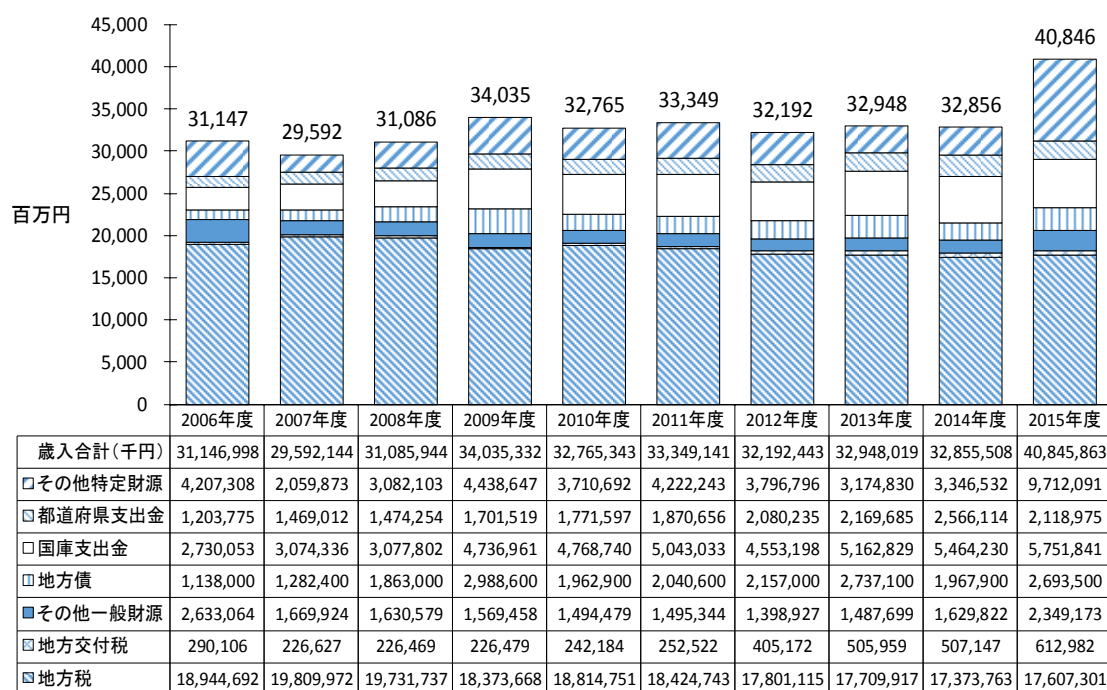
(1) 財政状況

本市の財政状況は、人口減少や人口構成の変化の影響により、地方税の減収と扶助費の高止まりが予想されます。本計画の計画期間中には、今後、多くの公共施設等が改修時期または更新時期を迎えることとなります。このため、維持管理費用及び更新費用等の増加に対して必要な財源が不足することが予測されます。

ア 歳入

平成 27 年度（2015 年度）の歳入は、約 408 億円で、このうち自主財源である地方税は約 176 億円であり、その占める割合は、約 43%となっています（図表 1.16 参照）。

図表 1.16 歳入決算額の推移（普通会計決算）：平成 27 年度（2015 年度）末現在

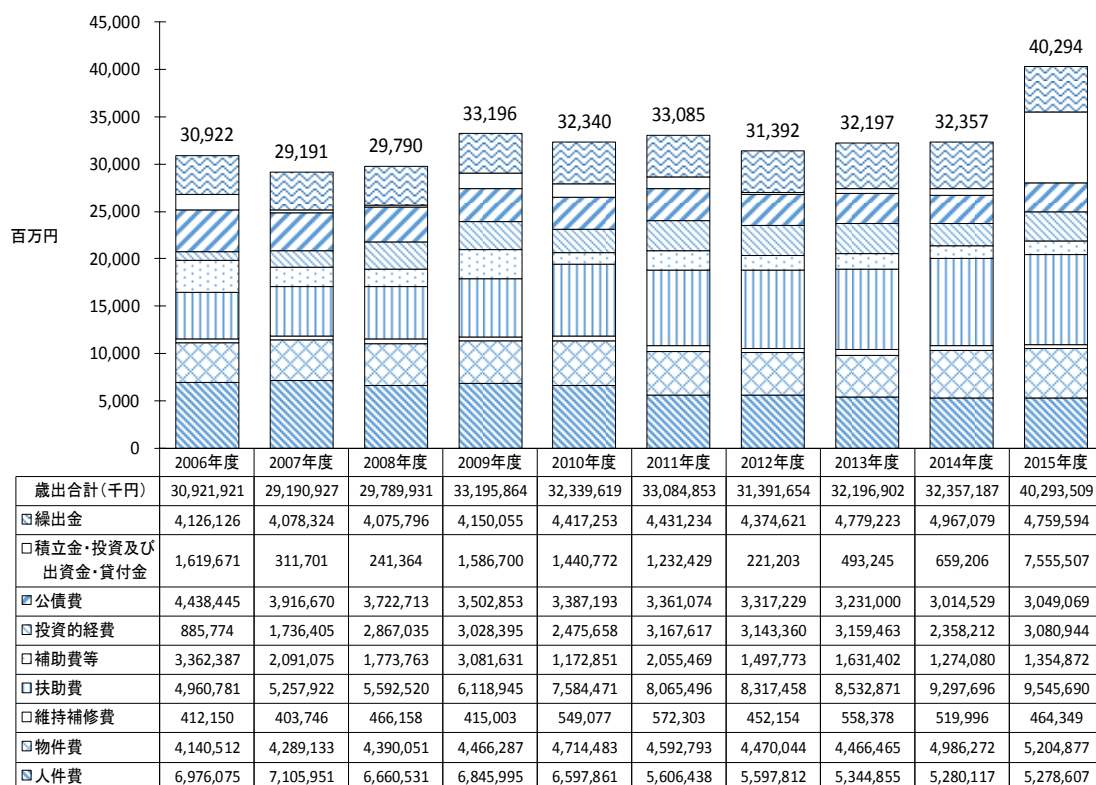


イ 歳出

一方、平成 27 年度（2015 年度）の歳出は、約 403 億円で、このうち投資的経費は、約 31 億円であり、歳出に占める割合は、約 8%です。また、義務的経費の合計は、約 179 億円で、歳出に占める割合は、約 44%となっています（図表 1.17、図表 1.18 参照）。

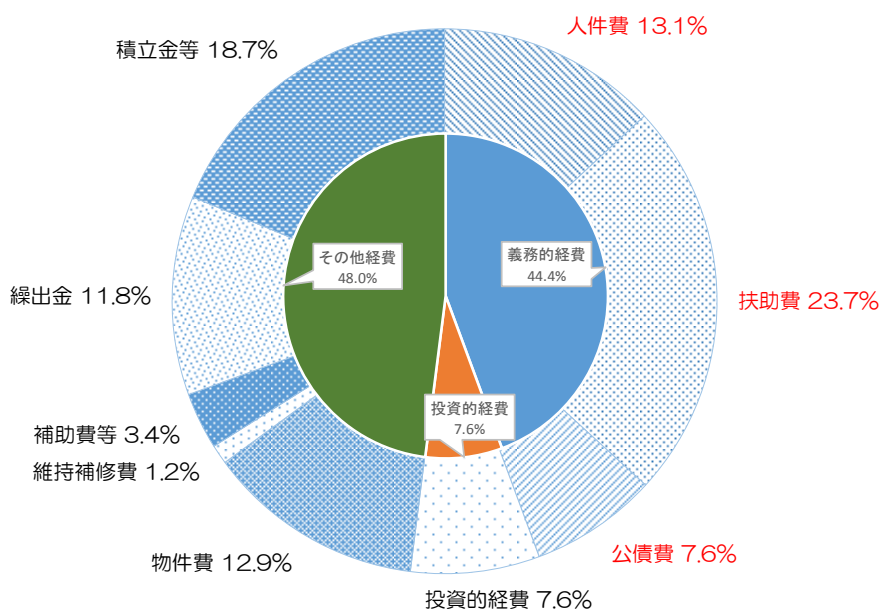
歳出のうち、人件費については、過去 10 年間で約 70 億円から約 53 億円へと行政改革等の効果で減少の傾向が続いていますが、社会保障関係経費である扶助費については、約 50 億円から約 95 億円と倍近くに増加しています（図表 1.17 参照）。これらは、過去 10 年間の平均と直近の値を比較しても同様の傾向（人件費の減少と扶助費の増加）が表れています（図表 1.18、図表 1.19 参照）。

図表 1.17 歳出決算額の推移（普通会計決算）：平成 27 年度（2015 年度）末現在



図表 1.18 歳出決算額の性質別内訳（普通会計決算）：平成 27 年度（2015 年度）末現在
 ■平成 27 年度（2015 年度）：約 403 億円

※義務的経費（人件費、扶助費、公債費の計：約 179 億円、全体の約 44%）

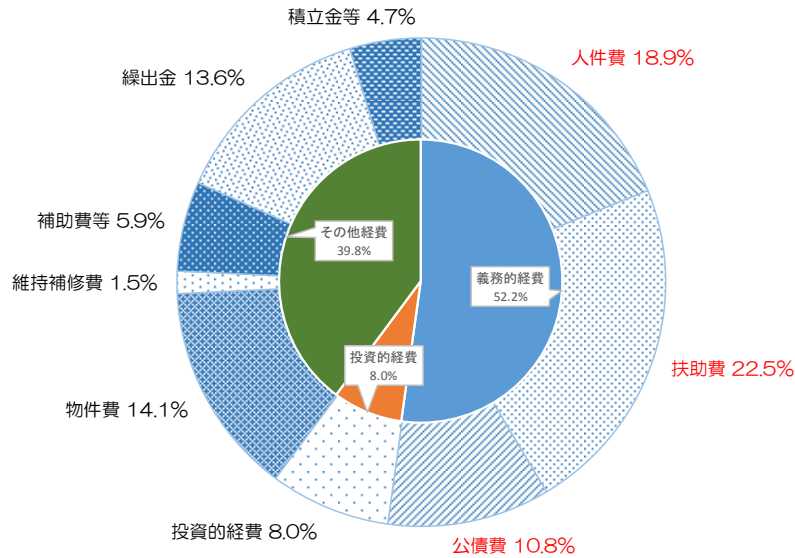


※ 義務的経費：その支出が義務づけられ任意に節減できない経費のこと

※ 投資的経費：施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のこと

※ その他経費：上記以外のもの

図表 1.19 歳出決算額平均の性質別内訳（普通会計決算）：平成 27 年度（2015 年度）末現在
 ■過去 10 年間の平均：約 325 億円
 ※義務的経費（人件費、扶助費、公債費の計：約 170 億円、全体の約 52%）

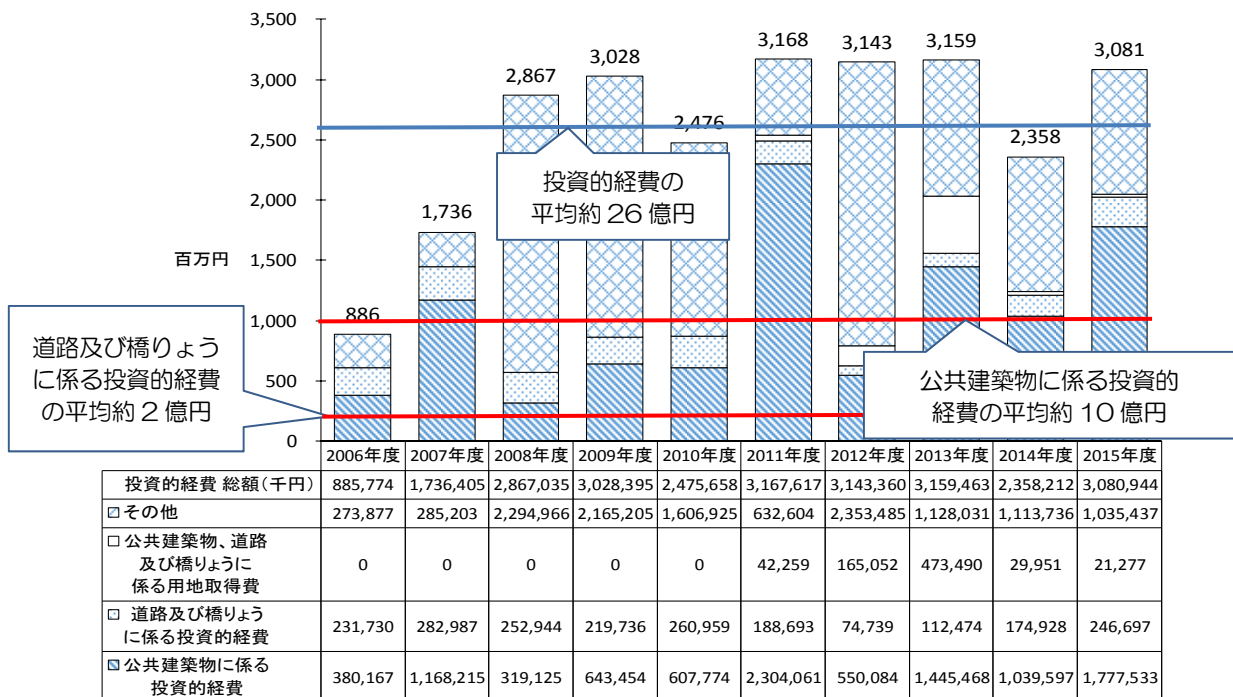


ウ 投資的経費

投資的経費については、平成 27 年度（2015 年度）で約 31 億円、このうち公共建築物に係るものは約 18 億円となっています。また、過去 10 年間の平均では、全体で約 26 億円、公共建築物に係るもので約 10 億円になっています。

なお、公共建築物に係る投資的経費の最大は、約 23 億円（平成 23 年度（2011 年度））で三島団地、地域福祉活動支援センター、べふこども園の整備及び摂津小学校の改修などに充てられています（図表 1.20 参照）。

図表 1.20 投資的経費の推移及び内訳（普通会計決算）：平成 27 年度（2015 年度）末現在



(2) 公共建築物の更新費用等の推計

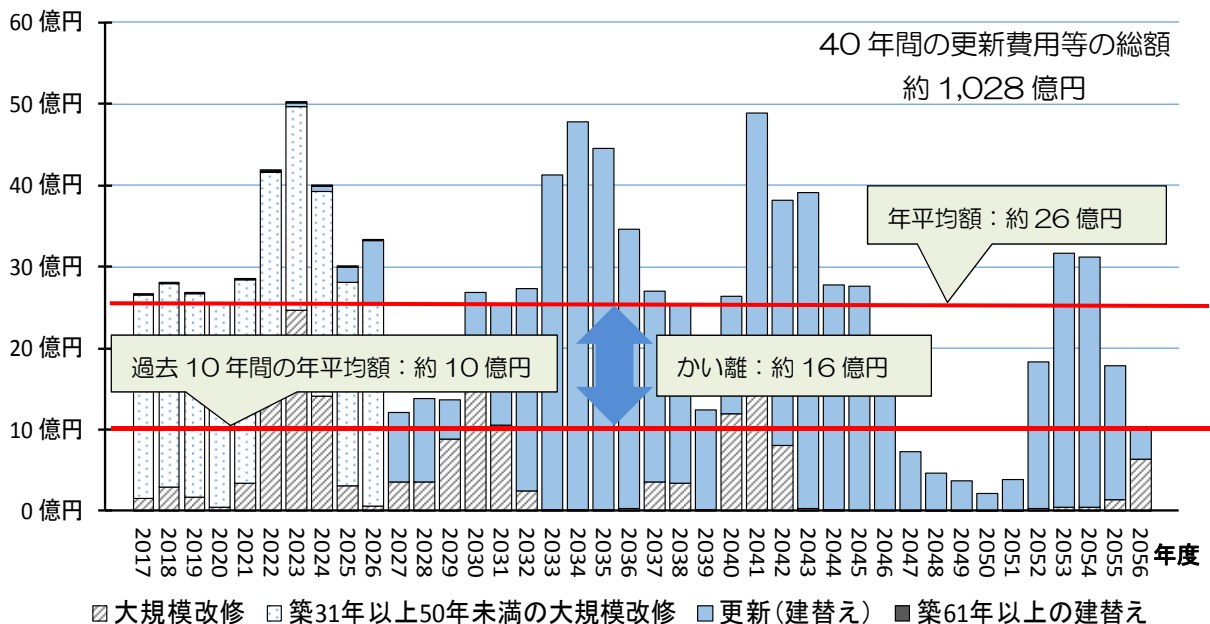
施設の老朽化が進んでいく中で、施設を維持していくには、建替えや大規模改修に係る膨大な更新費用が生じてくるため、これに対する財政措置が大きな課題となってきます。

建築年別整備状況（図表 1.7 参照）で示した公共建築物について、今後 40 年間（公共施設更新費用試算ソフトで定められたシミュレーション期間）の更新費用等（大規模改修及び建替え）の総額は、約 1,028 億円で、年平均約 26 億円となります（図表 1.21 参照）。

一方、平成 18 年度（2006 年度）から平成 27 年度（2015 年度）において公共建築物の整備に要した投資的経費は、年平均約 10 億円ですが、今後の扶助費の増加が見込まれることから充当可能な投資的経費については、さらに厳しくなることが想定されます。

平成 27 年（2015 年）末現在の公共施設整備基金の残高は、約 47 億円ですが、この基金を充当したとしても、全ての施設を保持していくことは、財政的に非常に厳しい状況といえます。将来必要となる改修費、更新費等を賄うために、総量の縮減を始め長寿命化対策や維持管理の効率化によるコスト縮減等の施策検証が喫緊の課題となります。

図表 1.21 将来更新費用等の推計（公共建築物）



【更新費用等の推計条件：「公共施設等更新費用試算ソフト」の初期設定値を採用】

※ 築 60 年で更新（建替え）することとし、築 30 年で大規模改修を行うこととしている。

対象施設類型	更新（建替え）単価	大規模改修単価
市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40 万円/m ²	25 万円/m ²
保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション系等施設	36 万円/m ²	20 万円/m ²
学校教育系、子育て支援等施設	33 万円/m ²	17 万円/m ²
公営住宅	28 万円/m ²	17 万円/m ²

※ 築 31 年以上 50 年未満のもので大規模改修が行われていない場合は、今後 10 年間で大規模改修を行う。

※ 築 61 年以上経っているものについては、今後 10 年間で更新（建替え）を行う。

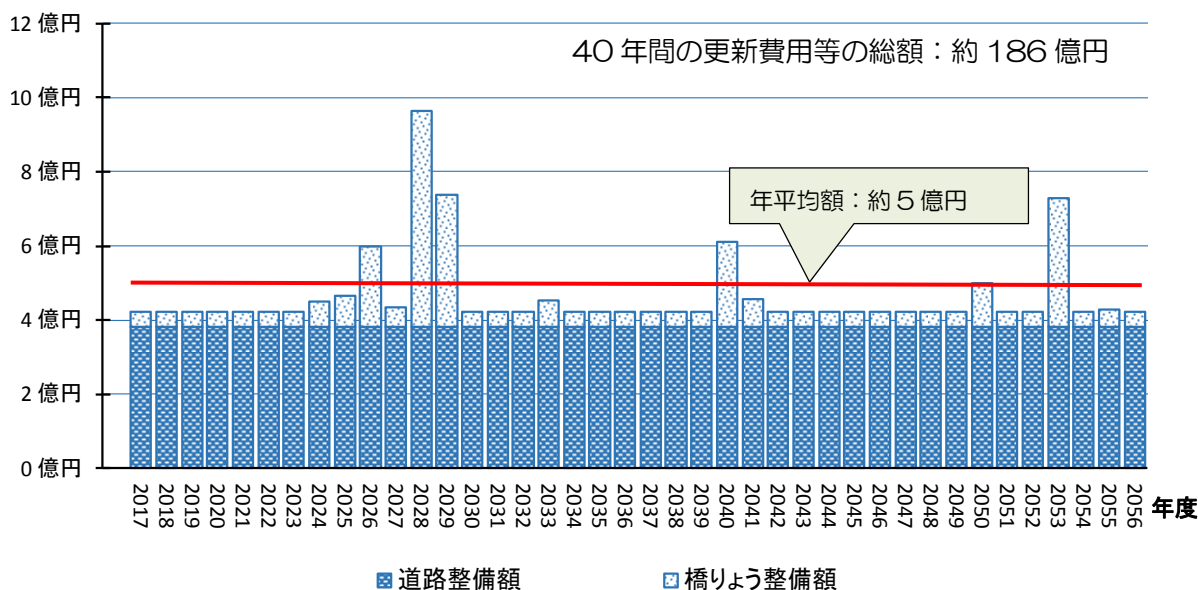
※ これらの詳細は、「第 4 章 参考資料等 1 更新費用の推計条件」に示す。

(3) インフラ資産の更新費用等の推計

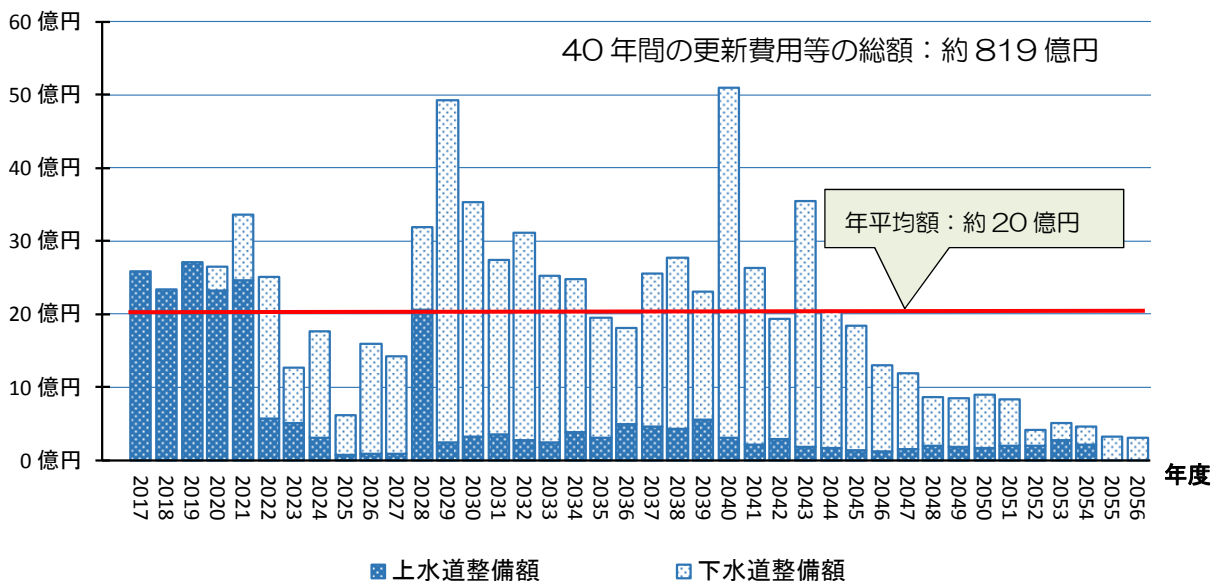
インフラ資産のうち道路及び橋りょうでは、今後40年間の整備費の総額は、約186億円で、年平均約5億円となります。また、上水道及び下水道では、今後40年間の整備費の総額は、約819億円で、年平均約20億円となります。

インフラ資産についても公共建築物と同様に、将来必要となる改修費用、更新費用等を賄うためには、長寿命化対策や維持管理費の効率化によるコスト縮減等の施策検証が喫緊の取り組みとなります(図表1.22、図表1.23参照)。

図表 1.22 将来更新費用等の推計(道路・橋りょう)



図表 1.23 将来更新費用等の推計(上水道・下水道)



【更新費用等推計条件】

※ インフラ資産の分類毎に更新年数と更新単価を定めている。

※ これらの詳細は、「第4章 参考資料等 1 更新費用の推計条件」に示す。

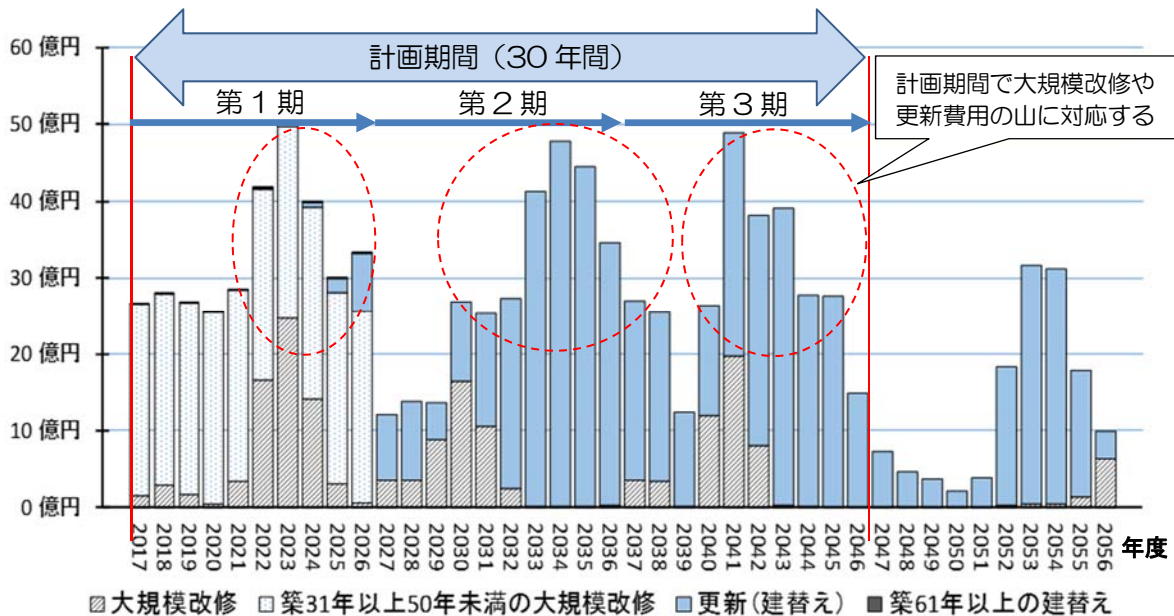
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画の計画期間は、公共建築物の更新費用等推計条件における大規模改修時期が30年であることと、本市の公共建築物の建築工事が集中していた時期である、昭和45年（1970年）から昭和60年（1985年）にかけて建築された建物が、一斉に更新（築後60年と想定）を迎える期間を含むことを勘案して、平成29年度（2017年度）から平成58年度（2046年度）までの30年間とします（図表2.1参照）。

なお、本計画における公共施設等の更新費用等のシミュレーションは、40年間で行いましたが、中長期で必要とされる年間更新費用等の目安として活用することとします。

図表2.1 計画期間の検討



また、本計画の計画期間内で、第1期計画から第3期計画それぞれ10年と設定し、中長期的な対策を検討していきます。さらに、直近5年目に迎える大規模改修や更新費用が増大するピークへ対応するため、実施と検証による公共施設等マネジメントに着手します（図表2.2参照）。

図表2.2 本計画の計画期間と実施期間



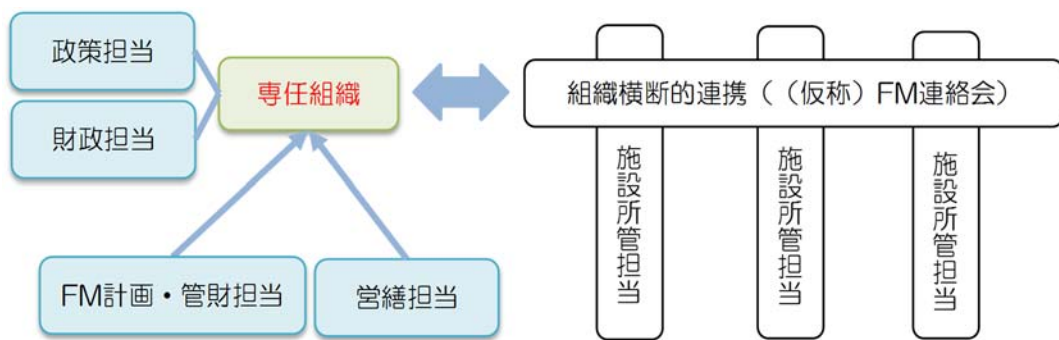
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な取組体制の構築

今後、本計画を個別計画へと展開していくにあたっては、庁内の連携・協力を緊密に図っていきます。

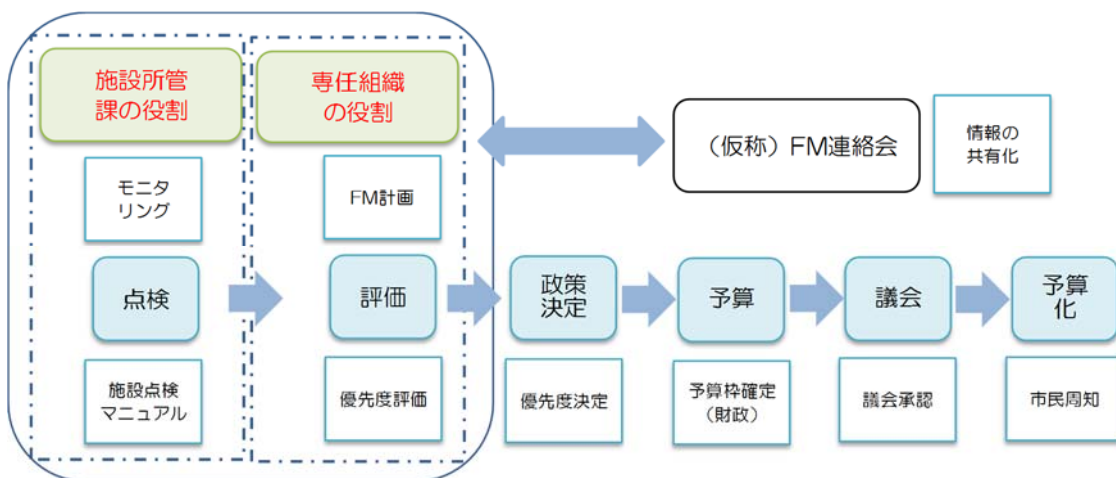
具体的には、FM計画・管財担当と営繕担当からなる専任組織を構築し、政策担当及び財政担当と連携して施設管理の優先度等を評価するとともに、これらの組織と各施設所管課の担当者からなる（仮称）FM連絡会を設置して、情報の共有化を始めとする組織横断的な連携を図ります（図表 2.3 参照）。

図表 2.3 組織体制（案）



専任組織の役割は、前述のとおり施設整備の優先度等を評価することにあります。この専任組織の役割である点検・評価を経て、予算化に至るまでのプロセス（案）を、図表 2.4 に定めます。この図に示すとおり（仮称）FM連絡会は、点検・評価から予算化までのあらゆる局面で、情報の発信・共有化を図ります。

図表 2.4 予算化プロセス（案）



ア 専任組織の基本的な役割

専任組織の基本的な役割は次のとおりです。

- ① FM 計画の策定及び進行管理。
- ② 施設利用者のモニタリングの反映。
- ③ 近隣地方公共団体や民間などと連携した取組の推進。
- ④ 全庁的な意識改革等の推進。
- ⑤ 施設点検マニュアルの整備と活用。
- ⑥ 施策別予算査定の仕組みを構築し、予算に反映させる（改修工事・修繕の優先度評価業務等）。
- ⑦ （仮称）FM 連絡会での情報共有化。
- ⑧ 官民連携手法の推進。

イ （仮称）FM 連絡会の基本的な役割

施設利用者への取組としては次のとおりです。

- ① 施設利用者等（市民・企業を含む）のニーズの把握。
 - ② 施設利用者等へ公共施設等に関する情報の発信。
 - ③ 人材の育成（FM 研修）。
 - ④ 公共施設に係る課題の共有化。
- 他

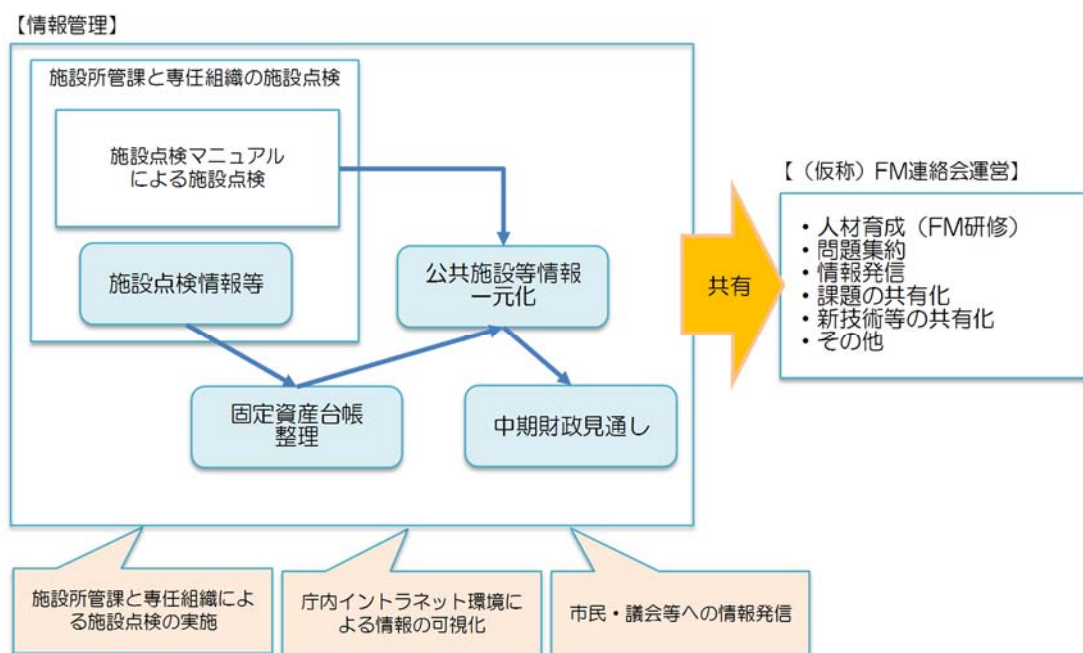
専任組織は、以上のような取組を通じて関係各課及び施設利用者等と連携しながら、FM 計画に対する全市的な向上を目指します。

(2) 情報管理・共有方策

公共施設等のマネジメントを効果的に実施していくために、施設所管課と専任組織による施設点検結果を始め固定資産台帳など関連する情報の一元化を進めるとともに、中期財政見通しへ反映させる情報の流れを整備します。これら一元化された情報は、庁内イントラネットの環境で可視化して共有します。また、専任組織は、これらの全ての情報を活用し、改修工事・修繕の優先度評価を行い、市民・議会等への情報発信を行います。

さらに、(仮称) FM 連絡会の運営を通じ、研修会での人材育成や施設に関する問題意識の共有化を図ります(図表 2.5 参照)。

図表 2.5 情報共有・情報発信の仕組み



なお、固定資産台帳は、公共施設等の維持管理・修繕及び更新等に関わる中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に活用します。

3 現況の問題点や課題に関する基本認識

これまでに調査してきた人口の見通しや財政状況、公共施設等の更新費用等の推計をもとに問題点や課題を整理し、今後、本市が公共施設等マネジメントを推進していく上での基本認識をまとめました。

(1) 人口見通しより

本市の将来人口は、平成 72 年（2060 年）時点で約 72,000 人と見込んでおり、平成 27 年（2015）年の推計人口 85,000 人の約 84%に留まる見込みです。同様に税収を支える生産年齢人口は、約 70%に留まるとしています。ただし、これは総合戦略で示された各種施策等の達成が前提条件であり、このことが達成できない場合には、更なる人口減少を余儀なくされます。

このような人口減少及び人口構造の変化は、公共施設等に関わる利用需要の減少や利用者のニーズの変化をもたらします。

(2) 財政状況より

財政的には、過去 10 年間の公共建築物に係る投資的経費の平均は約 10 億円で、今後 40 年間で必要とされる公共建築物の更新費用等の年平均額である約 26 億円との間には約 16 億円ものかい離があります（下記（3）参照）。

このことに加えて、今後、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少や、少子高齢化に伴う扶助費の増加など、財政的には更に厳しい状況が想定されます。

(3) 公共施設等の更新費用等より

過去に建設された本市の公共建築物の多くが、本計画の計画期間内（30 年間）には、確実に更新（建替え）時期を迎えることとなります。今後 40 年間（公共施設更新費用試算ソフトのシミュレーション期間）の更新費用等の総額は、約 1,028 億円で、年平均約 26 億円となります。また、インフラ資産についても、道路及び橋りょうでは、今後 40 年間の整備費の総額は、約 186 億円で、年平均約 5 億円となります。また、上水道及び下水道では、今後 40 年間の整備費の総額は、約 819 億円で、年平均約 20 億円となります。

これらは、あくまで大規模改修を含む更新費用であり、維持管理費用及び運営費用等は含まれません。

(4) 基本認識

このような状況の中で、公共施設等を通じて高質で持続可能な公共サービスを提供していくためには、適正な利用需要と市民のニーズをとらえ、施設総量及びライフサイクルコストの最適化など、公共施設等が与える財政的な負担を軽減しつつ、適正な規模と必要な機能を兼ね備えた新たな公共サービスの提供の仕方を確立するなど、財政面と提供するサービス面の双方でバランスのとれた、公共施設等マネジメント計画の策定により、総合的な維持管理及び運営等の実践が必要となります。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本計画を基本として、将来本市の公共施設等に対して、どのような姿を求めるのかを、「産・官・学・市民の連携」を基軸として、課題の共有化を図りつつ、問題への対応を明確化しながら、共通の認識を堅持し、高質で持続可能な施設利用を「保全」「推進」「提供」することを重要な要素としております。

(1) 公共施設等マネジメントの基本理念

本市の公共施設等を取り巻く現況や課題に関する基本認識をもとに、総合計画、総合戦略、都市計画マスタープランなどの関連諸計画との整合性を踏まえ、公共施設等マネジメントの基本理念を次のとおり定めます。

公共施設等マネジメントの実践による高質で持続可能なサービスの提供

(2) 公共施設等マネジメントの基本方針

基本理念のもとで公共施設等マネジメントの基本方針を次のとおりまとめます。また、今後展開する全ての施策は、この方針を踏まえてより深度化し、マネジメントの質を高めていきます。

1. 施設総量の最適化

- ・ 将来の人口見通しや財政状況を踏まえ、本市の公共施設総量の最適化を図ります。

2. ライフサイクルコストの最適化

- ・ 維持していく公共施設等については、コストの面からも創意工夫を重ね、維持管理費用及び運営費用の縮減並びに適切な受益者の負担のあり方を検討します。
- ・ 予防保全を適正に導入して修繕費の平準化を進めるとともに、優先度評価により必要であると判断したものについては、長寿命化を図るなどライフサイクルコストの最適化を進めます。

3. 機能の集約化

- ・ 公共建築物が持つ機能に着目し、ひとつの施設に異なる複数の機能を持たせる統廃合・複合化、類似した機能をひとつの施設に集める集約化の可能性を検討します。

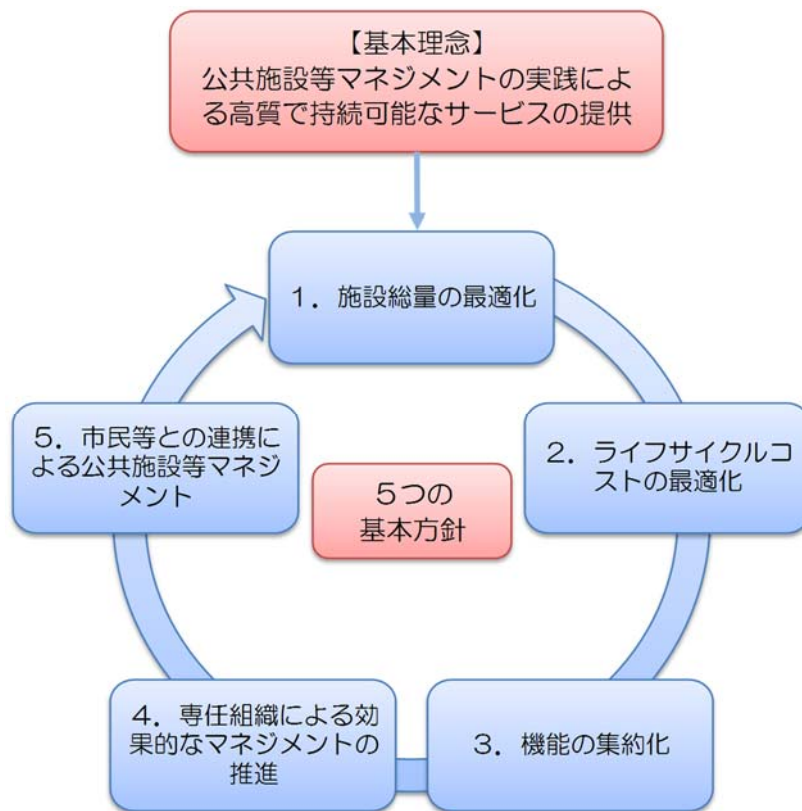
4. 専任組織による効果的なマネジメントの推進

- ・ 全ての情報の一元化を図り、必要な情報を必要とされるところに速やかに提供することによって効率的・効果的なマネジメントの推進を図ります。
- ・ 市民、議会、民間事業者及び庁内関係部署に対して、公共施設等マネジメントに関わる一元化された情報の共有化を推進します。

5. 市民等との連携による公共施設等マネジメント

- ・ 公共施設等の現状と課題や財政への影響等を分かりやすく市民等に情報を発信し、問題意識の共有化を図りながら公共施設等マネジメントを推進します。
- ・ 地域主体での維持管理や運営を行うことで利便性の向上や活性化が図ることができる施設については、そのあり方を検討します。
- ・ 民間事業者の資金やノウハウを活用することによって、施設の整備、維持管理、運営及び更新等を、より効果的・効率的に行うことが望める施設については、官民連携手法について検討します。

図表 2.6 公共施設等マネジメントの基本理念と基本方針



5 目標の設定

(1) 公共建築物のマネジメントの目標について

基本理念及び基本方針を踏まえ、施設整備の優先度等の評価を基軸とし「できるところから」の各種のFM施策を展開することで、公共建築物における「財務・品質・サービスの提供」の最適化を図っていきます。

また、公共施設等を通じて高質で持続可能な公共サービスを提供していくために、施設総量及びライフサイクルコストの最適化など公共施設等が与える財政的な負担を軽減しつつ、適正な規模と必要な機能を兼ね備えた新たな公共サービスの提供の仕方を確立していきます。

(2) インフラ資産のマネジメントの目標について

インフラ資産については、できるだけ長く有効に活用することを主眼に、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議が取りまとめた「インフラ長寿命化基本計画：平成25年（2013年）11月29日策定」の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安全・安心の確保と経費の縮減を進めます（図表2.7参照）。

本計画の計画期間である30年の間には、インフラに関する技術の革新や新たな政策等によって、効果的・効率的な維持管理手法や広域化等の新たな制度が創出されてくることが考えられます。本市においても、それらを積極的に導入し、国、府及び近隣市町と連携しながら、インフラ資産の長寿命化に積極的に取り組みます。

図表 2.7 インフラ長寿命化基本計画概要

<p>○個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築</p> <p>○メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化</p> <p>○産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成</p>	
<p>1. 目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全で強靱なインフラシステムの構築 ○統合的・一体的なインフラマネジメントの実現 ○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化 <p>2. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インフラ機能の確実かつ効率的な確保 ○メンテナンス産業の育成 ○多様な施策・主体との連携 ▶ 防災・減災対策との連携による維持管理・更新を効率化 ▶ 政府・産学官、地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上 <p>3. 計画の策定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インフラ長寿命化計画（行動計画） ○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画） 	<p>4. 必要施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断：定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等 ・ 修繕・更新：優先順位に基づく効率のかつ効果的な修繕・更新の実施等 ・ 基準類の整備：施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな見地の反映等 ・ 情報基盤の整備と活用：電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等 ・ 新技術の開発・導入：ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等 ・ 予算管理：新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等 ・ 体制の構築：【国】技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実／【地方公共団体等】維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用／【民間企業】入札制度の改善等 ・ 法令等の整備：基準類の体系的な整備等 <p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示 ▶ 計画のフォローアップの実施

※ 「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）：平成26年（2014年）10月」をもとに編集

6 維持・運営の実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等については、定期的に点検・診断し、経年による劣化状況や外的負荷による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や公共施設等に与える影響等について評価を行い、優先度の判断等を行います。

公共建築物については、法定点検など、専門知識を持つ有資格者が実施するものと、専門的な知識を必要としない点検を区分し、施設点検マニュアルに基づいて、施設所管課が自主的に行うものとします。

(2) 維持管理・修繕の実施方針

公共施設等の重要度や劣化状況に応じて優先度評価を行い、計画的な維持管理・修繕及び更新等を行う予防保全を実施することにより、施設の性能維持や安全性を確保します。

(3) 安全確保の実施方針

施設の安全確保に関わる評価については、施設点検マニュアルに基づき施設管理者と専任組織が連携して施設点検を実施し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

(4) 耐震化の実施方針

平成29年（2017年）3月に見直し策定予定の耐震促進計画に基づき、積極的に耐震化に取り組むことを目標とします。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等の重要度や劣化状況、ライフサイクルコストを踏まえ優先度評価を行い、必要であると判断した公共施設等については、構造・設備・機能の耐久性を高める長寿命化工事を実施していきます。

(6) 統合や廃止の推進方針

公共建築物について、施設類型ごとに管理に関する基本的な方針を定め、統合や廃止を検討する際には、①廃止、②用途変更、③複合化、④集約化、⑤広域化など、それぞれのケースに応じた最適な手法を採用し、実施します。

①廃止のイメージ

既に役割を終え、今後、利活用することのない公共施設等については、周辺建物、住環境に及ぼす影響や市民の安全・安心を考慮し早期に解体、除却します。

②用途変更のイメージ

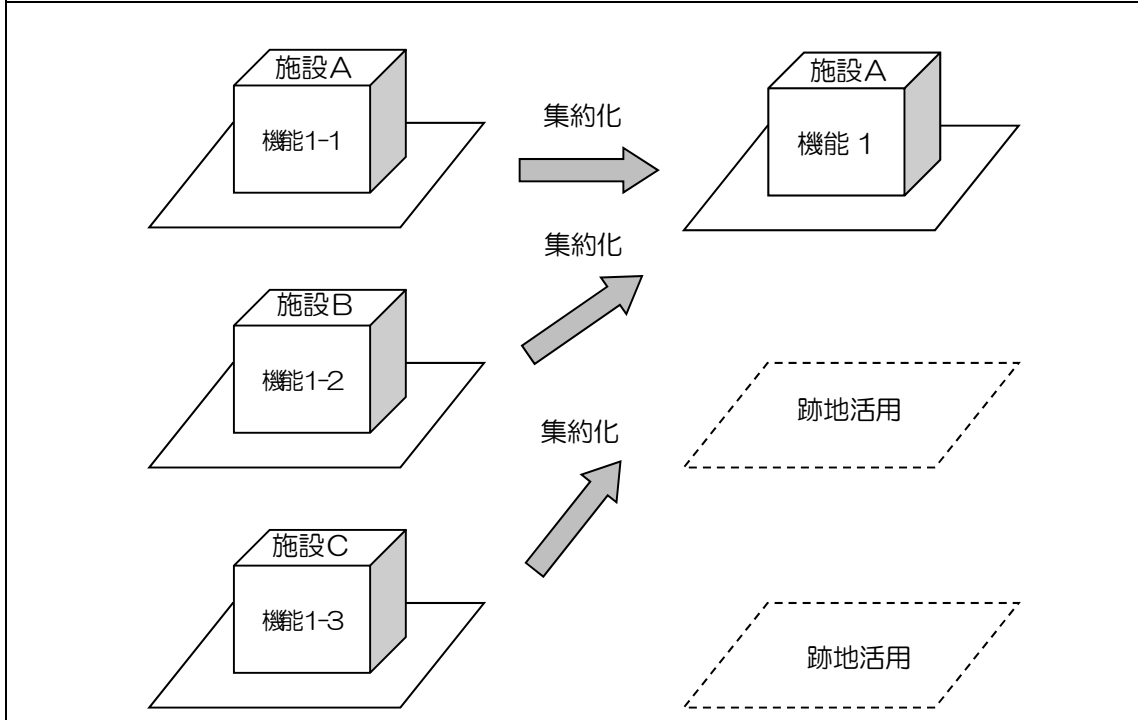
用途変更は、既存施設の全体あるいは一部を他の用途へ変更し有効活用する手法です。余剰の公共施設や公共施設内の空き部屋等の状況を把握しておき、これにより別途、必要性が高まったサービスや不足サービスを補うことを検討します。

③複合化のイメージ

複合化は、複数の施設及びサービス機能を一つの建物に統合・並置する手法です。このことにより、エントランスや通路、会議室、給湯室、トイレなど共用部分をもって整備するため、その分整備費や運営を縮減することができます。複合化では、拠点施設と、当該拠点施設に機能移転する非拠点施設に分けて考える必要があります。

④集約化のイメージ

集約化は、複数の施設にまたがる同様のサービス機能群に対し、個々の機能を細分化し、再構成したうえで一つの建物等にまとめる手法です。たとえば、会議室は、公民館、集会所などのほか庁舎や学校にも存在します。これらの稼働率を勘案しながら全体として必要な量に縮減していくことを検討します。

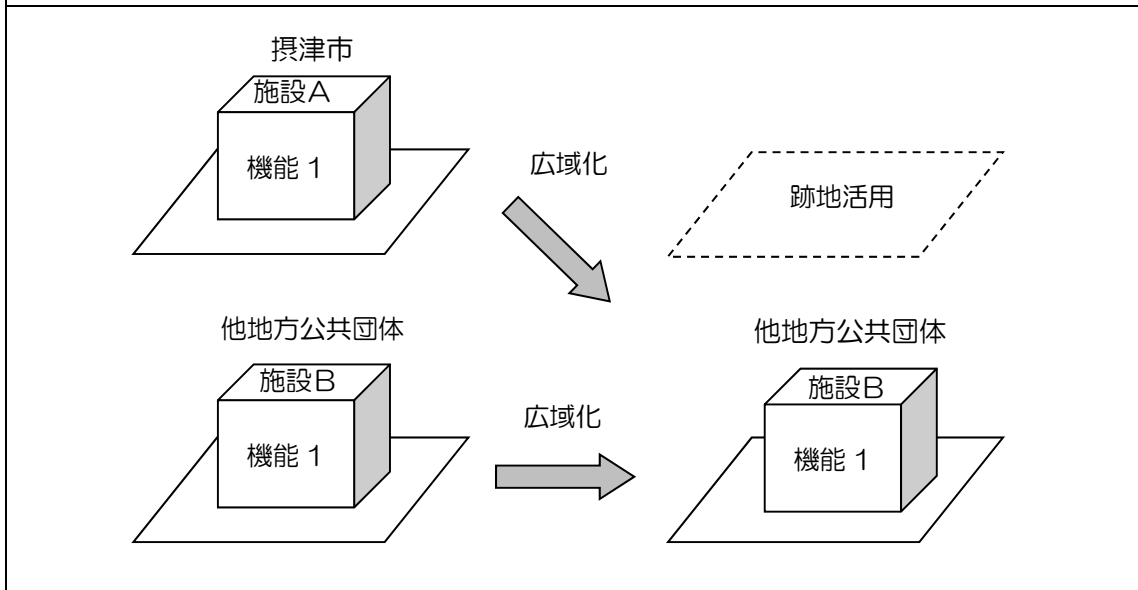


(7) 市町村を超えた広域化に関する実施方針

広域連携を一層深めていく観点から、地域間連携による広域化を検討していきます。

⑤広域化のイメージ

広域化は、市外の住民も利用可能な施設を広域で役割分担して地域間連携による施設利用のサービス提供を行う手法です。



(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

ア 職員研修の実施

職員一人ひとりが、公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、市民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。このことを踏まえて、職員研修を計画的に実施します。

イ (仮称) FM 連絡会の設置

各施設所管課の担当者からなる(仮称)FM連絡会を設置して、公共施設等マネジメントに係る組織横断的な連携を図るとともに、点検・評価から予算化までのあらゆる局面で、情報の発信・共有化を図ります(図表 2.3、図表 2.4、図表 2.5 参照)。

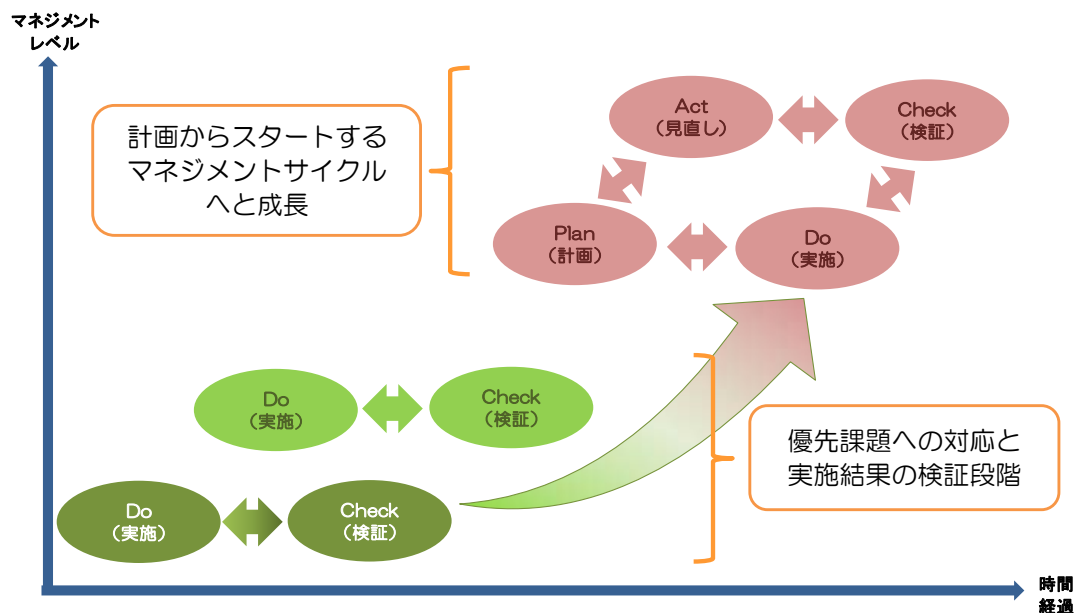
7 フォローアップの実施方針

(1) マネジメントサイクルの形成

マネジメントサイクル（PDCA サイクルともいう。）とは、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施し、最後の改善（act）では評価（check）の結果から、最初の計画（plan）の内容を見直し、次回の計画に結び付け、継続的な業務改善活動などを推進するサイクルのことであります。

本計画の展開に際しては、まず優先課題への対応と、その実施結果の検証を行うことから着手し、必要情報の収集、実施結果の分析及び実践スキルの向上などの条件を整えながら、計画からスタートするマネジメントサイクルへと成長させていきます（図表 2.8 参照）。

図表 2.8 総合管理計画マネジメントサイクル

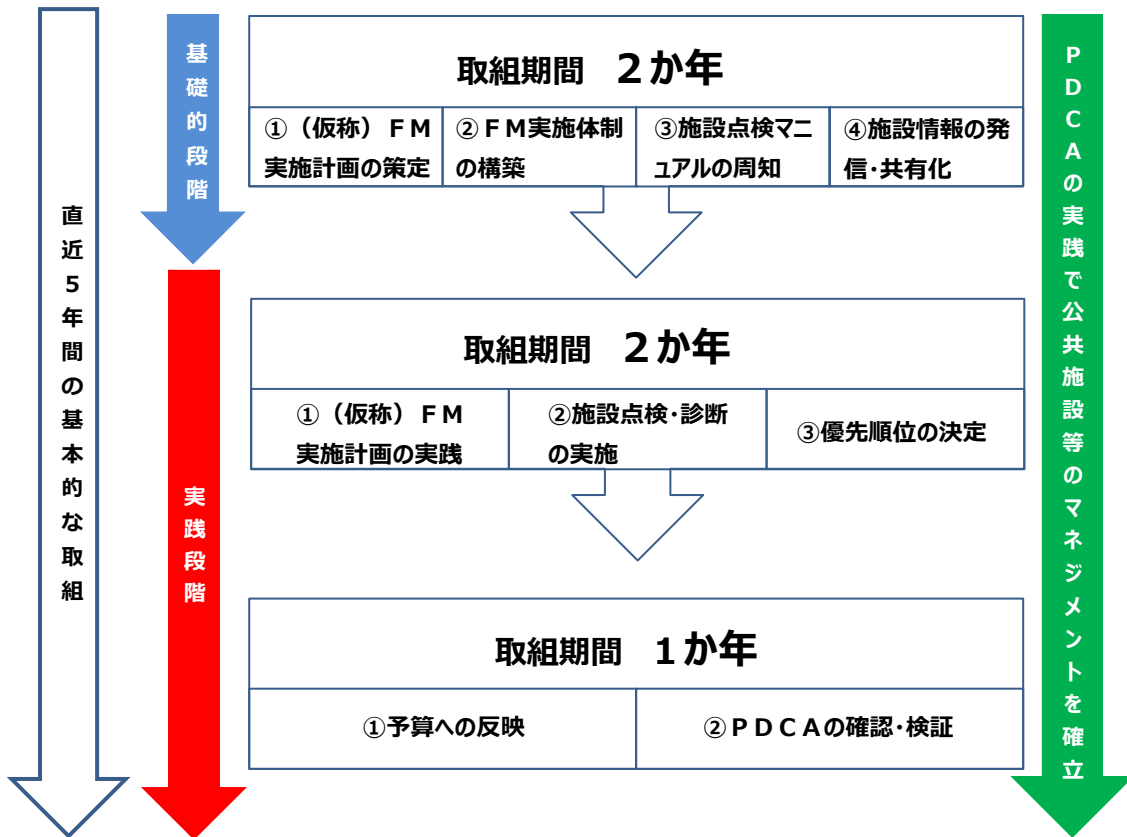


(2) 第1期 2022年への取組

第2章で定めた計画期間の第1期目において、平成34年（2022年）より更新費用等は、上昇のピークに差し掛かります。そのことから、本計画策定から直近5年間で迎える公共施設の大量更新等（大規模改修・建替え）に対し、至急に対策を講じる必要があります。

直近5年間の基本的な取組方針としては、専任組織によるFM実施体制を構築し、直前に迫った公共施設の大量更新に係る改修工事等の優先順位を決定すると共に、予算へ反映していく仕組みを整備していきます。また、マネジメントサイクルを活用して確実なフォローアップを行い、公共施設等のマネジメントを確立していきます（図表 2.9 参照）。

図表 2.9 第1期 2022年への取組



第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

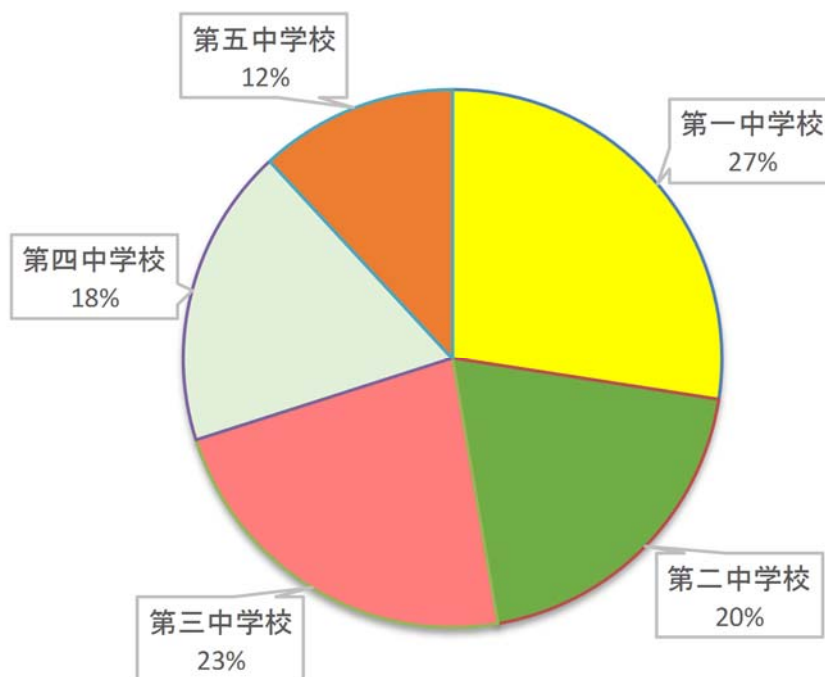
1 公共建築物について

図表 3.1 は、中学校区別の人口割合を表したものです。また、図表 3.2、図表 3.3 は、中学校区割図及び各中学校区における公共建築物の分布特性を表したものです。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を検討するにあたっては、このような中学校区における現状（人口や公共建築物の分布特性など）を勘案するとともに、すべての公共建築物について、適切な点検・診断や耐震化を含む維持管理・修繕等を実施します。また、事前に建替え時期が到来する段階までには、その施設の評価（建物、コスト、公共サービス）に基づき、機能・サービスの優先度や提供範囲を再確認し、あり方を検討します。

さらに、施設類型ごとの公共建築物に対して、地域性やその施設の特性、施設の利用状況、都市計画法に基づく用途地域⁸等を加味して、次世代に負の財産を残さないように公共施設等のマネジメントを効率よく推進していきます。

図表 3.1 中学校区別の人口割合

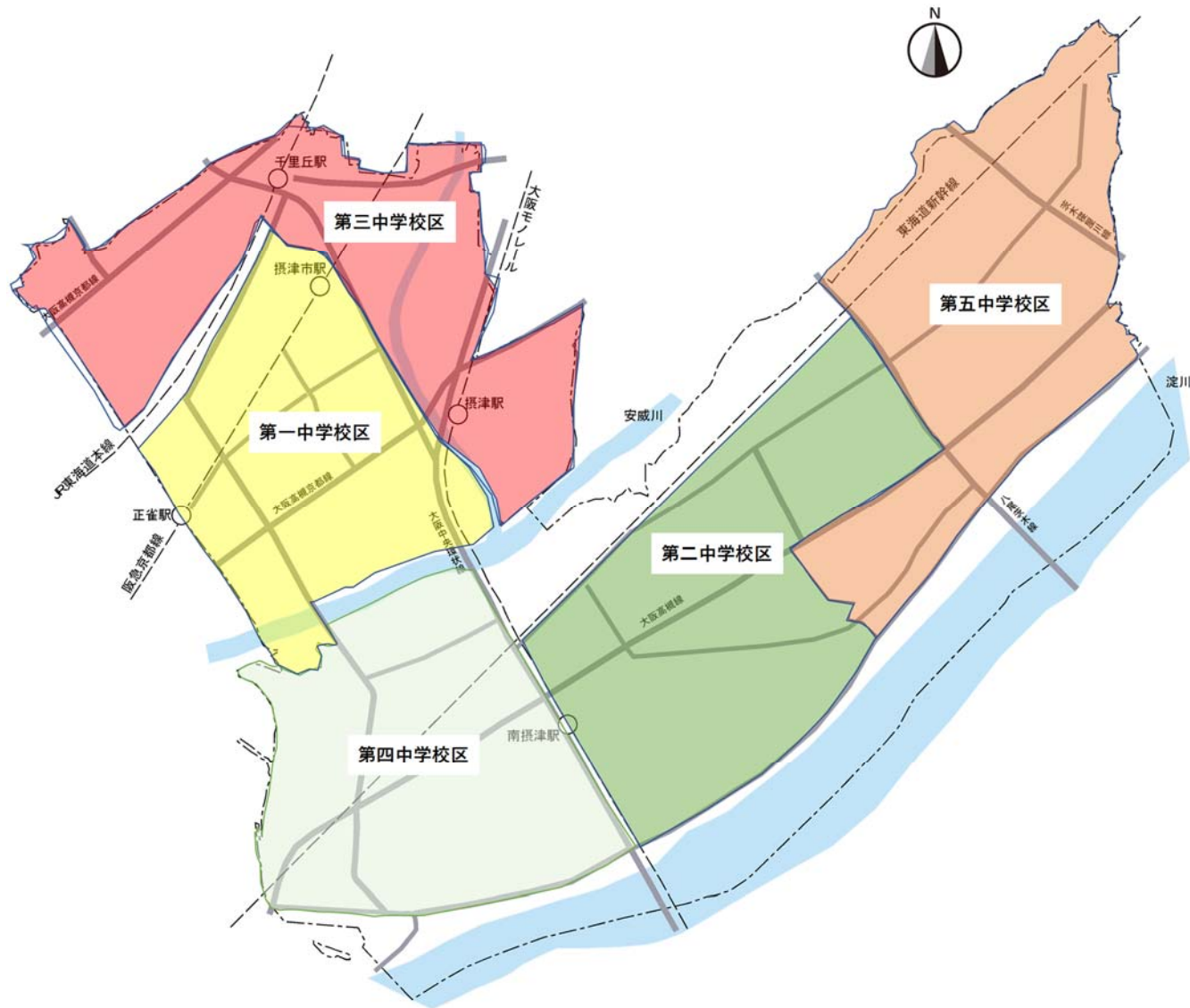


※ 平成 27 年（2015 年）の住民基本台帳の値を学校区別に集計

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の検討に際しては、本市で独自に定めた施設類型を用います。詳細は、図表 3.3 の「分類」及び「細別」に定めるとおりです。

⁸ 用途地域：都市計画法に基づく地域地区のうち、最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態について、一定の制限を定めることにより、土地利用を方向づけるもの。都市の環境保全や機能促進のために、住居系、商業系、工業系などの地域に分けられる。

図表 3.2 中学校区割図



図表 3.3 中学校区別の公共建築物の分布特性

分類	細別	第一中学校区	第二中学校区	第三中学校区	第四中学校区	第五中学校区
学校教育系施設	中学校	第一中学校	第二中学校	第三中学校	第四中学校	第五中学校
	小学校	味舌小学校 撰津小学校	鳥飼西小学校 鳥飼北小学校	千里丘小学校 三宅柳田小学校	別府小学校 味生小学校	鳥飼小学校 鳥飼東小学校
	幼稚園	せつつ幼稚園	とりかい幼稚園			
	教育支援施設			教育センター		
供給処理施設	供給処理施設		環境センター		リサイクルプラザ	
消防施設	消防署	消防本部	消防署鳥飼出張所	消防署千里丘出張所	消防署味生出張所	
	屯所	第3分団屯所			第2分団屯所	第1分団屯所
庁舎	庁舎	市役所				
児童福祉施設	保育所	正雀保育所	鳥飼保育所	子育て総合支援センター		
	こども園				べふこども園	
	学童保育室	撰津学童保育室 味舌学童保育室	鳥飼西学童保育室	三宅柳田学童保育室1組 三宅柳田学童保育室2組 千里丘学童保育室		鳥飼東学童保育室
	児童センター	第1児童センター				
	児童発達支援センター					児童発達支援センター
コミュニティ施設	公民館	安威川公民館	新鳥飼公民館	千里丘公民館	味生公民館	鳥飼東公民館
	コミュニティ施設	コミュニティプラザ 正雀市民ルーム		市民ルーム フォルテ301 市民ルーム フォルテ303	別府コミュニティセンター	
	集会所	第9集会所 第14集会所 第20集会所 第23集会所 第31集会所 第40集会所 第42集会所 第49集会所 第50集会所 第51集会所	第4集会所 第7集会所 第11集会所 第17集会所 第22集会所 第26集会所 第32集会所 第35集会所 第41集会所 第44集会所 第46集会所 新野々集会所	第2集会所 第3集会所 第8集会所 第10集会所 第16集会所 第24集会所 第34集会所 第38集会所 第45集会所	第5集会所 第6集会所 第13集会所 第27集会所 第28集会所 第30集会所 第43集会所 第47集会所 第48集会所 一津屋新集会所（一津屋第1団地集会所）	第12集会所 第15集会所 第18集会所 第21集会所 第25集会所 第29集会所 第33集会所 第36集会所 第37集会所
	人権施設	男女共同参画センター				
	その他	市民活動支援センター 片田ハウス				
市営住宅	市営住宅	三島団地	鳥飼八町団地		一津屋第1団地 一津屋第2団地	
保健福祉施設	保健福祉施設	保健センター 地域福祉活動支援センター デイハウスました	ゆうゆうホール鳥飼西		あいあいホール別府	さわやか広場とりかい
障害福祉施設	障害福祉施設			みきの路 撰津交流センターバクの家 教育センター1F（障害者総合支援センター）		ふれあいの里（ひびきはばたき園、身体障害者老人福祉センター）
スポーツ施設	管理事務所		スポーツ広場	青少年運動広場 柳田テニスコート		くすの木公園テニスコート
	スポーツ施設	温水プール 正雀体育館	鳥飼体育館		味生体育館	
文化施設	図書館	市民図書館	鳥飼図書センター			
	文化施設			市民文化ホール いきいきプラザ		
その他	ポンプ場	味舌ポンプ場 味舌下ポンプ場 中内ポンプ場 庄屋ポンプ場 正音寺ポンプ場		竹鼻ポンプ場	水神木ポンプ場	河原樋ポンプ場 五久樋ポンプ場
	揚排水機場		鳥飼北部排水機場		味生排水機場	鳥飼中揚水機場
	公園管理施設	三島公園 鳥山公園 庄屋公園 正雀公園	ふるさと公園 さくら公園 しば公園 新幹線公園 さつき公園	市場池公園 鶴野第1公園 轟円公園 平和公園 鶴野第2公園 昭和園第1公園 昭和園第2公園 市場池オアシス広場 大正川公園 明和池公園	別府公園 神崎川緑地	かえて公園 りんどう公園 せんだん公園 ゆりのき公園 鳥飼八町公園 若宮ちびっこ広場 瀬ヶ池公園ちびっこ広場
	貸館	市役所南千里丘別館				
	管理事務所		南撰津駅前第1自動車駐車場管理事務所	放置自転車保管事務所 撰津駅前自転車自動車駐車場管理事務所	南撰津駅前自転車駐車場管理事務所	めいわく駐車等防止啓発指導員管理事務所
	斎場・葬儀会館				葬祭会館（せつつメモリアルホール） 撰津市斎場	
	駐車場			フォルテ撰津自動車駐車場		
	駐輪場	撰津市駅前第1自転車駐輪場	南撰津駅前第3自転車駐輪場			
	倉庫					倉庫（旧教育研究所） 鳥飼書庫
	苗圃			鶴野苗圃		
	その他			旧シルバー人材センター 山田川運動広場		
	用途変更・廃止施設等	旧味舌小学校 正雀市民サービスコーナー	鳥飼市民サービスコーナー 南撰津市民サービスコーナー	旧三宅小学校 千里丘市民サービスコーナー	別府公民館 別府市民サービスコーナー	

※平成28年12月現在の公共建築物を対象としている。

【凡例】

■ 延床面積 6,000㎡以上 ■ 延床面積 3,000㎡以上 ■ 延床面積 1,500㎡以上 ■ 延床面積 300㎡以上 ■ 延床面積 300㎡未満または不明

(1) 学校教育系施設

図表 3.4 学校教育系施設一覧表

分類	細別	地図 番号	施設名	建築年度 (年度)	耐用 年数	総延床 面積 (㎡)	中学 校区
学校教育系施設	中学校	1	第二中学校	1970	47	9,121	第2
		2	第一中学校	1974	47	9,449	第1
		3	第三中学校	1976	47	8,104	第3
		4	第四中学校	1981	47	8,448	第4
		5	第五中学校	1984	47	7,314	第5
	小学校	6	別府小学校	1972	47	7,254	第4
		7	味舌小学校	1973	47	7,062	第1
		8	味生小学校	1973	47	6,676	第4
		9	鳥飼西小学校	1973	41	7,273	第2
		10	鳥飼小学校	1973	47	5,719	第5
		11	千里丘小学校	1975	47	6,314	第3
		12	摂津小学校	1975	47	6,498	第1
		13	三宅柳田小学校	1978	47	6,889	第3
		14	鳥飼北小学校	1981	47	7,234	第2
		15	鳥飼東小学校	1983	47	5,695	第5
	幼稚園	16	せつつ幼稚園	1970	47	939	第1
		17	とりかい幼稚園	1973	47	640	第2
	教育支援施設	18	教育センター	1973	50	730	第3

※ 本表は、平成 28 年（2016 年）12 月現在の公共建築物を対象としている。

※ 施設が複数の棟からなる場合、建築年度は、主たる建物の建築年度を表している。

※ 耐用年数は、減価償却費の算定基準として、財務省令で定められた法定耐用年数のことであり、建物の構造、用途によって異なる算定基準で定められている。法定耐用年数＝建物の寿命ではない。

※ 以下、同様とする。

※ べふ幼稚園は「べふこども園」として別府保育所と一体運営している施設であり、分類上、児童福祉施設とするため図表 3.8 参照。

■学校

学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であり、市内には安威川以南地域に 9 校、安威川以北地域に 6 校の合計 15 校の小中学校があります。

平成 28 年（2016 年）4 月現在、築 50 年以上の棟が 1 棟（1.4%）、40 年以上の棟が 39 棟（55.7%）、30 年以上の棟が 22 棟（31.5%）、30 年未満の棟が 8 棟（11.4%）となっており、建築後 30 年以上経過している建物が約 9 割を占める状況となっており、旧耐震基準に基づき建設された学校の校舎、屋内運動場等の施設については、耐震診断を実施し、順次、計画的に耐震化を進めていきました。その結果、平成 27 年度（2015 年度）末に耐震化率 100%を達成しました。

今後は、定期的な点検を実施し、必要に応じた修繕と、年次計画に基づき施設の大規模改修等を行い、施設の長寿命化を図っていきます。

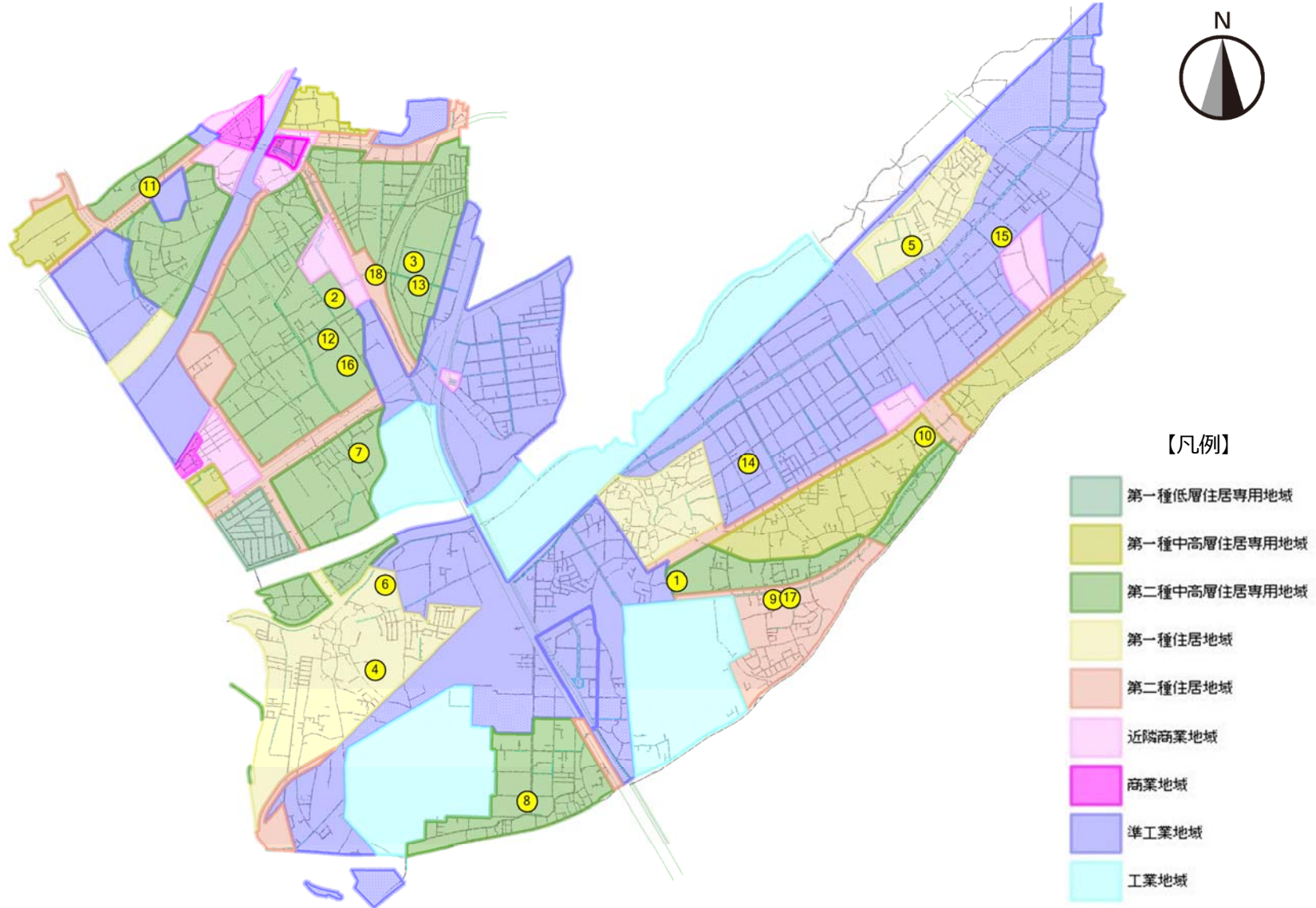
■幼稚園

市内には安威川以南地域に 2 園（べふ幼稚園を含む）、安威川以北地域に 1 園の合計 3 園の公立幼稚園があり、日々、園児の保育及び教育を行っています。

せつつ幼稚園及びとりかい幼稚園は、旧耐震基準で建築された建物ですが、年次計画的に施設の耐震診断及び改修等を行い、平成 22 年（2010 年）のせつつ幼稚園をもって耐震工事を終えています。

今後は、定期的な点検と必要に応じた修繕を実施し、施設の長寿命化を図っていきます。

図表 3.5 学校教育系施設位置図



(2) 供給処理施設、消防施設、庁舎

図表 3.6 供給処理施設、消防施設、庁舎一覧表

分類	細別	地図 番号	施設名	建築年度 (年度)	耐用 年数	総延床 面積 (㎡)	中学 校区
供給処理施設	供給処理施設	1	環境センター	1983	50	6,794	第3
		2	リサイクルプラザ	2000	38	1,417	第5
消防施設	消防署	3	消防署千里丘出張所	1974	50	261	第3
		4	消防署鳥飼出張所	1977	50	249	第2
		5	消防署味生出張所	1988	50	343	第4
		6	消防本部	1991	50	2,222	第1
	屯所	7	第2分屯屯所	1969	31	37	第4
		8	第3分屯屯所	1994	31	50	第1
9		第1分屯屯所	2001	31	40	第5	
庁舎	庁舎	10	市役所	1992	50	14,302	第1

■環境センター

環境センターは、プラント施設の耐用年数が平成40年（2028年）までと見込んでいます。

平成40年（2028年）以降もごみ処理を継続していく観点から、ごみ処理の広域化や施設の延命化を検討します。

■リサイクルプラザ

リサイクルプラザは、市民から排出された資源を再生利用することを目的に、平成13年（2001年）3月から供用を開始し、ストックヤード（1,396.88㎡）では、びん、缶、ペットボトル、古紙、古布、食品トレイの選別を、敷地の南側では、市内から搬入された剪定枝葉をチップ化や腐葉土として再生する作業を行っており、これらの作業を高齢者や障害者に担っていただくことによって、ごみ減量のみならず、高齢者や障害者の就労機会の確保を図っています。また、同施設は、摂津市地域防災計画に、地震災害、風水害時における災害廃棄物の一時保管場所に選定されています。

今後、将来の本市の一般廃棄物の収集処理方針（広域処理、ごみの分別等）に応じた施設の予防保全を図っていきます。

■消防施設

消防本部庁舎は、平成3年（1991年）に建設されて以降、日々のメンテナンスを含めて適正に施設管理を行ってきました。平成27年（2015年）には吹田市消防本部との指令業務共同運用の開始に伴う大規模改修を行いました。

職員が24時間勤務するうえでの職場環境対策を含めた、消防本部庁舎機能維持のための改修を順次実施し、今後もさらなる長寿命化を図っていきます。

消防本部庁舎と同様に3か所の消防出張所も、重要な防災拠点です。

味生出張所は、昭和63年（1988年）に建築され、29年が経過しています。平成29年度（2017年度）に外壁改修を行い、以後、計画的に、空調、内装及び仮眠室の改修等を行うなど長寿命化を図っていきます。

鳥飼出張所は、昭和52年（1977年）に建築され、39年が経過しています。平成26年（2014年）に外壁改修工事を実施し、以後、併設の訓練施設の改修を含め、空調、内装及び仮眠室の改修を行います。耐用年数（50年）を考慮すると、将来の建て替えや移転を検討する必要があります。

千里丘出張所は、昭和50年（1975年）に建築され、42年が経過しました。今後も出張所機能維持のため適正に維持管理を行っていきます。また、躯体強度等の問題が発生するおそれのある場合は、大規模改修等を検討します。さらに、耐用年数（50年）や管轄人口動態等を考慮すると、将来の建て替えや移転を検討する必要があります。

分団の屯所については、地域防災活動の拠点としての消防分団屯所機能の維持・向上を図るため、建築年次と現況を考慮し、建て替えや大規模改修等による長寿命化に努めます。

第2分団屯所は、建築から48年が経過し、耐用年数（31年）が過ぎており老朽化が進行しています。今後、建て替えを含めた検討が必要です。

また、第3分団屯所は、旧味舌小学校跡地区画内に立地しているため、今後建て替えを予定しています。

■庁舎

市役所本庁舎（本館及び新館、東別館、西別館、公用車駐車場）は行政機能の中核であり、災害時の防災拠点としても重要な施設であることから予防保全が重要となります。

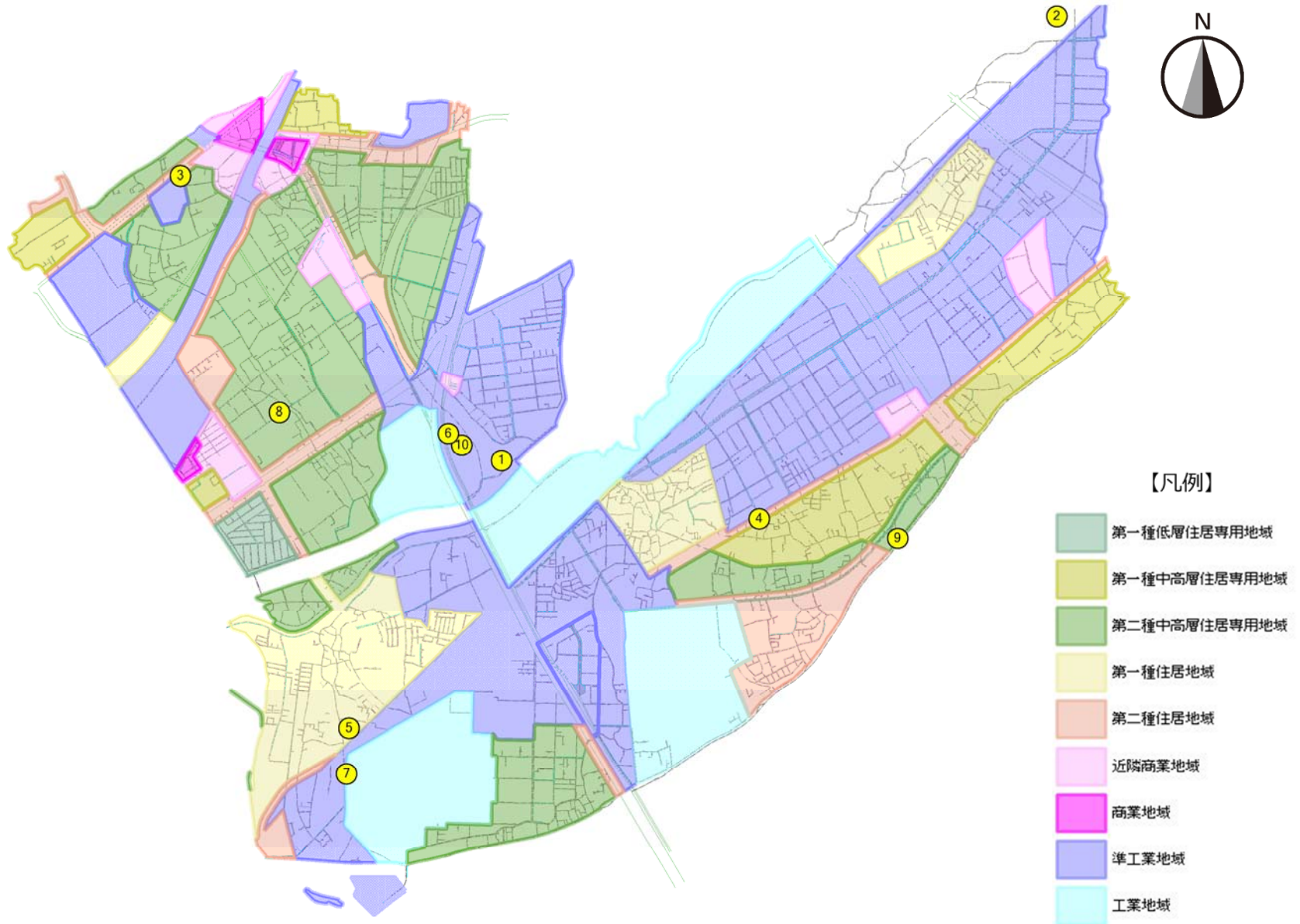
本館は築50年を経過し、RC造の法定耐用年数（50年）を迎えましたが、平成11年（1999年）に耐震補強工事、平成24年（2012年）に外壁改修工事を実施したことにより長寿命化を図っています。

西別館は、築29年で法定耐用年数（22年）が過ぎており、老朽化が進行しています。今後、建て替え等を含めた施設の扱いについて検討が必要です。

新館は築23年、東別館及び公用車駐車場は築22年が経過しており、本館と同じく平成24年（2012年）に外壁改修工事を実施し予防保全を図っています。本庁舎全体の日常の維持管理については、定期清掃、日々のメンテナンスを含めて民間企業に業務委託を行い、良好な施設管理を行っています。

電気・設備の老朽対策については、近年、空調設備の故障が頻発することから、平成29年度（2017年度）に本市初となるESCO事業（Energy Service Company）にて民間活力の導入による空調設備及び照明設備（LED化）等の更新を予定しています。

図表 3.7 供給処理施設、消防施設、庁舎位置図



(3) 児童福祉施設

図表 3.8 児童福祉施設一覧表

分類	細別	地図 番号	施設名	建築年度 (年度)	耐用 年数	総延床 面積 (㎡)	中学 校区
児童福祉施設	保育所	1	正雀保育所	1971	47	624	第1
		2	鳥飼保育所	1974	47	808	第2
		3	子育て総合支援センター	2000	47	2,725	第3
	こども園	4	べふこども園	2012	47	1,049	第4
	学童保育室	5	鳥飼東学童保育室	1984	34	66	第5
		6	三宅柳田学童保育室 1 組	2005	34	133	第3
		7	三宅柳田学童保育室 2 組	2008	34	94	第3
		8	摂津学童保育室	2011	34	234	第1
		9	味舌学童保育室	2013	34	171	第1
		10	千里丘学童保育室	2013	34	211	第3
		11	鳥飼西学童保育室	2013	34	67	第2
	児童センター	12	第1児童センター	1987	47	640	第1
	児童発達支援センター	13	児童発達支援センター	1981	47	720	第5

※ べふこども園は、別府保育所とべふ幼稚園を一体運営している施設であり、分類上、児童福祉施設とする。

■保育所、こども園

市内には安威川以南地域に2園、安威川以北地域に2園の合計4園の公立保育所及びこども園があり、日々、入所児童の保育及び教育を行っています。

正雀保育所及び鳥飼保育所は、築40年以上経過し老朽化が進んでいます（正雀保育所は、平成29年度（2017年度）に民営化し、その後建替えを予定）。

今後は、定期的な点検と必要に応じた修繕を実施し、施設の長寿命化を図りながら、民営化の検討を行っていきます。

■学童保育室

学童保育室は、共働き世帯等の児童（小学校1年生から3年生）を対象に、適正な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る施設です。

築32年以上が1施設、その他の6施設は築3年から11年という状況です。今後も点検や必要に応じた修繕等の適切な維持管理を行っていきます。

■児童センター

第1児童センターは、児童に健全な遊びを提供することで健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としており、本市の子どもの活動拠点となっています。

築29年が経過しており、予防保全として平成20年（2008年）には外壁塗装の塗り替えを行うなどの補修を行ってきています。

基本的な方針としては、定期的な点検・診断を実施し、必要に応じた修繕等を行うことで、施設の長寿命化を図っていきます。

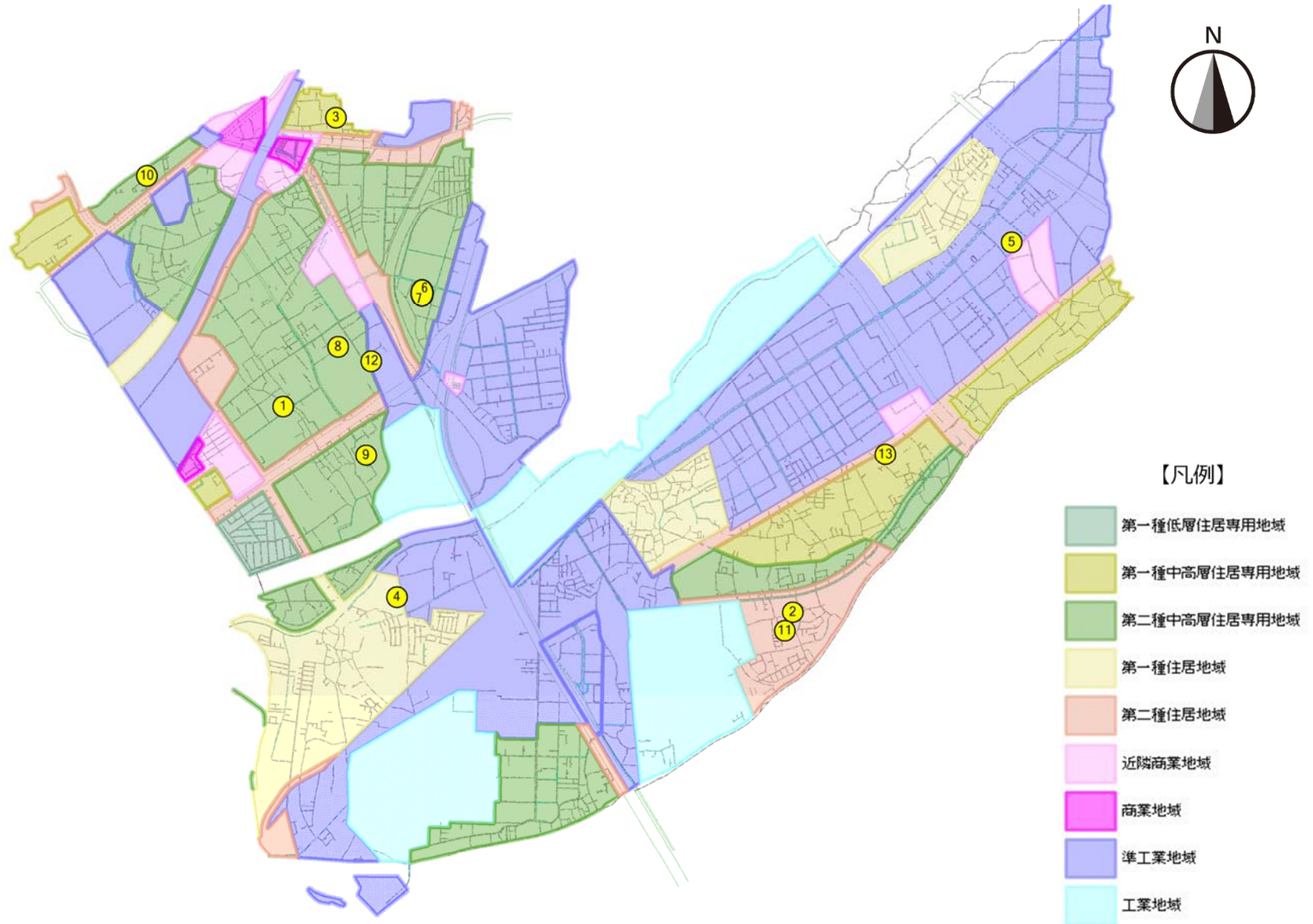
■児童発達支援センター

児童発達支援センターは、支援の必要な児童やその家族を対象として、療育の事業を行う地域の中核的な施設です。

築 35 年が経過しており、予防保全として平成 21 年（2009 年）には外壁塗装の塗り替え、屋根の葺き替え及び防水改修等の補修を行ってきています。

現時点で目立った不具合が出ている箇所はないものの、経年劣化による補修は必要と考えられるため、定期的な点検・診断を実施し、修繕等を行うことで施設の長寿命化を図っていきます。

図表 3.9 児童福祉施設位置図



(4) コミュニティ施設

図表 3.10 コミュニティ施設一覧表

分類	細別	地図 番号	施設名	建築年度 (年度)	耐用 年数	総延床 面積 (㎡)	中学 校区
コミュニティ施設	公民館	1	千里丘公民館	1973	50	522	第3
		2	新鳥飼公民館	1980	50	939	第2
		3	鳥飼東公民館	1985	50	601	第5
		4	安威川公民館	1999	50	1,328	第1
		5	味生公民館	1985	50	614	第4
	コミュニティ施設	6	市民ルーム フォルテ301	1991	38	73	第3
		7	市民ルーム フォルテ303	1991	38	58	第3
		8	正雀市民ルーム	1994	47	610	第1
		9	コミュニティプラザ	2010	50	4,634	第1
		10	別府コミュニティセンター	2016	30	1,519	第4
	集会所	11	第6集会所	1913	22	335	第4
		12	第3集会所	1969	22	41	第3
		13	第4集会所	1970	22	68	第2
		14	第7集会所	1971	22	57	第2
		15	第8集会所	1972	22	101	第3
		16	第9集会所	1972	22	137	第1
		17	第10集会所	1972	22	92	第3
		18	第11集会所	1973	22	131	第2
		19	第12集会所	1973	22	134	第5
		20	第13集会所	1974	22	87	第4
		21	第14集会所	1974	22	133	第1
		22	第15集会所	1974	22	133	第5
		23	第16集会所	1974	22	125	第3
		24	第17集会所	1975	22	133	第2
		25	第18集会所	1977	22	133	第5
		26	第20集会所	1979	22	129	第1
		27	第21集会所	1979	22	97	第5
		28	第22集会所	1980	22	133	第2
		29	第23集会所	1981	22	133	第1
		30	第24集会所	1982	22	86	第3
		31	第25集会所	1982	34	167	第5
		32	第26集会所	1982	22	92	第2
		33	第27集会所	1982	34	95	第4
		34	第2集会所	1983	22	113	第3
		35	第28集会所	1983	22	124	第4
		36	第29集会所	1983	22	80	第5
		37	新野々集会所	1983	22	155	第2
		38	第30集会所	1984	22	75	第4
		39	第31集会所	1984	22	67	第1
		40	第32集会所	1984	22	141	第2
		41	第33集会所	1985	22	134	第5
		42	第34集会所	1986	22	133	第3
	43	第35集会所	1986	22	76	第2	
	44	第36集会所	1987	22	135	第5	
	45	第37集会所	1988	22	98	第5	
	46	第38集会所	1988	22	137	第3	
	47	第5集会所	1989	22	138	第4	

図表 3.10 コミュニティ施設一覧表（つづき）

分類	細別	地図 番号	施設名	建築年度 (年度)	耐用 年数	総延床 面積 (㎡)	中学 校区	
コミュニティ施設	集会所	48	第40集会所	1990	22	99	第1	
		49	第41集会所	1993	22	159	第2	
		50	第42集会所	1993	22	133	第1	
		51	第43集会所	1993	22	146	第4	
		52	第44集会所	1994	22	136	第2	
		53	第45集会所	1995	22	138	第3	
		54	第46集会所	1996	22	131	第2	
		55	第47集会所	1997	22	139	第4	
		56	一津屋新集会所（一津屋第1団地集会所）	1997	22	147	第4	
		57	第48集会所	1998	47	139	第4	
		58	第49集会所	1999	22	139	第1	
		59	第50集会所	2000	47	154	第1	
		60	第51集会所	2000	47	372	第1	
		人権施設	61	男女共同参画センター	2010	47	254	第1
		その他	62	片田ハウス	1962	47	150	第1
			63	市民活動支援センター	1963	41	110	第1

■公民館

公民館は、地域における生涯学習・社会教育の拠点であるとともに、災害発生時の防災拠点となる施設であります。

市立公民館は現在 5 館あり、築 40 年以上の館が 1 館、築 30 年以上の館が 3 館、築 15 年以上の館が 1 館となっています。うち 2 館は、エレベーターが設置されており、残りの 3 館については、平成 29 年度（2017 年度）に調査を実施し、設置に向けた検討を行う予定です。

今後も、定期的な点検・診断を実施し、必要に応じた修繕等を行うことで施設の長寿命化を図っていきます。

■正雀市民ルーム

NPO 団体や市民グループ、ボランティアグループなどに会議、交流、展示等の場所を提供する施設として、平成 7 年（1995 年）4 月より運営しています。阪急正雀駅に近く、府営住宅、公園に囲まれた場所にあります。建築から 22 年を経過しており、今後経年劣化が懸念されるため、予防保全として定期的な点検・診断を実施し、必要に応じた修繕等を行うことで、施設の長寿命化を図っていきます。

■市民ルーム フォルテ 301・303

正雀市民ルームと同様の理由で貸室を行っています。平成 4 年（1992 年）4 月に商業施設・マンションの一部として区分所有で所有しており、現状ではどのように維持していくかが課題です。

■コミュニティプラザ

南千里丘まちづくりの事業として建設され、平成 22 年（2010 年）7 月から地域の交流、市民活動に利用されています。地域の豊かな環境づくり、環境都市のモデルとして屋

上庭園が設けられました。建設から7年目で外観的には問題は発生していませんが、屋上庭園という構造上、雨漏りの対策が課題です。

■市民活動支援センター

NPO 法人の活動の場として利用されていますが、昭和 40 年（1965 年）代に建てられたもので老朽化し、長寿命化にも限界があります。今後の維持管理の方針について、施設そのものをどのようにしていくのか、早急に結論を出していく必要があります。

■別府コミュニティセンター

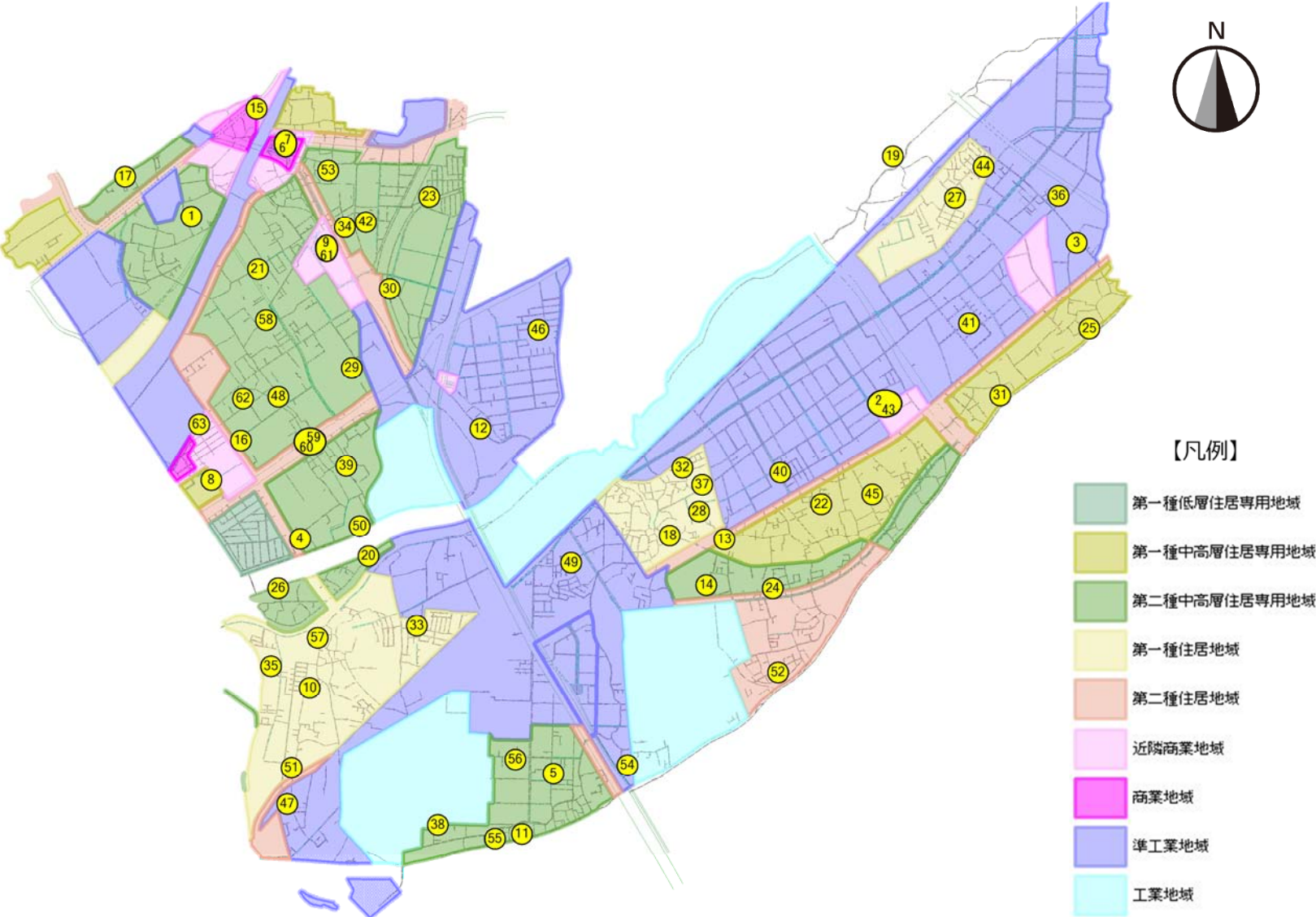
旧鱒生野団地跡地を活用し、別府公民館及び第 19 集会所の老朽化に伴う耐震性の確保やバリアフリー化への対策として建設され、平成 28 年（2016 年）12 月より開館しました。今後、地域の交流、市民活動、災害時の避難所や生涯学習・地域福祉の拠点施設として、計画的な維持管理が必要となります。

■集会所

集会所は市内に 50 か所あり、耐用年数を経過しているものがその内 42 か所あります。現在、老朽化に伴う修繕や建替え費用が大きな課題となっております。

今後、集会所の利用形態や利用状況を勘案しながら、地域コミュニティを維持できるようなかたちで長寿命化や統廃合等について検討します。

図表 3.11 コミュニティ施設位置図



(5) 市営住宅、障害福祉施設、保健福祉施設

図表 3.12 市営住宅、障害福祉施設、保健福祉施設一覧表

分類	細別	地図番号	施設名	建築年度 (年度)	耐用 年数	総延床 面積 (㎡)	中学 校区
市営住宅	市営住宅	1	鳥飼八町団地	1975	22	704	第2
		2	一津屋第1団地	1997	47	3,167	第4
		3	一津屋第2団地	1999	47	5,705	第4
		4	三島団地	2011	47	6,610	第1
障害福祉施設	障害福祉施設	5	ふれあいの里（ひびきはばたき園、身体障害者老人福祉センター）	1982	50	2,438	第5
		6	摂津交流センターバクの家	1992	47	277	第3
		7	教育センター1F（障害者総合支援センター）	1998	50	274	第3
		8	みきの路	2001	47	2,112	第3
保健福祉施設	保健福祉施設	9	さわやか広場とりかい	1936	34	238	第5
		10	あいあいホール別府	2006	34	149	第4
		11	ゆうゆうホール鳥飼西	2007	34	146	第2
		12	保健センター	2010	47	1,791	第1
		13	地域福祉活動支援センター	2011	22	957	第1
		14	デイハウスました	2016	27	261	第1

■市営住宅

市営住宅は鳥飼八町団地（昭和50年（1975年）建設、木造平屋16戸）、一津屋第1団地（平成9年（1997年）建設、RC造5F、40戸）、一津屋第2団地（平成11年（1999年）建設、RC造6F、70戸）、三島団地（平成24年（2012年）建設、RC造6F、84戸）の合計4団地（210戸）があります。

鳥飼八町団地は築41年が経過し、建物の老朽化が進行し、耐震化の問題やバリアフリー化の問題について課題があります。これらの状況を踏まえ、今後、建替えを含めた検討が必要となります。

一津屋第1団地及び第2団地、三島団地においては、十分な安全性や居住性を備えているため、平成25年（2013年）3月に策定した「摂津市営住宅長寿命化計画」に基づき、長寿命化工事を実施していきます。また、日常的に予防保全型の施設管理を行うため、施設の点検・診断を実施し、優先順位を立てて修繕・改修を行っていきます。

■障害福祉施設

みきの路（障害者支援施設）は平成14年（2002年）に建築され、築15年が経過しています。また、ふれあいの里のうち、ひびき園は昭和58年（1983年）に、身体障害者老人福祉センターは昭和59年（1984年）に、はばたき園は平成元年（1989年）に建築され、最も古い施設で築34年が経過しています。みきの路、ふれあいの里（ひびきはばたき園、身体障害者老人福祉センター）ともに建物全体に経年劣化が見受けられます。

両施設は摂津市内の安威川以北と以南にそれぞれ位置しており、市内の障害者施設の中心的存在であります。特にみきの路は市内唯一の障害者入所施設となっており、その存在価値は非常に高くなっています。

ふれあいの里は、築年数を勘案し将来的には建て替えも含めて、今後検討が必要であります。

みきの路に関しては、屋上防水の改修や空調設備の更新等を控えており、大規模改修の検討が課題となっています。

■保健福祉施設

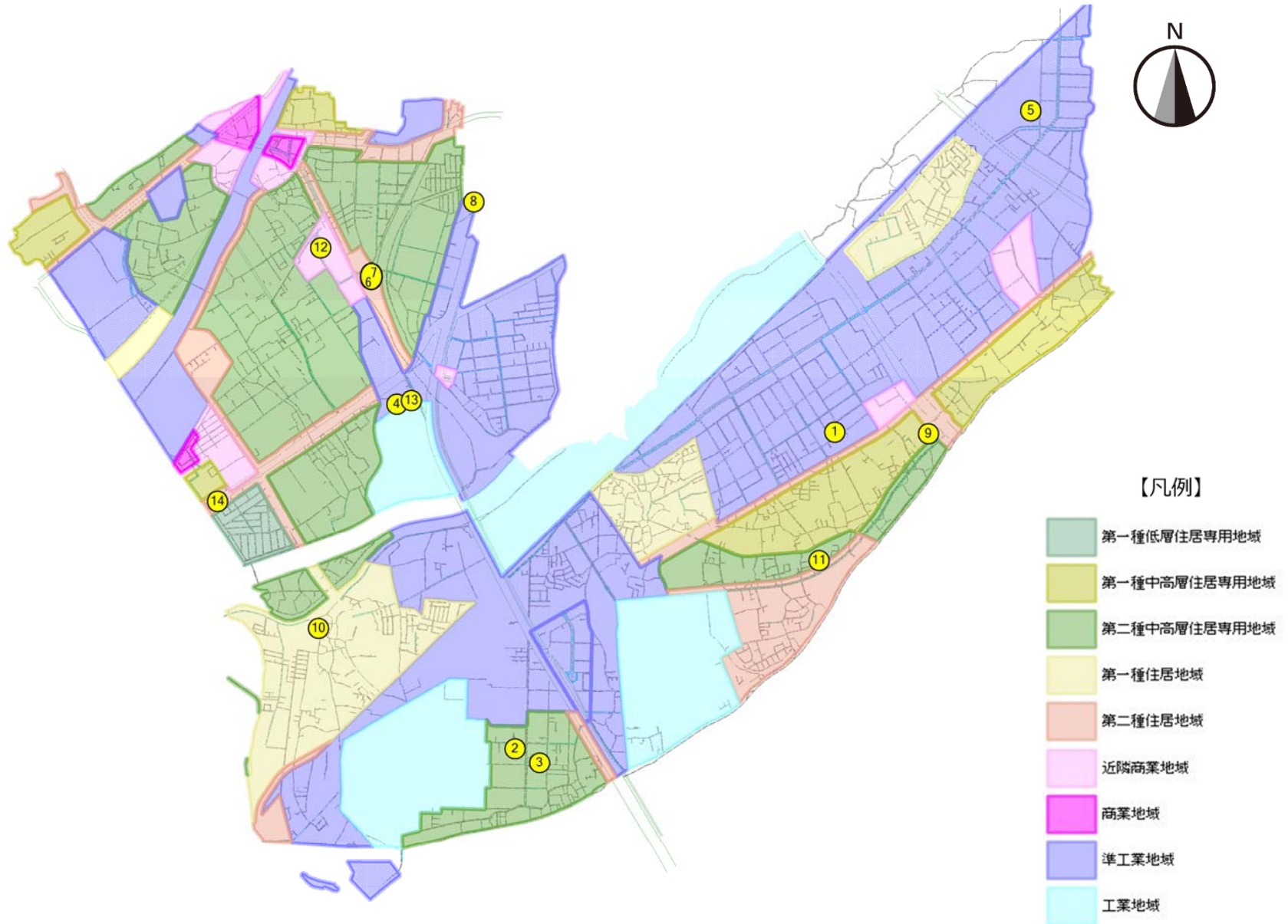
保健センター（平成21年（2009年）建設、鉄骨造）の施設管理については、コミュニティプラザにおいてエレベーター及び消火設備点検等を全て実施しています。

地域福祉活動支援センター（平成24年（2012年）建設、鉄筋コンクリート造）は、社会福祉協議会や地域包括支援センター、ボランティアセンター等が併設された地域福祉の中核を担う施設となっています。築4年ほどであり、日常・定期清掃や日々のメンテナンスを含めて比較的良好な施設管理を行っています。

あいあいホール別府（平成18年（2006年）建設、鉄骨造）、ゆうゆうホール鳥飼西（平成19年（2007年）建設、鉄骨造）、さわやか広場とりかい（昭和11年（1936年）建設、平成25年（2013年）大規模改修、木造）、デイハウスました（平成28年（2016年）建設、鉄骨造）は、中学校区ごとに設置された地域福祉を推進するための地域福祉活動拠点であり、様々な世代の人が集う場所となっています。このうち、デイハウスましたについては、集会室機能を兼ねた施設として平成28年（2016年）11月に移転整備されました。さわやか広場とりかいは、築80年の歴史的建物を耐震化しており、全ての施設とも、日常・定期清掃や日々のメンテナンスを含めて比較的良好な施設管理が行われています。

地域福祉活動支援センターをはじめ、地域福祉活動拠点施設は中長期的な視点を持ち、施設の予防保全として定期的な点検・診断を行い、必要に応じた修繕等を実施することで、長寿命化を図っていきます。

図表 3.13 市営住宅、障害福祉施設、保健福祉施設位置図



(6) スポーツ施設、文化施設

図表 3.14 スポーツ施設、文化施設一覧表

分類	細別	地図 番号	施設名	建築年度 (年度)	耐用 年数	総延床 面積 (㎡)	中学 校区
スポーツ施設	管理事務所	1	青少年運動広場	1981	38	492	第3
		2	くすの木公園テニスコート	1985	41	98	第5
		3	柳田テニスコート	1992	30	15	第3
		4	スポーツ広場	1996	47	200	第2
	スポーツ施設	5	温水プール	1981	34	2,093	第1
		6	鳥飼体育館	1981	47	1,164	第2
		7	正雀体育館	1984	47	1,012	第1
		8	味生体育館	1993	47	2,549	第4
文化施設	図書館	9	市民図書館	1982	50	2,026	第1
		10	鳥飼図書センター	1992	50	1,025	第2
	文化施設	11	市民文化ホール	1980	50	2,858	第3
		12	いきいきプラザ	1985	47	1,304	第3

■スポーツ施設

市内の体育施設については、体育館3館（鳥飼体育館、正雀体育館、味生体育館）、グラウンド2か所（青少年運動広場、スポーツ広場）、テニスコート2か所（柳田テニスコート、くすの木公園テニスコート）、及び温水プールが設置されています。いずれの施設においても、新耐震基準に適合した耐震性を有しているものの、開設後30年超の施設が6施設となっており、老朽化による施設機能等の低下が見られるため、今後更新や長寿命化の実施に向けた検討が必要となります。

また、総合体育館の整備や、旧味舌小学校跡地利用計画に基づく体育館の建替え等、今後予定している新規施設の整備に伴い、将来的な施設の集約化を視野に入れ、廃止・統合の必要性について検討を行います。

■文化施設

市内の文化施設については、市民文化ホール及び同ホールの附属施設としていきいきプラザが設置されています。市民文化ホールについては、座席数452席を備えており、様々な公演やイベントに利用されています。開設後35年を経過し、平成23年度（2011年度）に外壁及び外構等の整備を行い、また平成27年度（2015年度）から平成28年度（2016年度）にかけて耐震リニューアル工事を実施するなど、耐震化及び各種設備の更新を行っており、今後も予防保全に努めることとしています。

また、同ホールの附属施設であるいきいきプラザにおいては、施設建設後30年が経過しており、老朽化が見られる箇所や、エレベーター等の設備について、今後計画的に修繕等を実施し、適切に維持管理を行う必要があります。

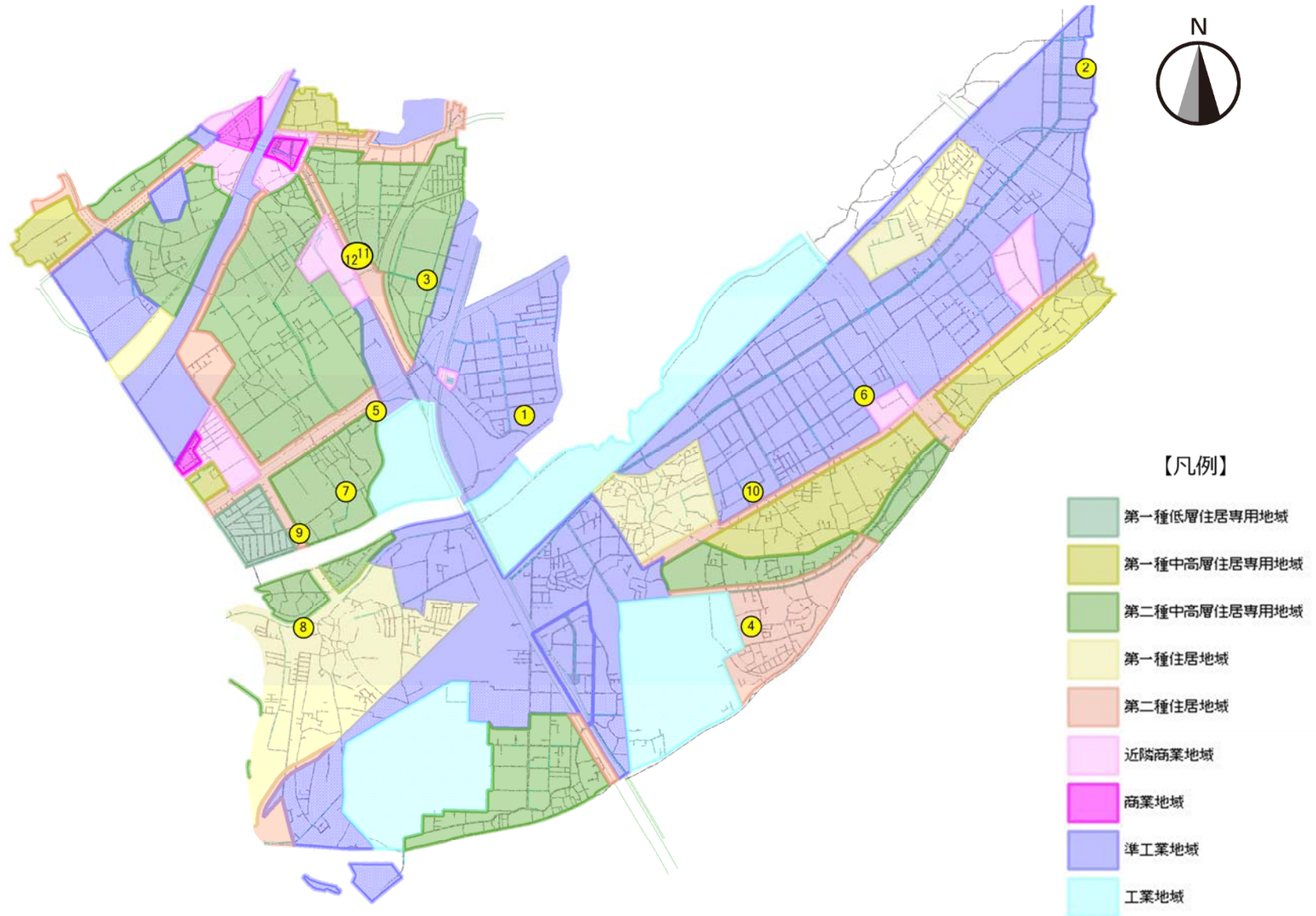
■図書館

図書館は、地域における読書活動・学習活動の拠点であります。

摂津市民図書館は築32年、鳥飼図書センターは築24年が経過しており、外壁・屋上防水改修を摂津市民図書館は平成23年度（2011年度）、鳥飼図書センターは平成26年度（2014年度）に実施しました。

今後も、定期的な点検・診断を実施し、必要に応じた修繕等を行うことで、施設の長寿命化を図っていきます。

図表 3.15 スポーツ施設、文化施設位置図



(7) その他施設

ア その他

図表 3.16 その他一覧表

分類	細別	地図 番号	施設名	建築年度 (年度)	耐用 年数	総延床 面積 (㎡)	中学 校区
その他	貸館	1	市役所南千里丘別館	2014	31	2,308	第1
	管理事務所	2	放置自転車保管事務所	1994	30	19	第3
		3	めいわく駐車等防止啓発指導員管理事務所	1996	30	13	第5
		4	摂津駅前自転車自動車駐車場管理事務所	1997	30	4	第3
		5	南摂津駅前自転車駐車場管理事務所	1997	30	15	第4
		6	南摂津駅前第1自動車駐車場管理事務所	1997	30	4	第2
	斎場・葬儀会館	7	摂津市斎場	1979	47	250	第4
		8	葬儀会館 (せつつメモリアルホール)	1997	47	2,811	第4
	倉庫	9	鳥飼書庫	1966	38	236	第5
		10	倉庫 (旧教育研究所)	1992	24	234	第5
	駐車場	11	フォルテ摂津自動車駐車場	1993	38	8,081	第3
	駐輪場	12	南摂津駅前第3自転車駐車場	2001	31	323	第2
		13	摂津市駅前第1自転車駐車場	2010	24	448	第1
	苗圃	14	鶴野苗圃	2002	25	21	第3
	その他	15	旧シルバー人材センター	1993	31	620	第3
		16	山田川運動広場	2015	24	15	第3

■葬儀会館 (せつつメモリアルホール)

葬儀会館は、平成9年(1997年)に竣工し、通夜や告別式などの葬儀を厳粛かつ簡素に執り行うことができる施設で、第1式場(2階)80席、第2式場(3階)150席を備えています。

竣工から20年が経過する施設ですが、日常・定期清掃や日々のメンテナンスを含め比較的良好な施設管理が行われてきました。一方で近年は、施設の老朽化による不具合等も見受けられ修繕で対応していますが、今後は、エレベーターや空調設備等の大規模改修の必要性が生じてきます。

また、葬儀自体の小規模化や近隣に民間の葬儀会館が多数建設されており、竣工時と比べ葬儀を取り巻く環境は、多様化しています。このような現在の状況を踏まえ、葬儀会館(せつつメモリアルホール)のあり方について、民営化も含めた幅広い検討が必要です。

■摂津市斎場

摂津市斎場は、昭和54年(1979年)に竣工し、火葬炉3基と汚物炉1基を備えています。竣工から30年が経過し、斎場の主要設備である火葬炉の老朽化が顕著になったことから、平成22年(2010年)から平成23年(2011年)にかけて施設の耐震化と火葬炉の全面改修を行いました。火葬炉の全面改修後、現在も良好な状態を保っていますが、火葬炉以外の設備等については、老朽化による不具合等も見受けられます。

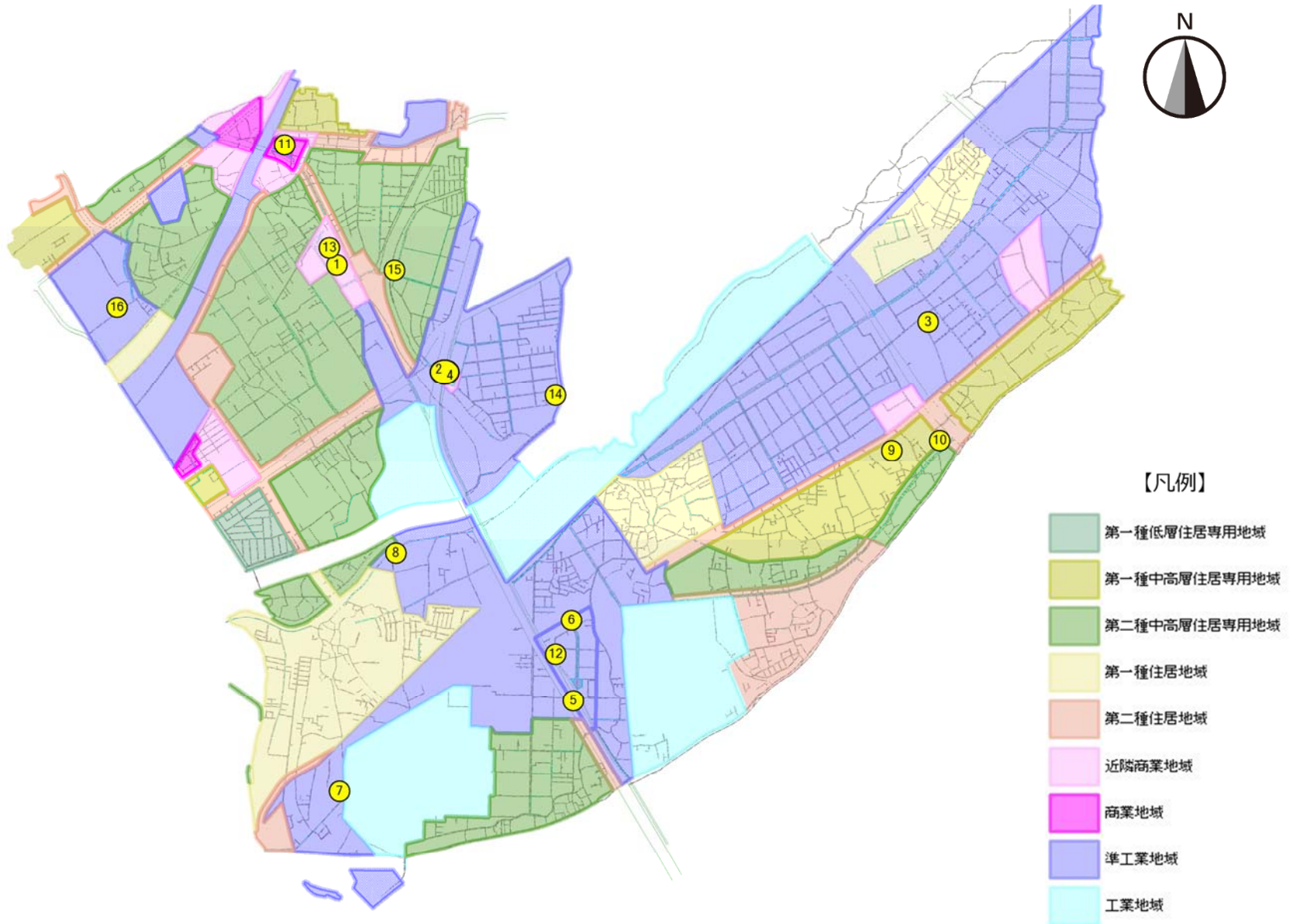
今後、火葬炉の全面改修は、約30年の間隔で実施する予定であり、適正に維持管理・運営するとともに、火葬炉以外の設備については、中長期的な計画のもと長寿命化の対応を実施します。

■倉庫（旧教育研究所）

倉庫は、プレハブ構造で築20年以上経過しています。現在、市の文化財や資料、民具・農具などを保管しています。

平成28年（2016年）に鉄部塗装部分の防錆処理を行っています。今後も、適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。

図表 3.17 その他位置図



イ 水路・ポンプ場・その他付属施設

■水路・ポンプ場・その他付属施設

河原樋ポンプ場（昭和42年（1967年）設置）等は、水路を通して農地に安定した用水を送るための必要不可欠な施設であり、味舌ポンプ場（水路系）（昭和43年（1968年）設置）等は、水路で受けた用水及び豪雨時の雨水を河川に排水するための重要な施設となっておりますが、ポンプ場等の多数が設置から30年以上が経過し、施設の老朽化が顕著になっております。

各施設ともに、専門家による施設の点検・診断を実施しながら、適切な修繕を行っています。

ウ 公園・ちびっこ広場

■公園・ちびっこ広場

市内の公園及びちびっこ広場の多くは、開設から30年以上が経過し、施設の老朽化が顕著になっております。

公園等の施設である管理棟やトイレ、屋根付き休憩所等は、専門家による施設の点検・診断を実施しながら、適切な修繕を行っています。

（8）用途変更・廃止施設等

用途変更・廃止施設等は、図表 3.18 に示すとおりです。

図表 3.18 用途変更・廃止施設等

分類	施設名	総延床面積 (㎡)	中学校区	備考
用途変更・廃止施設等	鳥飼市民サービスコーナー	15	第2	用途変更
	南摂津市民サービスコーナー	51	第2	用途変更
	正雀市民サービスコーナー	33	第1	用途変更
	千里丘市民サービスコーナー	25	第3	用途変更
	別府市民サービスコーナー	21	第4	廃止
	別府公民館	444	第4	廃止
	旧三宅小学校	4,944	第3	検討中
	旧味舌小学校	4,771	第1	検討中

2 インフラ資産について

インフラ資産については、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議が取りまとめた「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年（2013 年）11 月 29 日）の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安全・安心の確保と経費の縮減を進めていきます。

(1) 道路・橋りょう

道路は今後、老朽化に伴う維持管理費の増大が想定されることから、道路舗装や道路施設の点検・調査を行い、これをもとに計画的な修繕を行うことにより、効率的な維持管理の実現をめざします。

また、橋りょうについては、架設後 50 年を経過するものが増加することから、平成 25 年（2013 年）3 月に策定した「摂津市橋梁長寿命化修繕計画」をもとに、定期点検～計画見直し～補修～定期点検のメンテナンスサイクルを構築し、適正かつ効率的な維持管理に取り組みます。

(2) 上水道

上水道は、投資と財源の均衡を原則とする経営戦略を策定するとともに、その対応策として施設の長寿命化を含む運営及び維持管理コストの縮減に取り組みます。

(3) 下水道

下水道事業は、施設の老朽化への適切な対応が求められる一方で、節水や人口減少に伴う使用料収入の減少などから、経営環境は、厳しさを増していくと予想しています。このため、下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付を行った上で、下水道施設のライフサイクルコストの低減化や、予防保全型管理の導入による安全確保など、戦略的な維持、修繕及び改築を行い、下水道施設全体の管理を最適化するストックマネジメントを推進することとしています。

第4章 参考資料等

1 更新費用等の推計条件

更新費用等の推計条件は、総務省提供の「公共施設等更新費用試算ソフト」の初期設定値を用いています。これらの初期設定値は、平成23年（2011年）3月に総務省監修の下、日本財団の助成を受けて財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づくものです（図表4.1.1、図表4.1.2参照）。

図表 4.1.1 公共建築物更新費用等の推計条件

基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算する。 		
数量について	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の過去の年度ごとの延床面積を用いる。 昭和25年（1950年）以前の施設については、合計した延床面積を用いる。 		
更新（建替え）	<ul style="list-style-type: none"> 更新年数：建設年から60年目に建替えることとしている。 建替え期間：単年度に建替えの負担が集中しないように建替え期間を3年としている（59年目から61年目）。 積み残し処理を割り当てる年数：試算時点で更新年数を既に経過し、建替えられなくてはならないはずの施設が、建替えられずに残されている場合に、積み残しを処理する年数を10年としている。 		
大規模改修	<ul style="list-style-type: none"> 実施年数：建設年から30年目に大規模改修を行うこととしている。 修繕期間：単年度に大規模改修の負担が集中しないように修繕期間を2年としている（29年目から30年目）。 積み残し処理を割り当てる年数：試算時点で改修実施年数を既に経過し、大規模改修されなくてはならないはずの施設が、大規模改修されずに残されている場合に、積み残しを処理する年数を10年としている。ただし、建設時より51年以上経ているものについては建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定している。 		
	対象施設類型	更新（建替え）単価	大規模改修単価
	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	学校教育系、子育て支援等施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

※ 大規模改修の単価は、建替えの約6割で想定するのが一般的とされているため、この想定単価を設定している。

図表 4.1.2 インフラ資産更新費用等の推計条件

インフラ資産名	分 類	更新年数	更新単価
道 路	一般道路	15 年	4.7 千円/㎡
	自転車歩行者道		2.7 千円/㎡
橋りょう	PC 橋	60 年	425 千円/㎡
	RC 橋		425 千円/㎡
	鋼橋		500 千円/㎡
上水道	導水管 300mm 未満	40 年	100 千円/m
	送水管 300~500mm 未満		114 千円/m
	// 500~1000mm 未満		161 千円/m
	配水管 150mm 以下		97 千円/m
	// 200mm 以下		100 千円/m
	// 250mm 以下		103 千円/m
	// 300mm 以下		106 千円/m
	// 350mm 以下		111 千円/m
	// 400mm 以下		116 千円/m
	// 450mm 以下		121 千円/m
	// 500mm 以下		128 千円/m
下水道	管径 250mm 以下	50 年	61 千円/m
	管径 251~500mm 以下		116 千円/m
	管径 501~1000mm 以下		295 千円/m
	管径 1001~2000mm 以下		749 千円/m

2 官民連携手法について

(1) 多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針

国は、極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要であるとし、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年（2015 年）12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定。以下「指針」という。）を定めました。

この指針の趣旨は、公共施設等の整備等に当たり、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに貴重な税金を効率的かつ効果的に使用することが大きな課題となっていることから、公共施設等の整備等に当たっては、まずは PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを優先的に検討するよう人口 20 万人以上の地方公共団体に対して要請を行ったものです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 人口 20 万人以上の地方公共団体が対象。② 地域の実情を踏まえ、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を平成 28 年度（2016 年度）末までに定め、これに従って優先的検討を行う。③ 人口 20 万人以上の地方公共団体が所管する公共法人も対象。④ 人口 20 万人未満の地方公共団体 ⇒ 同様の取組を行うことが望ましい。 |
|--|

本市においても、今後、投資的経費の大幅な縮減が余儀なくされています。従来の官主導の事業から脱却し、幅広い官民連携手法の検討と効果的な導入が求められています。

以上を踏まえて官民連携手法の概要、ポイントを整理します。

(2) 官民連携手法について

官民連携とは、PPP（Public Private Partnership：パブリック・プライベート・パートナーシップ）と呼ばれ、官民連携の包括的な概念で民間事業者の関与度合いや資産保有形態によっていくつかの整備手法に分かれます。

手法には、PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）、包括的管理委託、指定管理者制度といった様々な手法があり、また、それらの手法には、民間事業者の関与度合いや資産保有形態によっていくつかの方式に分かれます（図表 4.2.1 参照）。

図表 4.2.1 官民連携手法

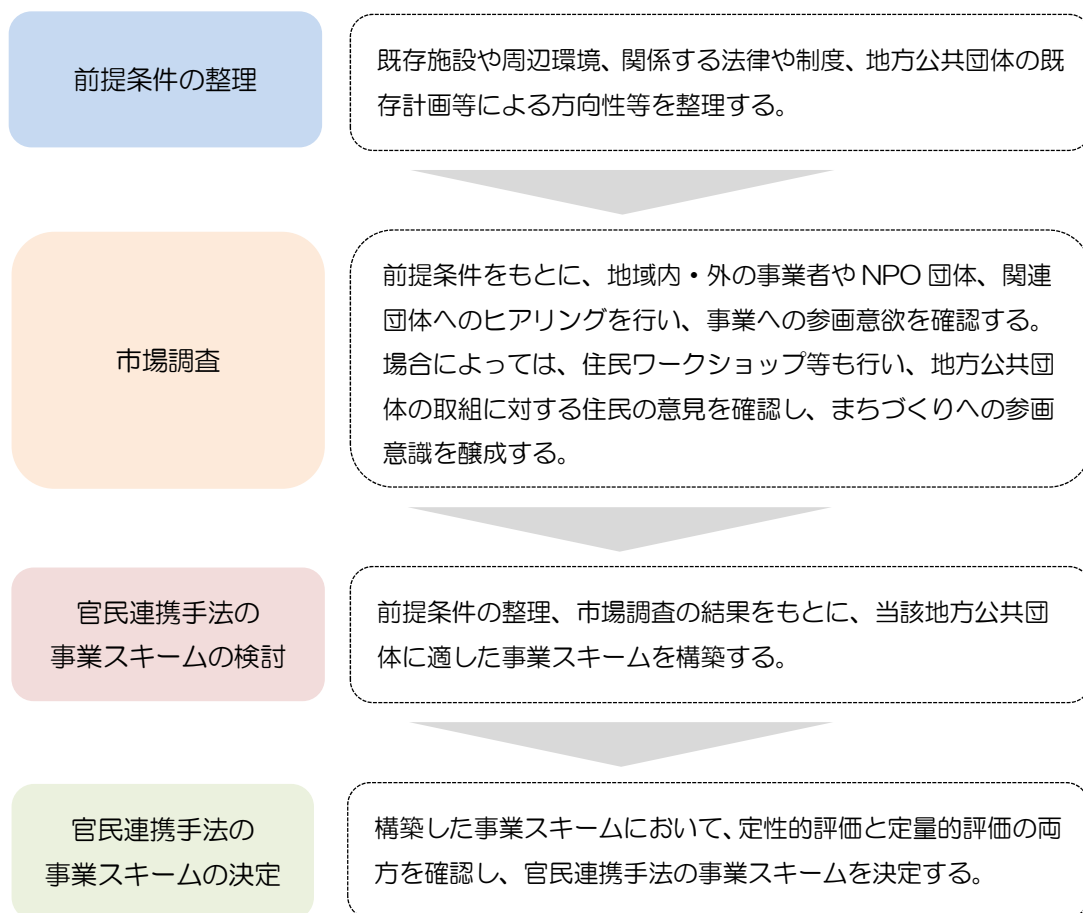
官民連携手法	事業方式等
PFI Private Finance Initiative	<p>民間資金による社会資本整備であり、次に示すような幾つかの事業方式がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① BTO（Build Transfer Operate）方式：施設の整備を民間が行い、施設整備後は所有権を行政へ移転し、民間が維持管理運営を行う。 ② BOT（Build Operate Transfer）方式：施設の整備を民間が行い、整備後は民間が施設を所有しつつ運営を行い、事業終了後に所有権を行政に移転する。 ③ BOO（Build Own Operate）方式：施設の整備を民間が行い、整備後は民間が施設を所有しつつ運営を行う。 ④ コンセッション方式：施設の所有権は行政が保有し、長期にわたって運営権を民間に提供することで民間事業者が施設の維持管理運営を行う。
PFIに類似する手法	<p>PFI法に基づかない手法（民法上の契約行為ではない。）で、民間事業者に施設整備から公共サービスの提供を委ねる点で、PFIに類似している。主にDB方式とDBO方式の2種類の手法がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① DB（Design Build）方式：民間事業者に設計・建設を一括発注・性能発注をする手法である。 ② DBO（Design Build Operate）方式：民間事業者に設計・建設・維持管理・運営等を長期契約とし、業務を一括発注・性能発注する手法である。
包括的管理委託	<p>地方公共団体が行政責任を果たすために必要な監督権等を留保したうえで、その業務を包括的に民間（個人も含む）に委託する制度である。</p>
指定管理者制度	<p>公共施設の管理・運営を民間企業やNPOに包括的に代行させる制度である。</p>
民設公営	<p>民間事業者が施設の設計・建設等を行い、行政が維持管理・運営等を行う手法である。</p>

(3) 官民連携手法の選定について

官民連携手法を導入するメリットは、行政と民間で適切なリスク分担が行えること、民間の資金調達やノウハウを活用することで低廉かつ質の高い行政サービスの提供ができること、それに伴う行政の財政負担の軽減、地域事業者の参画による地域経済の活性化などがあげられます。そのため、行政が実施する事業に適した手法の選択を基本計画策定段階から模索することは、上記に挙げた官民連携手法のメリットを最大限に発揮するために極めて重要です。

官民連携手法を検討する際は、一般的には、導入可能性調査を行い、官民連携事業の実施の可否を決定します。官民連携事業においては、事業に参画する事業者の有無が事業成立の大きな要因となるため、導入可能性調査によって、地方公共団体の状況や事業者の参画意欲に基づく事業スキームを構築します（図表 4.2.2 参照）。

図表 4.2.2 導入可能性調査の流れ



その際、事業の基本的条件をもとに、リスク分担・資金調達・LCC（ライフサイクルコスト）・民間事業者の参画意欲等の様々な条件をフィルターにして比較しながら、事業に適した事業方式の検討を行う必要があります（図表 4.2.3 参照）。

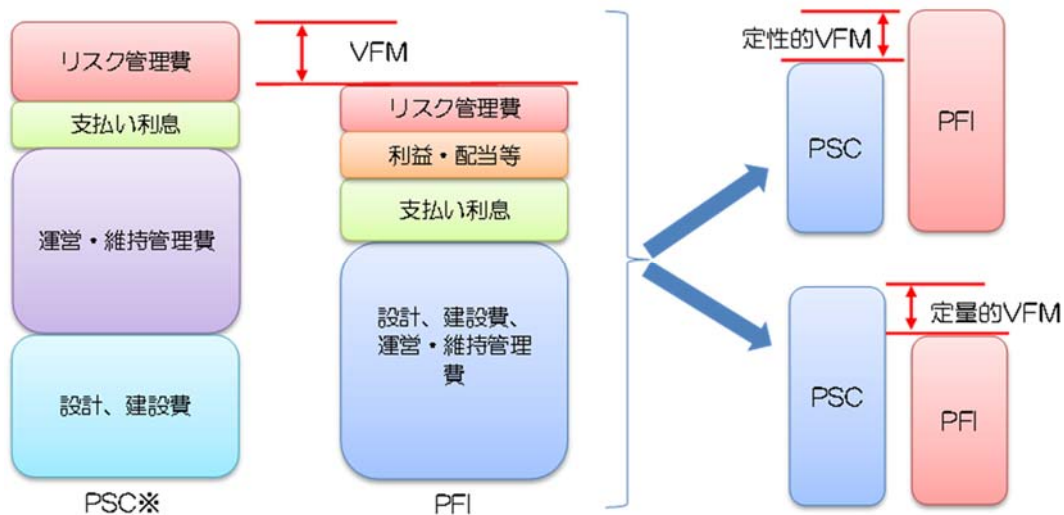
図表 4.2.3 官民連携手法検討フィルター



官民連携手法の検討において、もう一つ重要な点は、VFM (Value For Money) の考え方です。VFMとは、公共施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く（定量的評価）、または同一価格で、より上質のサービスを提供する（定性的評価）考え方です。

ここで、定量的な評価のみを重視してしまった場合、本来の官民連携事業で期待する効果である民間の技術力や経営力等のノウハウや資金力といった、民間の活力を十分に活かした民間の創意工夫による良質な行政サービス創出の視点が軽視されてしまうことが懸念されます。そこで、民間の創意工夫を最大限に発揮するために定性的な視点を加えてVFMを評価することにより民間の創意工夫を評価できるため、官民連携事業の本来の目的である民間活力の導入による良質な行政サービスの創出が期待できます（図表 4.2.4 参照）。

図表 4.2.4 VFMの考え方



※ P S C (Public Sector comparator) : 公共自らが実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値。提案されたP F I 事業が従来型の公共事業に比べ、V F Mが得られるかの評価を行う際に使用される。

(4) ESCO事業について

ア 概要

ESCO 事業とは、Energy Service Company の略称で、企業や地方公共団体等と契約した ESCO 事業者が整備経過年数の長い照明設備や空調・熱源設備などを新しい設備に更新することで生まれる光熱水費の削減費により、設備の改修費及び維持管理費を賄う事業のことです。

ESCO 事業の特徴としては、以下の3点が挙げられます。

- ① ESCO 事業では、省エネルギー量を保証するパフォーマンス契約について、企業や地方公共団体等と ESCO 事業者とで締結する。
- ② ESCO 事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達等にかかるサービスを包括的に提供する。
- ③ ESCO 事業者は、設備設置後に省エネルギーの計測・検証を行う。

イ 契約方式

ESCO 事業には、次の2つの契約方式があります。

■ギャランティード・セイビングス契約（改修施設の所有は、企業や地方公共団体等）

企業や地方公共団体等が省エネルギー改修に係る費用を負担し、ESCO 事業者は企業や地方公共団体等に対して一定期間省エネルギー効果を保証します。改修後、光熱水費の削減分にて投資回収、一部を維持管理・運営費用として ESCO 事業者に支払います。事業期間終了後の省エネルギー効果による利益は、全て企業や地方公共団体等に還元されます。

■シェアード・セイビングス契約（改修施設の所有は、ESCO 事業者）

ESCO 事業者が省エネルギー改修に係る費用を負担し、契約期間中の省エネルギー効果についても保証します。改修後、企業や地方公共団体等は光熱水費の削減分から初期投資費用の償却費を含んだ金額及び維持管理・運営費用を ESCO 事業者へ支払います。事業期間終了後の省エネルギー効果による利益は、全て企業や地方公共団体等に還元されます。

ウ 本市におけるESCO事業の取組

本市の照明・空調・熱源施設は、新館・本館共に平成5年（1993年）の大規模改修時に設置したものです。設置後20年以上が経過していることから、故障による修繕等が増加傾向にあり、平成28年度（2016年度）において、ESCO事業の実施に向けて、次のような点に着目して検討を行っています。

- ・ 省エネルギー率・二酸化炭素削減率25%を目標とする。
- ・ 民間事業者との連携によるESCO事業（シェアード・セイビングス契約）を推進し、本市の支出の平準化を図る。

以上の検討を踏まえ、平成29年度（2017年度）中に改修工事を行い、平成30年（2018年）年4月からのサービス開始を予定しています。

3 庁内検討組織及び策定経過

(1) 庁内検討組織

部署	庁内検討委員会
総務部	防災管財課長
	財政課長
市長公室	政策推進課長
市民生活部	市民活動支援課長
	文化スポーツ課長
	市民課長
環境部	環境センター長
保健福祉部	保健福祉課長
	障害福祉課長
建設部	建築課長
	水みどり課長
	道路管理課長
上下水道部	水道施設課長
	下水道事業課長
	下水道業務課長
教育総務部	教育委員会総務課長
	子育て支援課長
	生涯学習課長
次世代育成部	こども教育課長
消防本部	消防本部総務課長

(2) 策定経過

開催年月日	会議名	内容
平成28年2月23日	第1回摂津市公共施設等総合管理庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画策定主旨と庁内検討委員会の設置について
平成28年4月25日	第2回摂津市公共施設等総合管理庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画策定スケジュール及び固定資産台帳整備の目的と計画への反映について 公共施設等総合管理計画策定及び固定資産台帳整備支援業者選定プロポーザル実施について
平成28年6月28日	第3回摂津市公共施設等総合管理庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画策定及び固定資産台帳整備支援業者の決定について 固定資産台帳整備に係る資産の洗い出し作業について
平成28年7月20日	公共施設等総合管理計画の概要及び固定資産台帳整備の説明会	<ul style="list-style-type: none"> 摂津市公共施設等総合管理計画策定主旨 固定資産台帳の整備主旨 固定資産台帳整備に係る各課ヒアリングの実施について
平成28年9月28日	第4回摂津市公共施設等総合管理庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 摂津市公共施設等総合管理計画骨子(案)について 固定資産台帳整備中間報告
平成28年12月9日	第5回摂津市公共施設等総合管理庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 施設類型ごとの管理に関する基本方針に係る施設所管課の意見集約 開始固定資産台帳整備に係る不明点の確認

4 用語の解説

【い】

■一般財源

地方公共団体の歳入のうち、用途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税などの合計額。

■インフラ資産

一般的に生活や産業の基盤として整備される施設としてのインフラのうち、道路、橋りょう、上水道及び下水道のこと。なお、上水道及び下水道については、管に加えて処理施設等も含めている。

■インフラ長寿命化基本計画

インフラの老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25 年（2013 年）6 月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年 11 月にとりまとめられた計画のこと。今後、この計画に基づき、国、地方公共団体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。

【か】

■官民連携手法

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う様々な手法のこと。

■学校教育系施設

公共建築物のうち学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）に定める学校（幼稚園、小学校、中学校）及び学校の活動を支援する施設（教育支援センターなど）を含めたもの。

【き】

■供給処理施設

上水、ガス、電力等の供給、下水、ごみ処理など都市の生活に必要な循環機能、エネルギー供給に係わる施設の総称。電力供給施設、ガス供給施設、上下水道、ゴミ処理場などがある。

■義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられた経費をいい、きわめて硬直性の強い経費である。

■行政系施設

公共建築物のうち市役所庁舎や消防施設など、法律などの法規に基づいて行う政務を執り行う施設のこと。

【こ】

■公共施設整備基金

公共施設の適切な機能の維持管理に必要な財源を確保し、安全で快適な公共施設の管理及び財政の健全な運営に資するために積み立てた基金のこと。

■高度経済成長期

高度経済成長とは、経済成長率がとても高いことをいい、日本では昭和 30 年（1955 年）から昭和 48 年（1973 年）の約 20 年にわたり、経済成長率（実質）年平均 10% 前後の高い水準で成長を続けた。この時期のことをいう。

■子育て支援施設

公共建築物のうち地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るための施設のことで、子育て総合支援センターや保育所、べふこども園などが該当する。

■固定資産台帳

新地方公会計導入のため、固定資産（土地、建物、工作物、物品など）を種類別に分類した上で、取得日・取得価額などの明細を記録し、減価償却が必要な資産に関しては償却額なども記載する台帳のこと。

■合計特殊出生率

15～49 歳の女性の年齢別出生率（＝母親の年齢別出生数／年齢別の女性の人数）を合計した指標で、一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表すもの。

【さ】

■歳出

国・地方公共団体の一会計年度における一切の支出のこと。

■歳入

国・地方公共団体の一会計年度における一切の収入のこと。

【し】

■市民文化系施設

公共建築物のうち市民の文化活動を支える施設で、市民文化ホールや公民館、集会所などが該当する。

■社会教育系施設

公共建築物のうち市民の社会教育を支える施設で、市民図書館などが該当する。

■社会資本

国や地方公共団体が公共事業によって整備した、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産や公営住宅、病院、学校などの公共建築物、国土保全事業としての治山、治水などが含まれる。

■社会保障関係経費

国民の生活を保障する社会保障に関連する歳出で、一般会計における社会保障関係費は社会保険費、社会福祉費、生活保護費、保健衛生対策費、失業対策費に分類されている。

■自主財源

地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいう。地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入がこれに該当する。自主財源の割合が高いことは、その用途決定が自主的に行いうる状況を指しており、地方公共団体にとって、一般的に自主財源の割合が高いことが望ましい。

■住民基本台帳

住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民に関する事務処理の基礎となるもの。

■新耐震基準

現在の耐震基準は、昭和56年（1981年）に制定されたもので、以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。「頻繁に起こる大きさの地震（震度5程度）に対しては建物構造に損害がないようにする。」「滅多に起こらないが大きな地震（震度6強から7程度）に対しては、致命的な損害を回避し人命を保護するようにする。」ことを目標としている。

■新地方公会計制度

新地方公会計制度とは、「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方公共団体の会計制度に「発生主義・複式簿記」の企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、地方公共団体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った地方公共団体経営の強化につなげようとするもの。

■人口構造

人口を、性、年齢、所得階級などのさまざまな指標で分類したもの。最も基本的なものは男女年齢別構成で、これを図化したものが人口ピラミッドである。年少人口、生産年齢人口、老年人口の構成比も人口構造の一種である。

■人口動態

ある一定期間内の人口変動のこと。通常一年間の出生・死亡・移動・結婚・離婚の数で把握する。

【す】

■スポーツ・レクリエーション施設

公共建築物のうち市民のスポーツ・レクリエーション活動を支える施設で、体育館、温水プール、テニスコートなどが該当する。

【せ】

■生産年齢人口

総務省統計局の人口調査による年齢別人口のうち、15歳から64歳までの人口で、労働力の中核をなす人口のこと。

【た】

■耐震基準

建築物や土木構造物の設計の際に適用される地震に耐えることができる構造の基準で、建築基準法や道路橋示方書などにより定められている。

■耐震促進計画

平成18年（2006年）1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号）（耐震改修促進法）が改正され、国において計画的な建築物の耐震化を推進するための基本方針が示されるとともに、都道府県は国の基本方針に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（都道府県耐震改修促進計画）の策定が義務づけられ、市町村においては市町村耐震改修促進計画の策定について努力義務が規定された。このことに基づいて策定される計画のこと。

■耐用年数（公共建築物）

減価償却費の算定基準として、財務省令で定められた法定耐用年数のことであり、建物の構造、用途によって異なる算定基準で定められている。法定耐用年数＝建物の寿命ではない。

■多数の者が利用する建築物等／準・多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物等とは、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号）第14条各号に規定される建築物のことで、学校・劇場・事務所等一定規模以上の建築物。

準・多数の者が利用する建築物とは、多数の者が利用する建築物等の要件には満たないものの、公共性の高い市有建築物のうち階数2以上かつ200㎡以上の建築物。

【ち】

■地方交付税

都会でも田舎でも等しい行政サービスを受けられるよう、それに必要となる費用を、国が各地方公共団体に配分するもの。

■地方税

地方公共団体がかける税金で、道府県税と市町村税と分かれ、さらに一般的に経費にあてるための普通税と、特定の費用にあてるための目的税とに分かれる。

■長寿命化

従来の対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、公共施設等の定期的な施設点検を行い、損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、構造・設備・機能などの耐久性を高め、公共施設等をできるだけ長く利用する手法のこと。

【と】

■投資的経費

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のこと。生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質別経費としては、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費があげられる。

■都市基盤

道路、交通、公園、上水道、公共下水道など都市を形成する生活基盤のこと。

【ね】

■年少人口

総務省統計局の人口調査による年齢別人口のうち、0歳～14歳までの人口のこと。

【ふ】

■扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度（医療、年金、福祉、介護、生活保護など）の一環として児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国・地方公共団体が行う支援に要する経費のこと。

■普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

【ほ】

■保健・福祉施設

公共建築物のうち市民の保健・福祉に関する支援を行う施設で、地域福祉活動支援センター、ふれあいの里（ひびきはばたき園、身体障害者老人福祉センター）などが該当する。

【ま】

■マネジメント

ある目標に対して、様々な資源・資産・リスクを管理し、効果を最大化する手法のこと。その内容には、評価・分析・選択・改善・回避・統合・計画・調整・指揮・統制・組織化などの様々な要素を含んでいる。

■マネジメントシステム

経営上の方針・目標を、どのようなやり方で達成するのか、誰がどのような役割分担で活動を行うのか、目標が達成できそうにない場合はどのようにして挽回するのか、といった経営目標を達成するための活動の仕組みやルールの総称のこと。

【も】

■モニタリング

観察や監視、点検、記録などの意味を持つ言葉。マネジメントにおいては、計画時点で定めた様々な目標値に対して、実施段階でどのような途中経過や結果がでているかを監視し、改善につなげる活動のことをいう。

【よ】

■用途地域

都市計画法に基づく地域地区のうち、最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態について、一定の制限を定めることにより、土地利用を方向づけるもの。都市の環境保全や機能促進のために、住居系、商業系、工業系などの地域に分けられる。

【ら】

■ライフサイクルコスト（LCC）

建物のライフサイクル全体にわたって発生する費用のこと。建設費から、光熱水費、点検・保守などの維持管理費用、更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含んでいる。

【ろ】

■老年人口

総務省統計局の人口調査による年齢別人口のうち、65歳以上の人口のこと。

【E】

■ESCO（Energy Service Company：エネルギー・サービス・カンパニー）

企業や地方公共団体等と契約したESCO事業者が整備経過年数の長い照明設備や空調・熱源設備などを新しい設備に更新することで生まれる光熱水費の削減費により、設備の改修費及び維持管理費を賄う事業のこと。

【F】

■FM (Facility Management : ファシリティ・マネジメント)

アメリカで生まれた経営管理方式で、本来は企業や団体が、その財産（土地、建物、設備、工作物などとそれらに関わる様々な環境）を最適な状態（最小のコストで最大の効用を得る状態）で保有、運営、維持、活用するための総合的な管理手法のこと。

本計画でいうところの FM 計画とは、この手法を用いて全市最適の考え方に立って策定する実施計画のことをいう。

【P】

■PPP/PFI

PPP (Public Private Partnership : パブリック・プライベート・パートナーシップ) とは、官民連携手法の包括的な概念で民間事業者の関与度合いや資産保有形態によっていくつかの整備手法に分かれ、PFI 事業、指定管理者制度、包括的管理委託などがある。

PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、PPP の一手法で、公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

摂津市公共施設等総合管理計画

発行 /平成29年(2017年)3月

摂 津 市

編集 /摂津市総務部防災管財課